

平成28年5月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(行ウ)第2号 山形県議会議員政務調査費返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成28年2月16日

判

決

山形県米沢市中央四丁目3番17号 高橋敬一法律事務所内

原 告 市民オンブズマン山形県会議
(以下「原告オンブズマン」という。)

同 代 表 者 代 表 佐 藤 欣 哉
同 長 英 二 郎

山形県米沢市

原 告

山形市

原 告

上記3名訴訟代理人弁護士 佐 藤 欣 哉
同 田 中 曉
同 外 塚 功

原告高橋敬一を除く原告ら訴訟代理人弁護士

高 橋 敬 一

山形市松波二丁目8番1号

被 告 山 形 県 知 事
吉 村 美 栄 子
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 伊 藤 三 之

主

文

- 1 被告が、別紙1「認容額一覧表」の「氏名」欄記載の者に対し、同表の「返還請求額(円)」欄記載の金員を支払うよう請求することを怠ることが違法であることを確認する。

- 2 被告は、別紙1「認容額一覧表」の「氏名」欄記載の者に対し、同表の「返還請求額（円）」欄記載の金員を支払うよう請求せよ。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを3分し、その2を原告らの負担とし、その余は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 被告が、別紙2「集計表」の「氏名」欄記載の者に対し、同表の「支出額」欄記載の金員を支払うよう請求することを怠ることが違法であることを確認する。
- 2 被告は、別紙2「集計表」の「氏名」欄記載の者に対し、同表の「支出額」欄記載の金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、山形県の財政支出を県民の立場から監視すること等を目的として結成された、山形県に住所を有する権利能力なき社団である原告オンブズマン及び山形県の住民であるその余の原告らが、平成21年度に山形県議会議員（以下、単に「議員」という。）であった別紙2「集計表」の「氏名」欄記載の者（以下、これらを併せて「相手方議員ら」という。）は、山形県から交付を受けた同年度の政務調査費の一部を政務調査活動以外の目的に違法に支出し、それにより違法な支出相当額の不当な利得を得ているにもかかわらず、山形県知事である被告がその返還請求を違法に怠っているとして、被告に対し、地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。）242条の2第1項3号に基づき、上記の返還請求を怠ることが違法であることの確認を求めるとともに、同項4号に基づき、相手方議員らに対して不当利得額の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

2 前提事実（証拠等の摘示のない事実は当事者間に争いがない）

(1) 当事者等

ア 原告オンブズマンは、山形県の財政支出を県民の立場から監視すること等を目的として結成された、山形県に住所を有する権利能力なき社団である。原告高橋敬一及び原告渡邊寛は、かつて原告オンブズマンの代表者であった者であり、いずれも山形県の住民である。（弁論の全趣旨）

イ 被告は、山形県の執行機関である。

ウ 相手方議員らは、いずれも平成21年度に議員を務めた者である。

(2) 政務調査費の支出及び相手方議員らによる調査研究費としての利用

相手方議員らは、平成21年度において、それぞれ、被告から政務調査費の交付を受け、別紙3「支出費目1（A類型）」、別紙4「支出費目2（B類型）」、別紙5「支出費目3（C類型）」、別紙6「支出費目4（D類型・児玉太）」、別紙7「支出費目5（D類型・星川純一1）」及び別紙8「支出費目6（D類型・星川純一2）」（以下、それぞれ単に「別紙3」などという。なお、「A類型」、「B類型」、「C類型」及び「D類型」という語の意味については後述のとおりである。）の「議員氏名」欄記載の各議員において、それぞれ、山形県議会議長（以下、単に「議長」という。）に対し、交付を受けた政務調査費の一部を、上記各別紙の「支出年月日」、「支出額（円）」、「支出相手先」及び「支出内容」各欄記載の使途（以下、個別の支出については、上記各別紙の「番号」欄記載の番号を用いて「支出番号A1」などという。）により、調査研究費として利用した旨の地方自治法100条15項所定の政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下、「収支報告書」という。）を提出した（弁論の全趣旨）。

(3) 原告らによる監査請求及び本件訴訟の提起

原告らは、平成23年3月28日、山形県監査委員に対し、被告に対して相手方議員に対する平成21年度の政務調査費の一部の返還請求権を行使す

るよう勧告することを求めて住民監査請求をした。山形県監査委員は、同監査請求について、平成23年5月27日付けで、政務調査費に違法又は不当な支出があったとはいえず、また、被告が財産の管理を怠っている事実も認められないとして、これを棄却する旨の決定をし、原告らは、その頃、監査の結果の通知を受けた。原告らは、同年6月26日、本件訴訟を提起した。

(甲1、当裁判所に顕著な事実)

(4) 関連法令の定め等

ア 地方自治法100条14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定め、同条15項は、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定していた。

イ 山形県は、地方自治法100条14項及び同条15項の規定に基づき、山形県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月23日山形県条例第4号。以下「本件条例」という。乙378）を定めた。

本件条例3条の2は、「議員に対して交付すべき政務調査費の額は、1月当たり28万円とし、当該政務調査費は、月の初日に在職する議員に対し、四半期ごとにその四半期分を交付するものとする。」と定め、本件条例9条は、政務調査費の用途を、おおむね調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費といった科目によるものとし（1項）、その基準は議長が定めるところによる旨定めている（2項）。

また、本件条例10条は、収支報告書につき、科目ごとに政務調査費の

支出額、事業実施内容及び事業の成果等を記載するよう求めるとともに（１項、別記様式）、収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（当該書類の取得が困難な場合、当該書類による当該支出の証明が困難な場合等は、議長が定める様式による書面）を添付しなければならない旨定めている（５項）。

さらに、本件条例１２条１項は、会派及び議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において行った政務調査費による支出の総額を控除した残余がある場合、残余の額に相当する額の政務調査費を山形県に返還しなければならない旨定めている。

本件条例の定めの詳細は、別紙９「本件条例の定め」のとおりである。

ウ 議長は、本件条例の施行に関する必要な事項を定めるため、山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成１３年３月３０日山形県議会告示第２号。以下「本件施行規程」という。乙３７９，３８０）を定め、本件条例９条２項所定の政務調査費の使途である各科目の基準（以下「本件使途基準」という。）を、別紙１０「本件使途基準」のとおり定めている（５条、別表）。

また、本件施行規程６条は、本件条例１０条５項所定の書面（以下「支払証明書」という。）の様式を定めているところ、同様式は、支出科目ごとに、支出科目、支払年月日、支払額、支払先、使途及び内容並びに備考の各欄の記載を求めるものとなっている。

エ さらに、議長は、本件条例に基づき交付される政務調査費の取扱いについて必要な事項を定めるため、山形県政務調査費の取扱いに関する要領（平成２０年３月２１日制定のもの。以下「本件取扱要領」という。乙３８１）を定め、政務調査費の支出に当たっての基本的事項や、本件条例所定の政務調査費の使途である各科目及び本件使途基準についての運用の目安、そして政務調査費を充当するのに適さない経費（以下、これらをまと

めて「本件運用目安」という。)を、別紙11「本件運用目安」のとおり定めている。

オ そして、山形県議会は、平成20年3月、政務調査費の手引（以下「本件手引」という。乙377）を作成した。本件手引は、本件条例、本件施行規程及び本件取扱要領で定めた事務処理方法、使途基準、各種書式を網羅したもので、山形県議会は、本件手引を、政務調査費の使途などについて、その適否を具体的に判断する際のよりどころとして利用してきた。本件手引の記載のうち本件訴訟に関係するものは、別紙12「本件手引の記載」のとおりである。（甲1，弁論の全趣旨）

3 争点

相手方議員らによる平成21年度の政務調査費の各支出における違法な支出の有無及びその額

4 争点に関する当事者の主張

（原告らの主張）

- (1) 被告は、平成21年度において、別紙2「集計表」の「氏名」欄各記載の者（相手方議員ら）に対して政務調査費を支出し、相手方議員らにおいて、その全額又は一部を自己の活動に調査研究費として充当している。しかし、そのうち、同表の「支出額（円）」欄記載の各金額は、以下に述べる通り、本件使途基準に適合しない、政務調査とは無縁な目的外支出であり、相手方議員らは、同各金額について法律上の原因なく利得しているというべきであるが、被告は、相手方議員らに対し、その返還を請求すべきであるにもかかわらずこれを違法に怠っている。
- (2) 別紙3の「議員氏名」欄記載の者は、県議会より費用弁償が行われた置賜地域議員協議会後の懇親会参加費のうち5000円を政務調査費から支出している（以下、同懇親会参加費への政務調査費の支出をまとめて「A類型」ということがある。）。また、別紙4の「議員氏名」欄記載の者は、主催の

山形県（総合支庁）等の案内した会合（その名称は、同別紙の「支出内容」欄のとおりである。）後の懇親会参加費のうち5000円を政務調査費から支出している（以下、同別紙記載の各懇親会参加費への政務調査費の支出をまとめて「B類型」ということがある。）。

本件手引によれば、このような、研修会や会議の後の懇親会の会費を政務調査費から支出するためには、研修会や会議と懇親会の一体性があり、実質的な情報交換、意見交換が行われたことが要求される。このうち、一体性については、研修会や会議と懇親会の主催者の同一性、場所的な同一性が認められる必要がある。しかし、A類型、B類型に係る各懇親会は、参加した県職員が参加費を私費で負担していることも踏まえて考えると、主催者の同一性又は場所的な同一性が認められず、一体性は認められない。また、上記各懇親会は、飲酒しながら参加者同士で雑談することを目的としていることは明らかであり、実質的な意見交換が行われたと評価することはできない。そうすると、その参加費に政務調査費を充当することは、本件使途基準に適合しない。このような酒食の費用を税金（政務調査費）で賄うべき正当性は全くない。

- (3) また、別紙5の「議員氏名」欄記載の各議員は、同別紙の「支出年月日」、「支出額（円）」、「支出相手先」及び「支出内容」各欄記載の各費目に政務調査費を支出しているが、これらの支出は、①議員、政治家、市民としての活動であって「政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費」、「政務調査費を充当するのに適さない会費等」に該当すると思われる支出、②自宅と事務所、県議会棟に移動する経費又は③旅費宿泊費が「特別職の職員の給与等支給条例」に規定する宿泊料の上限を超えた支出（以下、同別紙記載の各支出をまとめて「C類型」ということがある。）というべきであり、C類型に係る政務調査費の支出は本件使途基準に適合しないというべきである。

C類型の各支出についての原告らの主張の詳細は、別紙5の「原告側の違法事由」欄記載のとおりである（なお、同別紙の「原告側の違法事由」欄の左側に記載された符号の意味は、同欄の右側の第1文に記載のとおりである。）。

- (4) さらに、児玉太議員（以下「児玉議員」という。）は、別紙6の「支出年月日」、「支出額（円）」、「支出相手先」及び「支出内容」各欄記載の名目で政務調査費を利用しているが、これらの政務調査費の支出は、政務調査の目的、内容、調査相手先等が不明で検討できず適正な公金の支出とはいえない支出（以下、そのように評価すべき支出をまとめて「D類型」ということがある。）と評価すべきであり、違法である。

児玉議員による政務調査費の支出は、多くが東京都の参議院議員会館における岸宏一参議院議員（以下「岸議員」という。）との意見交換のための費用であるとされている（支出番号D1(1)、(5)ないし(17)）。しかし、被告側の説明を踏まえても、意見交換の相手方は岸議員のみであり、他の国会議員の同席はなく、意見交換のテーマに係る国の担当職員や専門家が同席した形跡もない。また、同テーマは広範囲にわたるところ、岸議員がこれに精通しているとはうかがわれない。このように、児玉議員が東京都の参議院議員会館を訪ね、岸議員とその時期に多数回の意見交換をすべき理由はないから、それに要した費用は、およそ政務調査の一環の費用とは考えられない。

そのほか、別紙6に記載された各支出ごとの違法事由の主張は、同別紙の「原告側の違法事由」欄記載のとおりである。

- (5) そして、星川純一議員（以下「星川議員」という。）は、別紙7及び別紙8の「支出年月日」、「支出額（円）」、「支出相手先」及び「支出内容」各欄記載の名目で政務調査費を利用しているが、これらの政務調査費の支出もまた、政務調査の目的、内容、調査相手先等が不明で検討できず適正な公金の支出とはいえない支出（D類型）と評価すべきであり、違法である。

星川議員は、頻繁に自家用車を利用して出張しているとして、交通費に政務調査費を充当していたが、支払証明書を見ると、通常の議員活動はおろか日常生活にも支障が予測されるほどの頻度や走行距離での出張が行われた旨記載されている。また、星川議員は、平成23年8月4日、訂正届を提出して政務調査費の大部分を返還しているが、訂正の理由は明らかでなく、返還されていない部分についても、記載の根本的な誤りがあったと推測されるところである。これらの事情に照らすと、自家用車の利用の事実自体がなかったのではないかと疑われる。

そのほか、各支出ごとの違法事由の主張は、上記各別紙の「原告側の違法事由」欄記載のとおりである。

(被告の主張)

- (1) 以下に述べるとおり、原告らが違法である旨主張する各支出は、いずれも本件使途基準に反した支出ではないから、相手方議員らにおいて同各支出相当額を法律上の原因なく利得しているとはいえず、被告においてその返還請求を怠っているともいえない。

なお、原告らが違法である旨主張する各支出のうち、松沢洋一議員に係るものについては、同人において、入院加療中で本件訴訟に対応できないとの理由で、既に支出相当額全額を山形県に返還している。

- (2) 原告らは、協議会等の後に開催された懇親会への参加費に関する別紙3及び別紙4記載の各支出が目的外支出に当たる旨主張する。しかし、調査研究費として支出することが認められる、「他者が主催する会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費」の該当基準は、本件手引によれば、①公職選挙法の制限に抵触しないこと、②議員が行う政務調査活動として参加するものであること（議員側の目的の条件）、③当該懇談会が政務調査活動としての会議と一体性があること、④主催者の開催目的が意見交換等であること（主催側の目的の条件）、⑤実質的にも意見交換等が行われた場合である

こと（政務調査活動の実態があることの条件）、⑥自己負担分であること及び⑦目安として5000円程度であることの各要件から判断されるところ、原告らが違法である旨主張する各支出は、いずれも全部の要件を満たすのであって、本件使途基準に適合する。原告らは、会議と懇談会の主催者の同一性や、会議と懇談会の場所の同一性を欠くことをもって、上記各支出が目的外支出であると主張するが、そもそもこれらは、本件手引において、政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていない。

懇談会的主催者及び参加議員が意見交換を目的としており、実際にも政務調査活動が行われているのであれば、議員が懇談会参加費に調査研究費として政務調査費を充当することは認められてしかるべきであり、このことは、懇談会に県職員が私費で参加しているか否かには左右されない。飲食を伴う懇談会の席において、公開の会議の場で発言することが難しいような内容について、県の担当者と直接リアルな話をするとは、議員の調査研究活動として理解できるものである。

- (3) また、別紙5記載の各支出は、いずれも政務調査活動に関するものというべきであり、本件使途基準に適合しないものとはいえない。各支出ごとの被告の主張は、同別紙の「被告側の反論」欄記載のとおりである。
- (4) さらに、原告らは、児玉議員が、別紙6の支出番号D1(1)、(5)ないし(17)のとおり、参議院議員会館における意見交換のための交通費や宿泊費を政務調査費から支出したことについて、岸議員の慌ただしい状況の中で意見交換したとは考えられない、2日間にわたって意見交換する必要性は認められないなどと論難するが、慌ただしい状況だからこそ、参議院議員会館内だけでなく岸議員の状況や帰県の際に同行することで意見交換時間を確保したり、そのために前泊や当日泊することもあったのである。また、原告らは、意見交換のテーマについても、国の担当職員や専門家の同席の形跡がない、岸議員がそのテーマに精通しているとはうかがわれないなどと論難するが、児玉議

員が岸議員から例えば国政に関する関係資料を示され補足説明を受けることで、県政に有益な情報収集をし得るのであって、国の担当職員や専門家が同席したかどうかなどは関係がない。岸議員が意見交換のテーマに関して精通しているか否かの評価は別として、現に、児玉議員は、意見交換のテーマについて県政運営のために極めて有益な情報交換を行っている。

そのほか、別紙6記載の各支出ごとの違法事由の主張は、同別紙の「被告側の反論」欄記載のとおりである。

- (5) そして、原告らが違法である旨主張する星川議員の政務調査費の支出についても、本件使途基準に適合しないものであるとはいえない。各支出ごとの被告の主張の詳細は、別紙7及び別紙8の「被告側の反論」欄記載のとおりである。

なお、本件条例及び本件手引によれば、自家用車の利用による交通費のような、「領収証その他の証拠書類による当該支出の証明が困難な場合」には、議員作成の支払証明書を添付すれば足りるとされているのであって、燃料費についての受領書などの支払証明がないとしても、これに政務調査費を充当することが違法となるものではない。

第3 当裁判所の判断

1 総論

- (1) 地方自治法100条14項、15項の規定による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきたことに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである（最高裁平成17年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁参照）。

そして、地方自治法１００条１４項は、政務調査費を「議員の調査研究に資するため必要な経費」の一部として交付する旨を規定するにとどまり、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めることとしているが、これは、各地方自治体の実情に応じた運用を図るべく、条例等にその具体化を委ねることとしたものと解される。

そうすると、政務調査費に係る支出の適否は、上記地方自治法の趣旨に反しない限り、各地方公共団体における条例等の定めるところに従うべきであり、条例等における使途に係る定めが上記地方自治法の趣旨に則って定められているときには、それらの定めに基づいて上記適否を判断するのが相当であるというべきである。

- (2) 前提事実(4)のとおり、本件条例９条は、政務調査費の使途の科目を定めるとともに、その科目の基準を議長が定めるものとしており、同委任を受けて、議長は、本件施行規程によって本件使途基準を定めているのであって、その内容は、地方自治法１００条１４項にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」を具体化したものであって、地方自治法の趣旨に反するものではないというべきであるから、本件政務調査費の支出の適否の判断は、各支出が本件使途基準に合致するか否かを基準に判断するのが相当である。

そして、本件取扱要領及び本件手引は、法規範性を有するものではないが、本件取扱要領は、本件施行規程と同様、本件条例の施行に関し必要な事項を定めるものとして制定され、本件運用目安を定めているものであるし、山形県議会の作成した本件手引は、本件条例、本件施行規程及び本件取扱要領をまとめたものとして、政務調査費の支出はこれに従って運用されていたというのであって、いずれも、本件使途基準の趣旨や具体的内容を推知させるものとして、具体的支出の本件使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

- (3) そして、本件使途基準は、調査研究費につき「県の事務及び地方行財政に

関し会派又は議員が行う調査研究並びに調査委託に要する経費」と定めており、調査研究又は調査委託の必要性をその要件としているから、調査研究又は調査委託のための必要性が認められない支出は、本件使途基準に合致しないものとして違法になるというべきである。

議員の調査研究活動は県政全般に及び、その調査研究の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、議員の広範な裁量的判断に委ねられている側面があることは否定できないが、その裁量にはおのずから一定の限界があるというべきであり、当該支出に係る個別の事実から調査研究活動と県政との関連性を慎重に検討した結果、同支出に係る議員の判断に合理性があるということができない場合には、同支出につき調査研究のための必要性を認めることができず、本件使途基準に合致しないものとして違法になるものと解するのが相当である。

2 各論

- (1) 協議会等に引き続いて開催された懇親会の会費等を政務調査費から支出すること（原告らがA類型及びB類型とする各支出）が本件使途基準に適合しないか否かについて

ア 原告らは、別紙3及び別紙4の「議員氏名」欄記載の者が、それぞれ、同各別紙の「支出年月日」、「支出額」、「支出相手先」及び「支出内容」各欄記載の名目で、協議会等に引き続いて開催された懇親会の会費等を政務調査費から支出したことが本件使途基準に適合せず違法である旨主張する。

前提事実(4)のとおり、本件手引は、他者が主催する研修会や会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費に政務調査費を支出するための要件として、公職選挙法の制限に抵触しないこと、同懇談会が政務調査活

動としての研修会との一体性があること、主催者の開催目的が意見交換等であること、同懇談会の内容が講師や他の参加者との情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合であることを挙げ、政務調査費の支出の範囲については、自己負担分（会費等）のうち社会通念上妥当な範囲（目安として5000円程度）としており、議会における政務調査費の運用は、これに従って行われていたものであるところ、飲食を伴う会合や飲食費が一律に県政の調査研究と関連性がないとか、県政の調査研究のための費用として必要性及び合理性を欠いているとはいえず、本件手引における上記要件が地方自治法、本件条例、本件使途基準の趣旨に反するものと認めるべき事情もないから、他者が主催する研修会に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費に政務調査費を支出することが本件使途基準に適合するか否かは、本件手引における上記要件に沿って検討すべきである。

なお、原告らは、懇談会が政務調査活動としての研修会との一体であるためには、主催者及び場所が同一であることを要する旨主張するが、そのように解すべき根拠は直ちには見いだし難い。

また、政務調査費の支出が本件使途基準に適合するか否かは、飽くまで調査研究又は調査委託のための必要性があるか否かによって決すべきであって、懇談会に参加した議員以外の者が私費で参加していたことをもって、上記必要性がないと直ちにいうことはできない。

イ 支出番号A1ないし6（置賜地域議員協議会後の懇親会の会費）

(ア) 証拠（乙144の1～144の3、317、318、319の1～319の7、363、374）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 竹田千恵子議員、小池克敏議員、中川勝議員、船山現人議員、佐貝全健議員及び後藤源議員は、平成21年11月17日午後1時から開

催された置賜地域議員協議会及び同日午後５時４５分から開催された懇親会に出席して懇親会費６０００円をそれぞれ支払い、そのうち５０００円をそれぞれ政務調査費から支出した。

なお、上記協議会は置賜総合支庁本庁舎講堂において開催されたほか、財団法人山形県産業技術振興機構有機エレクトロニクス研究所や東北中央自動車道栗子トンネル工事現場の現地視察も行われた。上記懇親会は、米沢市内に在る割烹「志ん柳」において開催された。

- b 上記協議会は、議会が総合支庁ごとに定期的に行っている協議会の一つであり、県内各地域における行政課題や施策展開について調査、審議を行うことを目的として開催された。

なお、議長は、平成２１年１０月１６日、置賜総合支庁に対し、上記協議会を開催する旨通知し、置賜総合支庁長及び次長級、課長級の職員の出席を求めるとともに、会場の使用及び設営、協議会の運営、傍聴の対応等の協力を依頼した。議員に対する上記懇親会の案内の通知は、置賜総合支庁が同月３０日に発しており、同通知において議員が懇親会へ参加することが求められていた。

- c 議長から上記協議会への出席を求められた置賜総合支庁の職員（前記 b 参照）は、その多くがその後の懇親会にも参加した。

- (イ) 上記協議会及び現地視察が、その性質上、県政との関連性を有することは明らかである。また、置賜総合支庁の主催した上記懇親会は、開催主体は異なるものの、議長から置賜総合支庁への協力依頼の下に実施された上記協議会及び現地視察に引き続いて行われたものであり、上記懇親会の案内の通知において議員が参加することが求められていたことや、議員のみならず主催者側である置賜総合支庁の職員の多くが引き続き上記懇親会に参加していることにも照らすと、上記懇親会と上記協議会との一体性を認めることができるほか、主催者の上記懇親会の開催目的も

意見交換等であると認められる。

また、被告が提出した報告書及びその添付書面を見ると、上記懇親会における意見交換のテーマは具体的かつ多岐にわたっており、上記懇親会において実際に意見交換が行われたものと認められる。そして、上記各議員が支出した政務調査費の金額も、本件手引の要件の範囲内にとどまっており、不相当に高額であるとはいえない。なお、上記懇親会の会費につき、公職選挙法に抵触するとか、費用弁償がされたなどの事情は認められない。

そうすると、支出番号A 1ないし6の政務調査費の支出は、本件手引の要件を全て満たし、本件使途基準に適合しないとはいえないから、違法ではない。

ウ 支出番号B 1(1)ないし(8)（置賜総合支庁意見交換会後の懇親会の会費及び帰りの運転代行料）

(ア) 証拠（乙145の1～145の3、320、364）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 竹田千恵子議員、木村忠三議員、小池克敏議員、中川勝議員、舩山現人議員、平弘造議員及び後藤源議員は、平成21年5月8日午後3時30分から開催された置賜総合支庁意見交換会及び同日午後5時30分から開催された懇親会に出席して懇親会費6000円をそれぞれ支払い、そのうち5000円をそれぞれ政務調査費から支出したほか、竹田千恵子議員は、自宅までの運転代行代4300円を政務調査費から支出した。

なお、上記意見交換会は、米沢市内に在る割烹「志ん柳」会議室において開催され、懇親会は、「志ん柳」内の別の部屋で開催された。

b 上記意見交換会は、置賜総合支庁管内での公共事業等の円滑な執行を図るため、住民代表である置賜地域から選出された議員に対し、当

初予算の概要、公共事業等の箇所付け及び国の施策等に対する提案、要望の策定について情報提供し、意見交換することを目的に開催された。

なお、議員に対する上記意見交換会及び上記懇親会の案内の通知は、いずれも置賜総合支庁が、平成21年4月17日に発しており、同通知において議員が懇親会へ参加することが求められていた。

- c 上記議員7名のほか、置賜総合支庁長を始めとする置賜総合支庁職員14名、同支庁事務局2名は、上記意見交換会及びその後の上記懇親会のいずれにも出席しており、他の事務局1名のみが、上記意見交換会にのみ出席した。

- (イ) 上記意見交換会が、その性質上、県政との関連性を有することは明らかである。また、その後の上記懇親会は、上記意見交換会の案内と同日に案内が発せられているほか、上記懇親会の案内の通知において議員が参加することが求められていたことや、議員のみならず主催者側である置賜総合支庁の職員がほぼ全員上記意見交換会に引き続き参加していることに照らすと、上記懇親会と上記意見交換会との一体性を認めることができるほか、主催者の開催目的も意見交換等であると認められる。

また、被告が提出した報告書及びその添付書面を見ると、上記懇親会における意見交換のテーマは具体的かつ多岐にわたっており、上記懇親会において実際に意見交換が行われたものと認められる。そして、上記各議員が懇親会費として支出した政務調査費の金額も、本件手引の要件の範囲内にとどまっており、不相当に高額であるとはいえない。なお、上記懇親会の会費につき、公職選挙法に抵触するとの事情は認められない。

一方、竹田千恵子議員の支出した運転代行代については、特段の事情のない限り、社会通念上、市政に関する調査研究に資する支出というこ

とはできないものと解すべきところ、そのような特段の事情は主張立証されていない。

そうすると、懇親会費の支出（支出番号B 1(1)、(3)ないし(8)）は、本件手引の要件を全て満たし、本件使途基準に適合しないとはいえないから違法ではないが、運転代行代（支出番号B 1(2)）については、本件使途基準に適合しない違法な支出と認めるのが相当である。

エ 支出番号B 2(1)ないし(7)（置賜総合支庁行政懇談会後の懇親会の会費）

(ア) 証拠（乙146の1～146の3、365）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 竹田千恵子議員、木村忠三議員、小池克敏議員、中川勝議員、船山現人議員、佐貝全健議員及び後藤源議員は、平成21年5月20日午後4時から開催された置賜総合支庁行政懇談会及び同日午後6時から開催された懇親会に出席して懇親会費6000円をそれぞれ支払い、そのうち5000円をそれぞれ政務調査費から支出した。

なお、上記行政懇談会は、置賜総合庁舎本庁舎2階講堂において開催され、上記懇親会は、米沢市内に在る割烹「志ん柳」において開催された。

b 上記行政懇談会は、置賜地域行政連絡協議会が、地域行政の総合的な実施と円滑な処理を促進させるため、住民代表である置賜選出議員に対して、置賜管内の各公所（署）における主要事業、課題等について情報提供し、意見交換を行うことを目的に開催された。

なお、議員に対する上記行政懇談会及び上記懇親会の案内の通知は、いずれも置賜総合支庁が、平成21年4月30日に発しており、同通知において議員が懇親会へ参加することが求められていた。

c 上記行政懇談会には、議員のほか、置賜総合支庁長、各部長、地域振興監、医療監、置賜地域各公所（署）長等18名、置賜総合支庁の

事務局 3 名が出席し、その後の上記懇親会には、事務局 1 名を除く全員が出席した。

- (イ) 上記行政懇談会が、その性質上、県政との関連性を有することは明らかである。また、その後の上記懇親会は、上記行政懇談会の案内と同日に案内が発せられているほか、上記懇親会の案内の通知において議員が参加することが求められていたことや、上記行政懇談会の参加者がほぼ全員出席していることに照らすと、上記懇親会と上記行政懇談会との一体性を認めることができるほか、主催者の開催目的も意見交換等であると認められる。

また、被告が提出した報告書及びその添付書面を見ると、上記懇親会における意見交換のテーマは具体的かつ多岐にわたっており、上記懇親会において実際に意見交換が行われたものと認められる。そして、上記各議員が上記懇親会の会費として支出した政務調査費の金額も、本件手引の要件の範囲内にとどまっており、不相当に高額であるとはいえない。なお、上記懇親会の会費につき、公職選挙法に抵触するとの事情は認められない。

そうすると、支出番号 B 2(1)ないし(7)の各支出は、本件手引の要件を全て満たし、本件使途基準に適合しないとはいえないから、違法ではない。

オ 支出番号 B 3(1)ないし(6) (置賜地域行政懇談会後の懇親会の会費)

- (ア) 証拠 (乙 1 4 7 の 1, 1 4 7 の 2, 3 2 1 の 1 ~ 3 2 1 の 8, 3 2 2, 3 2 3, 3 6 6) 及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
- a 竹田千恵子議員、木村忠三議員、小池克敏議員、中川勝議員、平弘造議員及び後藤源議員は、平成 21 年 11 月 20 日午後 3 時から開催された講演会 (演題は「山形経済の現状と今後」), 同日午後 4 時から開催された置賜地域行政懇談会及び同日午後 5 時 30 分から開催さ

れた懇親会に出席し、懇親会費 5 0 0 0 円をそれぞれ政務調査費から支出した。

なお、上記講演会及び上記行政懇談会は、長井市内に在るタスパークホテルの一室「コンベンションホールⅡ」において開催され、上記懇親会は、同ホテルの別室「アゼリア」において開催された。

- b 上記行政懇談会は、置賜総合開発協議会（事務局は米沢市）が主催し、置賜地域の各市町が今後の置賜地域の発展に向けた共通課題を持ち寄り、置賜地域選出議員や置賜総合支庁の助言を得ながら、参加者全体で対応策等について論議することを目的に開催されているものであり、上記行政懇談会の際には、当面する行政課題と今後の対応をテーマに、景気・雇用対策、有機ＥＬ産業に関する今後の施策展開、農山村景観の保全と産業の再生、高速・高規格道路ネットワークの整備促進、フラワー長井線に対する支援といった議題での懇談が行われた。

なお、議員に対する上記講演会、上記行政懇談会及び上記懇親会の案内の通知は、平成 2 1 年 1 0 月 2 日付けの同一の文書によって行われており、同通知において議員が懇親会へ参加することが求められていた。

- c 上記行政懇談会には、議員のほか、置賜地域の各市町長や市町議会議長、置賜総合支庁長を始めとする支庁幹部職員が参加し、上記懇親会には、議員 1 名を除く全員のほか、講演会の講師が参加した。

- (イ) 上記行政懇談会が、その性質上、県政との関連性を有することは明らかである。また、その後の上記懇親会は、上記懇親会の案内の通知において議員が参加することが求められていたことや、上記行政懇談会の参加者が、議員のみならず主催者側である置賜総合支庁の職員もほぼ全員出席していることに照らすと、上記懇親会と上記行政懇談会の一体性を認めることができるほか、主催者の開催目的も意見交換等であると認め

られる。

また、被告が提出した報告書及びその添付書面を見ると、懇親会においては景気・雇用対策や、有機ＥＬ産業に関する今後の施策展開、農山村景観の保全と産業の再生を中心に意見交換を行ったとされており、上記行政懇談会との話題の連続性が見られるのであって、上記懇親会に上記講演会の講師が参加していることも踏まれば、上記懇親会において実際に意見交換が行われたものと認められる。そして、上記各議員が上記懇親会の会費として支出した政務調査費の金額も、本件手引の要件の範囲内にとどまっており、不相当に高額であるとはいえない。なお、上記懇親会の会費につき、公職選挙法に抵触するとの事情は認められない。

そうすると、支出番号Ｂ３(１)ないし(６)の支出は、本件手引の要件を全て満たし、本件用途基準に適合しないとはいえないから、違法ではない。

カ 支出番号Ｂ４(１)ないし(４)（最上総合支庁県政懇談会後の懇親会の会費）

（ア）証拠（乙１４８の１、１４８の２、２７６、２７７、３６７）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ａ 伊藤誠之議員、伊藤重成議員、坂本貴美雄議員及び松沢洋一議員は、平成２１年４月２４日午後３時から開催された最上総合支庁県政懇談会及び同日午後５時３０分から開催された「顔合わせ会」に出席し、「顔合わせ会」の会費７０００円をそれぞれ支払い、そのうち５０００円をそれぞれ政務調査費から支出した。ただし、松沢洋一議員は、後に、同額を自主返納した。

なお、上記県政懇談会は、最上総合支庁２階特別会議室において開催され、「顔合わせ会」は、新庄市内に在る割烹「つたや本店」において開催された。

ｂ 上記県政懇談会は、最上総合支庁、最上教育事務所、農業大学校の３者と最上地域選出議員との間で、年度当初に、最上管内の県所管部

経由予算や国の施策等に対する提案，要望等について意見交換し，事業の効果的執行を図ることを目的に開催された。

なお，議員に対する上記県政懇談会及び「顔合わせ会」の案内の通知は，平成21年4月15日付けの同一の文書によって行われており，同通知において議員が懇親会へ参加することが求められていた。

c 上記県政懇談会には，上記の議員4名のほか，最上総合支庁長，各部部长，医療監，教育事務所長，県立農業大学校長，各課課長，総務課副主幹，予算主査が参加し，「顔合わせ会」にもその大半が参加した。

(イ) 上記県政懇談会が，その性質上，県政との関連性を有することは明らかである。また，その後の「顔合わせ会」は，年度初めの懇親会としての位置付けであると解されるところ，「顔合わせ会」の案内の通知において議員が参加することが求められていたことや，上記県政懇談会の参加者のうち，議員のみならず主催者側である最上総合支庁の職員もその大半が「顔合わせ会」に出席していることに照らすと，「顔合わせ会」と上記県政懇談会との一体性を認めることができるほか，主催者の開催目的も意見交換等であると認められる。

しかしながら，被告から提出された報告書（乙367）には，「顔合わせ会」においては，「平成21年度予算と平成22年度国の施策等に対する要望を中心に・・・より個別具体的な意見交換が行われた」，「平成21年度の公共事業予算の・・・具体的な事業箇所を提示しながら，より踏み込んだ意見交換が行われた」などと記載されているにすぎず，「顔合わせ会」において酒食が提供されていたことも踏まえると，上記各支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきである。そのほか，議員の調査研究に資する意見交換等が現に行われたなどの事情についての

立証はない。

そうすると、支出番号B 4(1)ないし(3)の支出は、本件手引の要件を全て満たすものとはいえないから、本件使途基準に適合しない違法な支出というべきである。これに対し、松沢洋一議員の支出（支出番号B 4(4)）については、既に自主返納がされている以上、原告らの主張は理由がない。

キ 支出番号B 5(1)ないし(4)（最上総合支庁の平成22年度当初予算案説明会後の懇親会の会費）

(ア) 証拠（乙149の1、149の2、276、277、368、375）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 伊藤誠之議員、伊藤重成議員、坂本貴美雄議員及び松沢洋一議員は、平成22年2月17日午後3時から開催された最上総合支庁の平成22年度当初予算案説明会及び同日午後5時30分から開催された「懇談会」に出席して「懇談会」の会費7000円をそれぞれ支払い、そのうち5000円をそれぞれ政務調査費から支出した。ただし、松沢洋一議員は、後に、同額を自主返納した。

なお、上記説明会は、最上総合支庁2階特別会議室において開催され、「懇談会」は、新庄市内に在る割烹「とりや」において開催された。

b 上記説明会は、県の平成22年度当初予算内示を受け、最上総合支庁が所管の平成22年度当初予算案の概要を最上地域選出議員に説明し、意見交換を行いながら、平成22年度事業の効果的執行を図ることを目的に開催された。

なお、議員に対する上記説明会及び「懇談会」の案内の通知は、いずれも最上総合支庁が、平成22年1月29日に発しており、同通知において議員が懇親会へ参加することが求められていた。

c 上記説明会には、上記議員4名のほか、最上総合支庁長、各部部長、医療監、各課課長、総務課副主幹、総務課予算主査が参加し、総務課予算主査を除く全員が「懇談会」に参加した。

(イ) 上記説明会が、その性質上、県政との関連性を有することは明らかである。また、その後の「懇談会」は、説明会の案内と同日に案内が発せられているほか、「懇談会」の案内の通知において議員が参加することが求められていたことや、上記説明会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である最上総合支庁の職員もほぼ全員が「懇談会」に出席していることに照らすと、「懇談会」と上記説明会との一体性を認めることができるほか、主催者の開催目的も意見交換等であると認められる。

しかしながら、被告が提出した報告書（乙368）には、「懇談会」においては、「出席当事者間で平成22年度予算の内容について引き続き意見交換が行われ、市町村との役割分担や雇用対策等について、より個別具体的な意見交換が行われた」、「具体的な事業についてより踏み込んだ意見交換が行われた」などと記載されているにすぎず、「懇談会」において酒食が提供されていたことも踏まえると、上記各支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきである。そのほか、議員の調査研究に資する意見交換等が現に行われたなどの事情についての立証はない。

そうすると、支出番号B5(1)ないし(3)の支出は、本件手引の要件を全て満たすものとはいえないから、本件使途基準に適合しない違法な支出というべきである。これに対し、松沢洋一議員の支出（支出番号B5(4)）については、既に自主返納がされている以上、原告らの主張は理由がない。

ク 支出番号B6(1)ないし(3)（西村山地域政策意見交換会後の懇親会の会費）

(ア) 証拠（乙150の1～150の3, 369）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 榎津博士議員及び鈴木正法議員は、平成21年4月24日午後3時から開催された西村山地域政策意見交換会及び同日午後5時30分から開催された「懇談会」に参加して「懇談会」の会費6000円をそれぞれ支払い、そのうち5000円をそれぞれ政務調査費から支出した。また、阿部賢一議員は、「懇談会」にのみ参加して「懇談会」の会費6000円を支払い、そのうち5000円を政務調査費から支出した。

なお、上記意見交換会は、村山総合支庁西庁舎西棟301会議室において開催され、「懇談会」は、寒河江市内に在る割烹旅館「叶屋」において開催された。

b 上記意見交換会は、村山総合支庁が年度当初に、村山総合支庁の運営方針及び当初予算等に関して、管内選出議員と意見交換し、効果的執行を図ることを目的に、支所ごとに開催しているものの一つであった。

なお、議員への上記意見交換会及び「懇談会」の案内の通知は、平成21年3月27日付けの同一の文書によって行われており、同通知においては議員が「懇談会」へ参加することが求められていた。

c 上記意見交換会には、議員のほか、村山総合支庁の職員19名及び事務局1名が参加し、そのうち議員、職員11名及び事務局1名が「懇談会」にも参加した。

(イ) 上記意見交換会が、その性質上、県政との関連性を有することは明らかである。また、その後の「懇談会」は、意見交換会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇談会」の案内の通知において議員が参加することが求められていたことや、上記意見交換会の参加者のうち、

議員のみならず主催者側である村山総合支庁の職員もその大半が「懇談会」に出席していることに照らすと、「懇談会」と上記意見交換会との一体性を認めることができるほか、主催者の開催目的も意見交換等であると認められる。

しかしながら、被告が提出した報告書及びその添付書面には、上記意見交換会の内容を前提に、「具体的な事業についてより踏み込んだ意見交換が行われ」と記載されているものの（乙369）、具体的な意見交換項目としては、「基幹ネットワーク、1人1台パソコンなど県の情報化について」、「さくらんぼの生育状況について」と記載されているにすぎず（乙150の3）、「懇談会」において酒食が提供されていたことも踏まえると、上記各支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきである。そのほか、議員の調査研究に資する意見交換等が現に行われたなどの事情についての立証はない。

そうすると、支出番号B6(1)ないし(3)の支出は、本件手引の記載の要件を全て満たすものとはいえないから、本件使途基準に適合しない違法な支出というべきである。

ケ 支出番号B7(1)ないし(3)（村山総合支庁西庁舎所管事業等説明会後の懇親会の会費）

(ア) 証拠（乙151の1～151の3、370）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 榎津博士議員、阿部賢一議員及び鈴木正法議員は、平成21年5月28日午後4時過ぎから開催された村山総合支庁西庁舎所管事業等説明会及び同日午後6時から開催された「懇談会」に出席し、「懇談会」の会費6000円をそれぞれ支払い、そのうち5000円をそれぞれ政務調査費から支出した。

なお、上記説明会は、村山総合支庁西庁舎西棟301会議室において開催され、「懇談会」は、寒河江市内に在る「割烹旅館 吉本」において開催された。

- b 上記説明会は、村山総合支庁西庁舎の所管事業等について、西村山選出議員と意見交換し、事業の効果的執行を図ることを目的に開催された。

なお、議員に対する上記説明会及び「懇談会」の案内の通知は、平成21年4月30日付けの同一の書面により行われており、同通知において議員が「懇談会」へ参加することが求められていた。

- c 上記説明会には、上記議員3名を含む議員4名のほか、村山総合支庁の職員15名が出席し、その全員が「懇親会」にも出席した。

- (イ) 上記説明会が、その性質上、県政との関連性を有することは明らかである。また、その後の「懇談会」は、意見交換会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇談会」の案内の通知において議員が参加することが求められていたことや、上記説明会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である村山総合支庁の職員も全員「懇談会」に出席していることに照らすと、「懇談会」と上記説明会との一体性を認めることができるほか、主催者の開催目的も意見交換等であると認められる。

しかしながら、被告の提出した報告書及びその添付書面には、上記説明会の内容を前提に、「具体的な事業について・・・踏み込んだ意見交換が行われ」と記載されているものの(乙370)、具体的な意見交換項目としては、「国道112号線と寒河江村山線の交差点改良について」などと記載されているにすぎず、「懇談会」において酒食が提供されていたことも踏まえると、上記各支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきである。そのほか、議員の調査研究に資する意見交換等が現に行

われたなどの事情についての立証はない。

そうすると、支出番号B 7(1)ないし(3)の支出は、本件手引の要件を全て満たすものとはいえないから、本件使途基準に適合しない違法な支出というべきである。

コ 支出番号B 8(1)ないし(3)（北村山地域政策懇談会後の懇親会の会費）

(ア) 証拠（乙152の1，152の2，371）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 青柳信雄議員，加藤国洋議員及び野川政文議員は，平成21年4月20日午後3時から開催された北村山地域政策懇談会及び同日午後5時30分から開催された「懇談会」に出席し，「懇談会」の会費7000円をそれぞれ支払い，そのうち5000円をそれぞれ政務調査費から支出した。

なお，上記政策懇談会は，村山総合支庁北庁舎204会議室において開催され，「懇談会」は，東根市内に在る割烹「多茂登」において開催された。

b 上記政策懇談会は，村山総合支庁が年度当初に，村山総合支庁の運営方針及び当初予算等に関して，管内選出議員と意見交換し，効果的執行を図ることを目的に，支所ごとに開催しているものの一つであった。

なお，議員に対する上記政策懇談会及び「懇談会」の案内の通知は，平成21年3月27日付けの同一の書面により行われており，同通知において議員が懇親会へ参加することが求められていた。

c 上記政策懇談会には，上記議員3名を含む議員4名のほか，村山総合支庁の職員18名及び事務局1名が参加し，そのうち議員，職員11名及び事務局1名が「懇談会」にも参加した。

(イ) 上記政策懇談会が，その性質上，県政との関連性を有することは明ら

かである。また、その後の「懇談会」は、上記政策懇談会と同一の文書により案内されているほか、「懇談会」の案内の通知書において議員が参加することが求められていたことや、上記政策懇談会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である村山総合支庁の職員もその大半が「懇談会」に出席していることに照らすと、「懇談会」と上記政策懇談会との一体性を認めることができるほか、主催者の開催目的も意見交換等であると認められる。

また、被告が提出した報告書及びその添付書面を見ると、懇親会における意見交換のテーマは具体的かつ多岐にわたっているのであって、「懇談会」において実際に意見交換が行われたものと認められる。そして、上記各議員が支出した政務調査費の金額も、本件手引の要件の範囲内にとどまっており、不相当に高額であるとはいえない。なお、「懇談会」の会費につき、公職選挙法に抵触するとの事情は認められない。

そうすると、支出番号B 8(1)ないし(3)の支出は、本件手引の要件を全て満たし、本件使途基準に適合しないとはいえないから、違法ではない。

サ 支出番号B 9(1)ないし(3)（北村山管内主要事業説明会後の懇親会の会費）

(ア) 証拠（乙153の1～153の3、372）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 青柳信雄議員、加藤国洋議員及び野川政文議員は、平成21年5月21日午後3時から開催された北村山管内主要事業説明会及び同日午後5時30分から開催された「懇談会」に出席し、「懇談会」の会費7000円をそれぞれ支払い、そのうち5000円をそれぞれ政務調査費から支出した。

なお、上記説明会は、村山総合支庁北庁舎204会議室において開催され、「懇談会」は、東根市内に在る温泉旅館「石亭 小松」にお

いて開催された。

- b 上記説明会は、村山総合支庁北庁舎の所管事業等について、北村山選出議員と意見交換し、事業の効果的執行を図ることを目的として開催された。

なお、議員に対する上記説明会及び「懇談会」の案内の通知は、平成21年4月に同一の文書によって行われており、同通知において議員が「懇談会」へ参加することが求められていた。

- c 上記説明会及び「懇談会」の両方に参加したのは、上記3名の議員及び村山総合支庁の職員10名であり、上記説明会にのみ参加したのは同支庁の職員1名のみである。

- (イ) 上記説明会が、その性質上、県政との関連性を有することは明らかである。その後の「懇談会」については、説明会と同一の文書によって案内が行われているほか、「懇談会」の案内の通知において議員が参加することが求められていたことや、上記説明会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である村山総合支庁の職員もほぼ全員「懇談会」に出席していることに照らすと、「懇談会」と上記説明会との一体性を認めることができるほか、主催者の開催目的も意見交換等であると認められる。

しかしながら、被告が提出した報告書及びその添付書面によれば、上記説明会の内容を前提に、「具体的な事業についてより踏み込んだ意見交換が行われ」と記載されているものの(乙372)、具体的な意見交換項目としては、「共同除雪について」、「道路・河川の整備状況について」、「追加インターチェンジの進捗状況について」などと記載されているにすぎず(乙153の3)、「懇談会」が温泉旅館で開催されていることも踏まえると、上記各支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきである。そのほか、議員の調査研究に資する意見交換等が現に行われ

たなどの事情についての立証はない。

そうすると、支出番号B 9(1)ないし(3)の支出は、本件手引の要件を全て満たすものとはいえないから、本件使途基準に適合しない違法な支出というべきである。

シ 支出番号B 10(1)ないし(4)（東南村山地域政策意見交換会後の懇親会の会費）

(ア) 証拠（乙154の1～154の3、373、376）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a. 鈴木孝議員、澤渡和郎議員、広谷五郎左エ門議員及び今井榮喜議員は、平成21年4月23日午後3時から開催された東南村山地域政策意見交換会及び同日午後5時30分から開催された「懇談会」に出席して「懇談会」の会費9000円をそれぞれ支払い、そのうち5000円をそれぞれ政務調査費から支出した。

なお、上記意見交換会は、村山総合支庁本庁舎2階講堂において開催され、「懇談会」は、山形市内に在るホテルキャッスルにおいて開催された。

b. 上記意見交換会は、村山総合支庁が年度当初に、村山総合支庁の運営方針及び当初予算等に関して、管内選出議員と意見交換し、効果的執行を図ることを目的に、支所ごとに開催しているものの一つであった。

なお、議員に対する上記意見交換会及び「懇談会」の案内の通知は、平成21年3月27日付けの同一の文書によって行われており、同通知においては議員が懇親会へ参加することが求められていた。

c. 上記意見交換会には、前記aの4名の議員を含む議員12名のほか、総合支庁長を始めとする村山総合支庁の職員34名や同支庁の事務局1名が参加した。その後の懇親会には、前記aの4名を含む議員11

名のほか、総合支庁長を始めとする村山総合支庁の職員13名や同支庁の事務局1名が参加した。

- (イ) 上記意見交換会が、その性質上、県政との関連性を有することは明らかである。その後の「懇談会」については、上記意見交換会と同一の文書によって案内が行われているほか、「懇談会」の案内の通知において議員が参加することが求められていたことや、上記意見交換会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である村山総合支庁の職員も少なからず引き続き「懇談会」に参加していることに照らすと、「懇談会」と上記意見交換会との一体性を認めることができるほか、主催者の開催目的も意見交換等であると認められる。

しかしながら、被告が提出した報告書及びその添付書面には、上記説明会の内容を前提に、「具体的な事業についてより踏み込んだ意見交換が行われ」たものとされているものの（乙373）、具体的な意見交換項目としては、「メタボ対策について」、「アメリカ視察の概要について」、「紅花の振興について」、「青柳インター整備の進め方について」と記載されているにすぎず、上記各支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきである。そのほか、議員の調査研究に資する意見交換等が現に行われたなどの事情についての立証はない。

そうすると、支出番号B10(1)ないし(4)の支出は、本件手引の要件を全て満たすものとはいえないから、本件使途基準に適合しない違法な支出というべきである。

- (2) その他各議員ごとの政務調査費の支出（原告らがC類型、D類型として問題とする各支出）が本件使途基準に適合しないか否かについて

ア 吉村和武議員（支出番号C1（東北ブロックインディアカ協議会に参加した際の宿泊費））

証拠（乙5，339）及び弁論の全趣旨によれば，吉村和武議員は，東北ブロックインディアカ協議会に参加するため，平成21年9月6日，盛岡市内に在るホテルメトロポリタン盛岡に宿泊し，宿泊費1万0395円を政務調査費から支出したこと，上記協議会は，東北六県のインディアカ協会関係者が参加するものであり，国民のスポーツ（インディアカ）を通しての健康増進，生涯スポーツを通じた若年層から高齢者までの生き活きとしたライフスタイルの確立の推進のために組織されたものであること，吉村和武議員は，議員就任前の平成16年4月以降，山形県インディアカ協会の会長を務めていることが認められる。

上記協議会が，山形県インディアカ協会の理事会，役員会や総会と同様の性質を有するものとまでは認められず，上記宿泊費が，本件手引において政務調査費を充当するのに適さない経費等として例示されている「議員が他の団体の役職を兼ねていて，その団体の理事会，役員会や総会の出席経費」に直ちに当たるとすることはできない。また，上記協議会が組織された目的に照らすと，山形県を含む東北地方における住民の健康増進や高齢化対策に関連するものといえるのであって，その目的自体が政務調査の目的に合致しないものということとはできない。そして，被告が提出した報告書及び吉村和武議員の陳述書によれば，上記協議会においては，介護予防の観点から老人クラブ連合会や社会福祉協議会との連携について議論が行われたとされているところ，その説明に，意見交換の実態がなかったと疑わせるような不合理な点は認められないし，そのほか，政務調査が主目的でなかったとも疑われない。そうすると，東北ブロックインディアカ協議会への参加及びこれに要する費用については，県政との関連を認めることができる。そして，上記ホテルの所在地からうかがわれる上記協議会の開催地と山形県との距離からすれば，宿泊の必要性がなかったとまではいえないところ，宿泊費の金額も，本件手引の要件に照らし，不相当に高額

であるということとはできない。したがって、上記宿泊費を政務調査費から支出することが本件使途基準に適合しないものとはいえない。

イ 榎津博士議員

(ア) 支出番号Ｃ２(１) (寒河江市市民新春祝賀会に参加した際の会費)

証拠（乙６，３２７の１）及び弁論の全趣旨によれば、榎津博士議員は、寒河江市が主催する市民新春祝賀会において新年の挨拶をするよう依頼され、平成２２年１月４日に同祝賀会に参加したこと、平成２１年１１月２４日に同祝賀会への前払の参加費１５００円を政務調査費から支出したこと、同祝賀会には、寒河江市長や市幹部職員、国会議員のほか、商工会等の各種団体や市内企業代表など約４００名が参加したことが認められる。

上記新春祝賀会は、その会合の名称や、参加費が徴収されていることからすれば、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然であるから、上記参加費の支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきところ、被告が提出した報告書及び榎津博士議員の陳述書によれば、企業の代表とそれぞれの職種の景気動向や情勢について意見交換を行ったほか、各種団体と街づくりや市政発展に関わる活動方針などについて意見交換を行ったとされているが、これを裏付ける客観的な証拠はない。したがって、上記政務調査費の支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると判断するのが相当である。

(イ) 支出番号Ｃ２(２) (山形県土地改良事業団体連合会西村山支部総会に参加した際の会費)

証拠（乙７，３２７の２）及び弁論の全趣旨によれば、榎津博士議員は、平成２２年２月２４日、朝日町農協会館で行われた山形県土地改良事業団体連合会西村山支部総会に来賓として出席し、総会における懇親

会費５０００円を政務調査費から支出したこと、同連合会は、農業の円滑な運営、水利施設の管理、農地の集約など、農業発展のため設立された組織であること、楳津博士議員は、同連合会には加入していないことが認められる。

上記連合会の設立目的からすれば、その総会への参加自体が政務調査活動に当たらないものと即断することはできない。また、上記支出は総会における懇親会費に係るものであり、総会との一体性は明らかである。さらに、被告が提出した報告書及び楳津博士議員の陳述書によれば、寒河江市の行う農地集約のモデル事業の進捗状況等についての意見交換を行ったほか、山形県の農村整備課の管内事業の取り組み状況を聴取したとされているところ、上記連合会の設立目的にも照らすと、その説明は合理的なものというべきであるから、総会における意見交換が行われたものと認められる。

そうすると、懇親会費の支出が交際費としての支出の側面が大きいということとはできない。そのほか、上記支出金額も不相当に高額であるということとはできない。したがって、上記懇親会費を政務調査費から支出することが本件使途基準に適合しないものとはいえない。

ウ 高橋啓介議員（支出番号Ｃ３（社団法人山形県高齢者福祉支援協会の年会費））

証拠（乙８，３４０）及び弁論の全趣旨によれば、高橋啓介議員は、平成２２年１月２３日、社団法人山形県高齢者福祉支援協会の年会費６０００円を政務調査費から支出したこと、同協会は、介護の社会化及び介護保険制度の講演を中心に活動する団体であり、平成２１年度にも実際に「介護保険制度と介護現場が抱える問題について」、「山形県の教育と福祉について」などの演題により複数回の講演を実施したこと、高橋啓介議員は、山形市議会議員在任中の平成１２年４月頃に同協会に加入したことが認め

られる。

上記協会の設立目的、活動内容及び高橋啓介議員の加入時期に照らすと、高橋啓介議員は、介護問題に関して情報を得る目的で、地方自治体の議会の議員としての活動の一環で上記協会に加入したものと認められるのであって、個人の立場で加入したものとはいえない。また、上記協会の活動総体が政務調査目的と一致していないともいえないから、上記政務調査費の支出が調査研究のために用いられる可能性がないとはうかがわれない。そうすると、上記支出が本件用途基準に適合しないものとはいえない。

エ 阿部昇司議員

(ア) 支出番号Ｃ４(１) (株式会社平田牧場の新年会の会費)

証拠（乙９，３４１の１）及び弁論の全趣旨によれば、阿部昇司議員は、株式会社平田牧場が平成２２年１月１３日に開催した新年会に参加して会費７０００円を支払い、そのうち５０００円を政務調査費から支出したこと、上記新年会には、食品関係の企業担当者や山形県及び庄内地区の自治体の職員等が参加したことが認められる。

上記新年会は、その名称からして、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然であって、上記参加費の支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきところ、被告は、経済の状況、展望、就職状況等についての意見交換を行った旨の報告書及び阿部昇司議員作成の陳述書を提出しているものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件用途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

(イ) 支出番号Ｃ４(２) (ボーイスカウト賛助会費)

証拠（乙１０，３４１の２）及び弁論の全趣旨によれば、阿部昇司議員は、平成２２年３月１２日、山形第６０団ボーイスカウトの賛助会費

1万円を政務調査費から支出したこと、同ボーイスカウトは、鶴岡市藤島地域に組織された小中学生が中心の団体であり、阿部昇司議員がこれに加入したのは、議員就任後の平成20年であること、阿部昇司議員が同ボーイスカウトの役員に就任したことはないことが認められる。

そして、被告は、上記支出につき、自然保護や課外授業などの研修や青少年の地域活動状況を調査するとともに、青少年の教育施策について提言するために同ボーイスカウトに加入した旨の阿部昇司議員作成の陳述書を提出しているところ、この説明を見ても、阿部昇司議員が個人の立場で同ボーイスカウトに加入していることを疑わせるような不合理な点は特段見当たらない。そのほか、本件各証拠を総合しても、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないとはいえないから、上記支出が本件用途基準に適合しないものとはいえない。

オ 森谷仙一郎議員

(ア) 支出番号C5(1) (バスケットボール大会後の懇親会の会費)

証拠(乙11の1, 11の2, 342の1)及び弁論の全趣旨によれば、森谷仙一郎議員は、平成21年9月19日、天童市ミニバスケットボール連盟が開催したバスケットボール大会である「もみじカップ」に参加し、開会式時に選手への激励の言葉を述べたほか、終了後の懇親会に参加し、懇親会費5000円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記懇親会は、意見交換のために行われたのではなく、上記バスケットボール大会の慰労会として、飲食をし、親睦を図ることを目的として開催されたものであると解するのが自然であって、上記参加費の支出が調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれるものというべきところ、被告は、大会役員や保護者と大会運営、山形県のスポーツ振興についての意見交換を行った旨の報告書及び陳述書を提出してい

るものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

(イ) 支出番号Ｃ５(２) (市政報告会会場から自宅までの運転代行代)

証拠（乙１２，３４２の２）及び弁論の全趣旨によれば、森谷仙一郎議員は、平成２１年９月２７日に天童市ターミナルホテルにおいて開催された天童市議鈴木照一議員の市政報告会に出席した後、自宅まで運転代行を利用し、その代金２０００円を政務調査費から支出したことが認められる。

運転代行は、通常、飲酒した後に自家用車の運転ができない場合に利用されるものであるから、運転代行代は、特段の事情のない限り、社会通念上、県政に関する調査研究に資する支出ということとはできず、その全額を目的外支出というのが相当であるところ、被告は、市政、県政、市街地活性化等についての意見交換を行った旨の報告書及び陳述書を提出するのみであり、県政に関する調査研究に資する支出と見るべき特段の事情は認められない。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

カ 鈴木孝議員

(ア) 支出番号Ｃ６(１) (山辺町機械金属工業会通常総会会費)

証拠（乙１３の１，１３の２，３４３の１）及び弁論の全趣旨によれば、鈴木孝議員は、平成２１年８月２８日、山辺町機械金属工業会第３４回通常総会及びその後に開催された懇親会に参加し、懇親会費５０００円を政務調査費から支出したこと、上記工業会は、山辺町の機械金属工業の振興発展を図るとともに受発注のシステム化を図る目的で設立された団体であり、同町内の機械金属加工製造業者１６社で構成されていること、鈴木孝議員は、開催案内を受けたため上記総会に参加したこと

が認められる。

上記総会への出席自体が政務調査活動に当たらないものと直ちにいうことはできないが、上記懇親会は、上記総会と一体のものとして開催されたのかが不明であるばかりか、主催者の開催目的も不明というべきである。被告は、業者の代表者らから、機械工業業界の動向や受注状況の実情を聴き取るなどの政務調査活動を行った旨の陳述書又は鈴木孝議員作成の報告書を提出しているものの、これを裏付ける客観的な証拠はない。このように、上記支出は、本件手引が挙げている、他者が主催する研修会や会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費に政務調査費を支出するための要件を全て満たすものとはいえないから、本件使途基準に反する違法な支出というべきである。

(イ) 支出番号C 6(2) (社団法人日本機械学会の会費)

証拠(乙14, 343の2)及び弁論の全趣旨によれば、鈴木孝議員は、平成21年12月24日、社団法人日本機械学会の会費9600円を政務調査費から支出したこと、同法人は、機械及び機械システムとその関連分野に関する学術の進歩発展を図る目的で設立されたこと、鈴木孝議員は、地方自治体の議会の議員に就任する前の昭和43年3月から平成14年8月まで機械製造会社に勤務しており、昭和43年には上記法人に加入していたことが認められる。

鈴木孝議員は、地方自治体の議員に就任する30年以上前から上記学会に加入しているのであって、その会費の支出は、本件手引において政務調査費を充当するのに適さない経費等として挙げられている「個人の立場で加入している団体に対する会費」に当たるものと解するのが自然であって、当該支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれるものというべきであるところ、被告は、上記学会に加入することで、山形県の産業振興の今後を考える上で有益な情報を得る

ことができる旨の報告書及び鈴木孝議員作成の陳述書を提出しているものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

キ 竹田千恵子議員

(ア) 支出番号Ｃ７(１) (山形県警察官友の会の会費)

証拠（乙１５，３５７の１）及び弁論の全趣旨によれば、竹田千恵子議員は、平成２１年７月１０日、山形県警察官友の会の個人会員会費１万円を政務調査費から支出したこと、上記団体は、警察官と県民との相互理解の促進と親睦を図ることを目的として活動している団体であり、①警察官及びその家族を対象とした激励、支援、②警察官又は警察関係諸機関が主催する講演会、講習会等のあっせん、③警察と県民との間の理解の増進と親睦を厚くするために必要な各種行事等を行っていること、竹田千恵子議員は、議員就任後の平成１９年５月に上記団体に加入したことが認められる。

上記団体の設立目的及び活動内容に照らすと、その活動総体が政務調査目的と一致しないとか、竹田千恵子議員が個人の立場でこれに加入しているものとは認められない。そのほか、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれるものとはいえないから、上記支出が本件使途基準に反した違法なものであるとはいえない。

(イ) 支出番号Ｃ７(２) (自らの事務所までの自家用車利用代)

証拠（乙１６，３５７の２）及び弁論の全趣旨によれば、竹田千恵子議員は、平成２１年８月６日、自宅から自らの事務所まで移動するために自家用車を利用したとして、その距離６キロメートル分の交通費相当額２２２円を政務調査費から支出したことが認められる。

議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動

の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、事務所までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。被告は、自動車関連諸税の暫定税率廃止による山形県への影響及び農業の担い手育成の諸施策についての資料の収集、整理作業を行ったと主張するが、上記推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された割合とそれ以外の活動に使用された割合が立証されていないものとして、上記事務所への交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

ク 菅原元議員

(ア) 支出番号C 8(1) (山形県板金工業組合鶴岡支部の総会後に開催された意見交換会の会費)

証拠(乙17, 328の1)及び弁論の全趣旨によれば、菅原元議員は、平成22年2月6日、山形県板金工業組合鶴岡支部の総会及びその後の意見交換会に参加し、意見交換会の会費5000円を政務調査費から支出したこと、上記組合は、建設板金業の中小企業者の改善発達、公正な経済活動の機会の確保、加工技術の向上等を目的として設立された団体であり、上記総会には、鶴岡地区から選出された議員及び会員企業の代表取締役が参加したこと、これらの総会及び意見交換会は、毎年合わせて開催されていることが認められる。

上記組合の設立目的からすれば、その総会への参加は政務調査活動に当たるものと認められる。また、これに引き続いて行われた意見交換会も、総会及び意見交換会が毎年合わせて開催されていることに照らすと、総会と一体のものとして、意見交換を目的に開催されたものと認められる。そして、被告が提出した報告書及び菅原元議員作成の陳述書によれ

ば、菅原元議員は、上記総会において山形県の住宅建設事業、リフォーム支援事業等の取組等について報告し、意見交換会においては、参加者から県の住宅リフォーム支援事業等についての具体的な意見を聴取したものとされているところ、その説明に、意見聴取の実態がなかったと疑わせるような不合理な点は認められないから、実際に意見交換が行われたものと認められる。また、会費の金額も不相当に高額であるということとはできない。そうすると、意見交換会が飲食を伴うものであったとうかがわれることを踏まえても、上記支出は、本件手引が挙げている、他者が主催する研修会や会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費に政務調査費を支出するための要件を全て満たすから、本件使途基準に適合しないものとはいえない。

(イ) 支出番号Ｃ８(２) (県議会執務室までの自家用車利用代)

証拠（乙１８，３２８の２）及び弁論の全趣旨によれば、菅原元議員は、平成２１年４月６日、自宅から県議会執務室までの移動に自家用車を利用したとして、その距離２００キロメートル分の交通費相当額７４００円を政務調査費から支出したことが認められる。

被告の提出した報告書及び菅原元議員の陳述書によれば、菅原元議員は、鶴岡市七五三掛地区の地すべり問題に関して、県議会執務室において地すべりの現状と対策について、対策部署の担当者（県農林水産部農村整備課長）と意見交換を行った旨説明されているところ、その説明に、菅原元議員の上記活動が陳情活動であったとか、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないことをうかがわせるような不合理な点は見当たらない。そうすると、上記支出が本件使途基準に反した違法なものであるとはいえない。

(ウ) 支出番号Ｃ８(３) (学童相撲大会への参加のための交通費)

証拠（乙１９，３２８の３）及び弁論の全趣旨によれば、菅原元議員

は、平成21年5月17日、鶴岡市小学校体育連盟が開催した学童相撲大会に参加するために自家用車を利用したとして、その距離20キロメートル分の交通費相当額740円を政務調査費から支出したことが認められる。

被告の提出した報告書及び陳述書を踏まえても、上記大会に参加することと県政との関連性は直ちに明らかではなく、上記支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきところ、意見交換を行ったことを客観的に裏付ける証拠もない。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

ケ 木村忠三議員

(ア) 支出番号9(1) (椎の実会の総会懇親会費)

証拠(乙20, 344の1)及び弁論の全趣旨によれば、木村忠三議員は、平成21年6月20日、米沢中央高等学校同窓会である椎の実会の総会及び懇親会に参加し、懇親会費5000円を政務調査費から支出したこと、木村忠三議員は同高等学校の卒業生であることが認められる。

これらの事情を踏まえると、上記懇親会への参加は、県政との関連性が希薄であるといわざるを得ないから、被告から、理事長等との意見交換をした旨の報告書及び陳述書が提出されていることを踏まえても、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

(イ) 支出番号C9(2) (モンテディオ山形09サンクスパーティー会費)

証拠(乙21, 344の2)及び弁論の全趣旨によれば、木村忠三議員は、平成21年12月15日、社団法人山形県スポーツ振興21世紀協会の開催した「モンテディオ山形2009サンクスパーティー」に参加して会費1万円を支払い、そのうち5000円を政務調査費から支出

したことが、同イベントは、県民のスポーツ意識向上とファンへの感謝のために開催されたものであること、木村忠三議員は、県議会スポーツ振興議員連盟に所属していることが認められる。

上記パーティーは、その名称からして、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然であって、上記参加費の支出が調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれるものというべきところ、被告は、上記協会の理事長や上山市副市長、観光協会専務理事、選手との意見交換を行った旨の報告書及び陳述書を提出しているものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

コ 伊藤誠之議員

(ア) 支出番号Ｃ１０(１)（新庄商工会議所青年部の総会後に開催された懇談会の会費）

証拠（乙２２，３５８の１）及び弁論の全趣旨によれば、伊藤誠之議員は、平成２１年５月２２日、新庄商工会議所青年部の総会及びその後に開催された懇談会に参加して懇談会の会費７０００円を支払い、そのうち５０００円を政務調査費から支出したこと、新庄商工会議所は、新庄市の商工業の振興を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立された団体であり、新庄市に事業所を持つ商工業者によって構成されていること、上記総会も地域の経済状況などについて意見交換を行う目的で開催されたものであり、議員のほか、新庄市長等の来賓が５ないし６名、会員３５名が参加したこと、伊藤誠之議員を始めとした参加議員からは、県の最上地区における公共事業や主な事業についての説明があったことが認められる。

新庄商工会議所の設立目的及び上記総会の開催目的からすれば、その

総会への参加は県政に関連するものといえ、議員からの説明内容もその目的にのっとったものであるといえる。しかしながら、その後の懇談会については、上記総会と一体のものとして開催されたのかが不明であるばかりか、主催者の開催目的も不明というべきである。被告の提出した報告書及び伊藤誠之議員の陳述書によれば、参加者と宮城県へのセントラル自動車進出に伴って最上地域としてすべきこと、建設業等の農業参入、石巻新庄間の高規格道路整備等についての意見交換を行ったものとされているが、これを裏付ける客観的な証拠はない。このように、上記支出は、本件手引が挙げている、他者が主催する研修会や会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費に政務調査費を支出するための要件を全て満たすものとはいえないから、本件使途基準に反する違法な支出というべきである。

(イ) 支出番号Ｃ１０(２)（最上葛麓会新庄部の総会の後に開催された懇談会の参加費）

証拠（乙２３の１、２３の２、３５８の２）及び弁論の全趣旨によれば、伊藤誠之議員は、最上葛麓会新庄部の総会及びその後に開催された懇談会に参加し、懇談会の参加費５０００円を政務調査費から支出したこと、最上葛麓会は、会員相互間の親睦を図り、併せて郷里並びに郷里出身者及びその縁故者の発展に寄与することを目的とする団体であり、最上郡又は新庄市に在住する者、その出身者又はその縁故者で上記目的に賛成する者によって構成されていることが認められる。

最上葛麓会の設立目的に照らすと、その総会や懇談会に参加することと県政との関連性は不明であるといわざるを得ない。被告は、伊藤誠之議員が参加者と最上地域における企業誘致、観光開発、農産物の産直事業、人材育成等について意見交換を行った旨の報告書及び伊藤誠之議員の陳述書を提出するが、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうする

と、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

サ 青柳信雄議員

(ア) 支出番号Ｃ１１(１) (長瀬地区敬老会への参加費)

証拠（乙２４の１～２４の３，３２９の１）及び弁論の全趣旨によれば、青柳信雄議員は、長瀬地区社会福祉協議会から、長瀬地区敬老会を開催するため列席して祝辞を述べるよう依頼を受けて、平成２１年５月２４日、上記敬老会に来賓として参加して祝辞を述べ、会費３０００円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記敬老会は、その名称からして、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然であって、上記参加費の支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきところ、被告の提出した報告書及び青柳信雄議員の陳述書を踏まえても、上記敬老会への参加については、県政との関連性に疑問があるというべきであり、上記政務調査費の支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

(イ) 支出番号Ｃ１１(２) (荘銀飛翔会の総会の後に開催された懇談会の会費)

証拠（乙２５，３２９の２）及び弁論の全趣旨によれば、青柳信雄議員は、平成２１年１１月３０日、荘銀飛翔会の総会及びその後に開催された懇談会に参加し、懇談会の会費５０００円を政務調査費から支出したこと、荘銀飛翔会は、荘内銀行利用者の親睦交流組織であり、企業や商店の経営者等により構成されていることが認められる。

荘銀飛翔会の設立目的や性質に照らすと、その総会及び懇談会への参加と県政との関連性は不明といわざるを得ない。青柳信雄議員作成の陳述書によれば、青柳信雄議員は、上記総会において、県内景気の低迷の

脱却策となる県の新たな支援策の創設について、特に、建設業における県発注の公共事業の現在の入札制度の問題点について要望を受けるとともに意見交換を行ったとされているが、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

シ 小池克敏議員

(ア) 支出番号Ｃ１２(１) (小国町黒沢峠敷石道保存会の年会費)

証拠（乙２６の１～２６の７，３３０の１）及び弁論の全趣旨によれば、小池克敏議員は、平成２１年５月３０日、小国町黒沢峠敷石道保存会の年会費５０００円を政務調査費から支出したこと、上記団体は、歴史的文化遺産である黒沢峠の保存のために設立された団体であり、近隣住民である正会員のほか、設立の趣旨に賛同した有識者である賛助会員によって構成されていること、小池克敏議員は、賛助会員として上記団体に加入したことが認められる。

上記団体の性質を踏まえると、小池克敏議員は、歴史的文化遺産の保全のために上記団体に加入しているものと解されるところ、その入会理由は県政との関連性が認められる。また、小池克敏議員の陳述書によれば、保存会活動や会員相互間の意見交換等を通して、歴史的文化遺産の保護及び地域づくりに関する有効な支援方策について調査研究を行うことができることとされているところ、この説明に、上記支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせるような不合理な点は見当たらない。そして、会費も不相当に高額であるとはいえない。そうすると、上記政務調査費の支出が本件使途基準に適合しないものとはいえない。

(イ) 支出番号Ｃ１２(２) (小国町火曜会の定例会後に開催された懇談会の会費)

証拠（乙27, 330の2）及び弁論の全趣旨によれば、小池克敏議員は、平成22年1月26日、小国町火曜会の定例会及びその後の懇談会に参加し、会費5000円を政務調査費から支出したこと、上記団体は、小国町長のほか、町議会議員、警察署長、小中学校や高等学校の校長など、小国町の政治、経済、教育文化などの団体の代表者約40名で構成される団体であり、小池克敏議員は、議員就任後の平成15年10月26日に上記団体に加入したが、その役員に就任したことはないこと、上記定例会は、会員相互の親睦融和と協調を図り、かつ町の産業経済、教育文化、環境保全について近況等の情報交換を行い、もって小国町の活性化に資することを目的として開催されたことが認められる。

上記団体の構成員に照らすと、その定例会に参加することは、県政との関連性を認めることができる。しかし、その後の懇談会については、酒食が伴うものとうかがわれるが、定例会と一体のものとして開催されたのかが明らかでないほか、陳述書等において言及されている意見交換が、定例会において行われたのか、その後の懇親会において行われたのかも不明である。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件手引が挙げている、他者が主催する研修会や会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費に政務調査費を支出するための要件を全て満たすものとはいえないから、本件使途基準に適合しない違法な支出であるというべきである。

ス 中川勝議員

(ア) 支出番号C13(1)（2009年度少林寺拳法山形県大会における懇談会の会費）

証拠（乙28, 345の1）及び弁論の全趣旨によれば、中川勝議員は、平成21年7月4日、山形県少林寺拳法連盟が開催した2009年度少林寺拳法山形県大会に関する会議及びその後の懇談会に参加して懇

談会の会費 6 0 0 0 円を支払い、そのうち 5 0 0 0 円を政務調査費から支出したこと、中川勝議員は、議員就任後の平成 1 5 年 5 月、少林寺拳法というスポーツを通じた青少年の健全育成について調査するために上記連盟に加入して顧問に就任したこと、上記会議には山形県知事や議員等約 6 0 名が参加したことが認められる。

上記連盟に加入してその会議に出席すること自体は、青少年の健全育成に関する活動として、県政との関連性を認めることができるが、その後の懇談会における活動については、中川勝議員作成の陳述書においても、「知事とは、亡夫が少林寺拳法で自己鍛錬をされていたが、少林寺拳法のスポーツとして青少年の健全育成に対する意義等について意見交換」と記載されるにとどまっており、会費の金額に照らして酒食を伴うものとうかがわれる懇談会の実態は不明であって、これへの参加が県政との関連を有するとは認め難い。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件用途基準に適合しない違法な支出であるというべきである。

(イ) 支出番号 C 1 3 (2) (山形県理容生活衛生同業組合の開催した新年会後の懇談会への参加費)

証拠 (乙 2 9 の 1 ~ 2 9 の 3, 3 4 5 の 2) 及び弁論の全趣旨によれば、中川勝議員は、平成 2 2 年 1 月 1 8 日、山形県理容生活衛生同業組合の開催した新年会及びその後の懇談会に出席し、懇談会の会費 5 0 0 0 円を政務調査費から支出したこと、中川勝議員は、上記新年会において、上記組合の要望を受けて理容師法施行条例が改正され、同改正内容が同年 4 月から施行される予定であること等を説明したこと、中川勝議員は、議員就任前は理容業を営んでいたため、昭和 5 0 年 4 月に上記組合に加入したが、議員就任後の平成 1 5 年 5 月に顧問に就任したことが認められる。

上記新年会は、その名称はともかく、そこで中川勝議員が行った説明

の内容は、理容師業の規制行政に関するものであり、これへの参加には県政との関連性が認められる。また、このような県政との関連性を前提とすると、中川勝議員が議員就任前から上記組合に加入していたことが、直ちに政務調査費の支出を違法と見るべき事由に当たるものとはいえない。しかしながら、上記説明を含む新年会と懇談会が一体のものとして開催されたかどうかは明らかでないほか、主催者の開催目的も不明である。中川勝議員作成の陳述書によれば、中川勝議員は、組合理事長、副理事長、県議会議員、国会議員と理容業の公衆衛生の取組みについて意見交換を行ったとされているものの、他にこれを客観的に裏付ける証拠もない。したがって、上記会費の政務調査費からの支出は、本件使途基準に適合しない違法なものというべきである。

セ 小野幸作議員（支出番号C 1 4（駅伝競走大会開会式に参加するための交通費））

証拠（乙30、331）及び弁論の全趣旨によれば、小野幸作議員は、平成21年11月8日、西村山地区駅伝競走大会の開会式に出席して挨拶を行い、自宅から上記大会会場までの移動に自家用車を利用したとして、その距離41キロメートル分の交通費相当額1517円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記開会式は、その性質からして、本件手引において政務調査費を充当するのに適さない経費等として挙げられている「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」のうち「挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費」に当たるものといわざるを得ず、当該支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれるものというべきところ、被告は、役員や選手と意見交換を行った旨の報告書及び小野幸作議員作成の陳述書を提出しているものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない

違法な支出であるというべきである。

ソ 伊藤重成議員（支出番号Ｃ１５(1)ないし(3)（経営塾フォーラム例会に参加するための交通費及び宿泊費））

証拠（乙３１の１～３１の３，３２，３３，３３２の１）及び弁論の全趣旨によれば，伊藤重成議員は，平成２１年１１月２７日，株式会社経営塾の開催した第２７０回経営塾フォーラム例会に参加し，東京駅までの往復交通費２万２５９０円，ホテル宿泊費１万１６００円を政務調査費から支出したほか，東京駅と上記ホテルの間の往復タクシー代２６７０円を政務調査費から支出したこと，上記フォーラムは，人材育成等を目的とし，政治，経済，経営について時流に合う講師を招いて学習と人材交流の場を提供する趣旨で定期的に開催されているものであり，伊藤重成議員が参加した上記例会においては，居住する農業従事者の平均年収の高い長野県川上村の村長が，「年収２５００万円の村興し」という演題で，農業を柱とした村興しに関する講演を行ったことが認められる。

上記講演の演題及び内容に照らすと，その講演への参加は，個人の教養の範囲にとどまるものではなく，県政との関連性が認められるというべきである。また，遊興等，政務調査以外の目的で宿泊したことをうかがわせるような事情はない。そうすると，講演に参加するための交通費や宿泊費もまた，県政との関連性を有するものと認められるところ，交通費について実費を超える金額が政務調査費から支出されたとはうかがわれず，宿泊費の金額も，本件手引の要件に照らし，不相当に高額であるということとはできない。したがって，上記各政務調査費の支出が本件使途基準に適合しないものとはいえない。

タ 船山現人議員

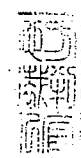
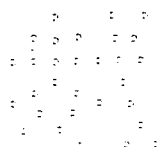
(ア) 支出番号Ｃ１６(1)ないし(6)（東北高校ホッケー選手権大会の視察のための交通費及び宿泊費）

証拠（乙34の1, 34の2, 35～39, 346の1～346の6）及び弁論の全趣旨によれば、舩山現人議員は、平成21年6月20日に岩手町ホッケー場で開催された東北高校ホッケー選手権大会を視察したところ、前日の山形から仙台までの交通費900円、仙台でのホテル宿泊費4900円、仙台から沼宮内まで及び帰りの高畠までの電車交通費1万5730円、沼宮内町内の移動交通費合計2140円（電車交通費900円、タクシー代660円及び580円）を政務調査費から支出したこと、舩山現人議員は、議長に提出した収支報告書において、上記支出に係る活動の事業の成果として、地元川西町のスポーツ（町技）であるホッケーに関する調査等を通して、中学高校及び社会人のスポーツの在り方とスポーツを青少年の健全育成に結び付ける方策を研究したなど報告していることが認められる。

スポーツ大会の観戦自体は、直ちに県政との関連性を認めることはできないものの、上記各支出については、本件訴訟前の段階から、収支報告書において、政務調査目的が明確に示されていたことが認められるのであって、被告の提出した報告書及び舩山現人議員の陳述書において、上記視察の際に、岩手県ホッケー協会役員等から施設整備の経過や選手育成の状況等を聴取したものとされていることも踏まえると、県政との関連性を認めるのが相当である。また、交通費について実費を超える金額が政務調査費から支出されたとはうかがわれず、宿泊費の金額も、本件手引の記載に照らし、不相当に高額であるということとはできない。したがって、上記各政務調査費の支出が本件使途基準に適合しないものとはいえない。

(イ) 支出番号C16(7)（つや姫の精米の購入代金）

証拠（乙40, 346の7）及び弁論の全趣旨によれば、舩山現人議員は、つや姫の精米2キログラムの袋を10袋購入し、そのうち8袋分



の代金 8400 円を政務調査費から支出したこと、船山現人議員は、上記精米について、アンケート調査のためにサンプルとして購入し、全国の消費者や米生産法人等に送付した旨報告していることが認められる。

精米の購入自体は、直ちに県政との関連性を認めることはできない。そして、アンケート調査の結果等が証拠として提出されていないことにも照らすと、上記支出は調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれるところ、ほかに被告からの適切な立証はない。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

(ウ) 支出番号 C 1 6 (8) (自らの事務所までの交通費)

証拠 (乙 4 1, 3 4 6 の 8) 及び弁論の全趣旨によれば、船山現人議員は、平成 21 年 4 月 16 日、自宅から自らの事務所までの移動に自家用車を利用したとして、その距離 13 キロメートル分の交通費相当額 481 円を政務調査費から支出したことが認められる。

議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、事務所までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。被告は、県の財政、事業、行政管理等の事項等、県政各般に関する情報分析等を行い、適切な県政運営を維持するための提言や要望を行うため、恒常的に事務所において情報収集、調査、分析を行っていると主張するが、上記推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された割合とそれ以外の活動に使用された割合が立証されていないものとして、上記事務所への交通費は、その 2 分の 1 を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

チ 寒河江政好議員（支出番号C 1 7(1)ないし(3)（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合南陽支部の総会に参加するための交通費））

証拠（乙42～44，359の1～359の3）及び弁論の全趣旨によれば，寒河江政好議員は，平成21年5月29日，山形県喫茶飲食生活衛生同業組合南陽支部の総会及び意見交換会に参加し，その参加に要した交通費合計4300円（タクシー代として760円及び940円，電車代として2600円）を政務調査費から支出したこと，寒河江政好議員は，議員就任前は飲食業を営んでおり，昭和50年に上記組合に加入して，昭和52年6月以降は理事を，山形市議会議員に就任した後の平成3年6月以降は副理事長を，議員に就任した後の平成16年6月以降は理事長を歴任しており，上記総会への参加当時も理事長の地位にあったことが認められる。

このように，寒河江政好議員は，議員に就任する前から上記組合に加入し，上記総会への参加当時は理事長の地位にあったのであるから，上記総会への参加交通費は，本件手引において政務調査費を充当するのに適さない経費等として挙げられている「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」のうち「議員が他の団体の役職を兼ねていて，その団体の理事会，役員会や総会の出席経費」に当たるといふべきであり，上記各支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。被告は，融資等についての相談を受けたほか，飲食店街の経営実態調査を行った旨の報告書及び陳述書を提出するが，その内容を客観的に裏付ける証拠はないし，融資の相談を受けることが県政とどのように関連するかも不明といわざるを得ない。そうすると，上記各政務調査費の支出は，本件使途基準に合致しない違法な支出であるといふべきである。

ツ 吉田明議員

(ア) 支出番号C 1 8(1)（社団法人上山市山岳会の年会費）

証拠（乙４５，３６０の１）及び弁論の全趣旨によれば，吉田明議員は，平成２１年４月２９日，社団法人上山市山岳会の年会費３０００円を政務調査費から支出したこと，上記団体は，山岳活動の振興に寄与することを目的として設立された団体であり，山岳の保護，調査，遭難救助活動等を活動内容としていること，吉田明議員は，議員就任後の平成１１年５月に上記団体に加入したことが認められる。

吉田明議員の上記団体への加入時期のほか，吉田明議員が，陳述書において，蔵王の環境整備状況についての情報や遭難救助活動に関する情報を取得するために加入したとして，上記団体の活動内容に沿う加入目的を明らかにしており，その加入目的に県政との関連性がうかがわれることに照らすと，吉田明議員が上記団体に個人の立場で加入しているものとは認められない。また，上記団体の活動総体が政務調査目的と一致していないということもできない。さらに，年会費の額も不相当に高額であるということもできない。このように，上記政務調査費の支出は，調査研究のために用いられる可能性がないとどうかがわからないから，本件使用基準に適合しないものとはいえない。

(イ) 支出番号Ｃ１８(２)，(３)（上山市議会ＯＢ緑友会の新年会の会費及び年会費）

証拠（乙４６，４７，３６０の２，３６０の３）及び弁論の全趣旨によれば，吉田明議員は，平成２２年２月１０日，上山市議会のＯＢで構成される緑友会の新年会に出席して会費６０００円を支払い，そのうち５０００円を政務調査費から支出したほか，同日，その年会費２０００円を政務調査費から支出したこと，緑友会は，市政発展に寄与することを目的とする団体であること，吉田明議員は，平成１１年１月まで上山市議会議員を務めており，県議会議員就任後の同年５月に緑友会に加入し，上記各支出の当時は会長を務めていたこと，上記新年会には上山市

議会のOBのほか、上山市の市長や幹部職員等が参加したことが認められる。

緑友会の設立目的に照らすと、これへの加入自体が県政に関連しないものとはいえず、吉田明議員が個人の立場で加入しているものと認めることはできないから、年会費の支出が調査研究のために用いられる可能性がないとはうかがわれない。しかし、上記新年会については、その名称からして、飲食をし、親睦を図ることを主目的として開催されたものと解するのが自然であって、上記新年会の会費の支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。そして、被告の提出した報告書及び吉田明議員作成の陳述書を見ても、上記新年会において医療福祉や県土整備等広く県政一般の意見交換を行ったとされるにとどまっており、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記各支出のうち、年会費に係るものについては、本件使途基準に適合しないものとはいえないが、新年会の会費に係るものについては、本件使途基準に適合しない違法な支出というべきである。

テ 田澤伸一議員

(ア) 支出番号C 1 9(1)ないし(3)及び(8)ないし(14) (議会活性化調査のための交通費及び宿泊費)

証拠(乙48の1, 48の2, 49, 50, 55~61, 347の1~347の3, 347の8~347の14)及び弁論の全趣旨によれば、田澤伸一議員は、平成21年5月6日、同月20日前後の2日間、同月27日前後の2日間及び平成22年2月28日から同年3月2日まで、議会事務局に行き、その交通費又は宿泊費合計4万5430円(その支出額の内訳は、別紙7の支出番号C 1 9(1)ないし(3)及び(8)ないし(14)のとおりである。)を政務調査費から支出したことが認められる。

被告の提出した報告書及び田澤伸一議員作成の陳述書によれば、田澤

伸一議員は、議会の活性化、改革のため、県議会執務室において、議会発生の歴史や他県の議会運営の在り方等についての情報収集、整理等を行い、その成果物を北海道・東北議員交流研究会において資料として配布し、提案、発表を行ったものとされている。前述のとおり、政務調査費は、議会の審議能力を強化するために支給されるものであり、議会の活性化のために調査を行うことは、同目的にかなうものとして、県政との関連を認めることができる。また、被告の主張によれば、上記各日程はいずれも議会が閉会されているか、会議が行われていなかったとのことであり、原告らもその主張を積極的に争っていないのであって、県議会執務室において政務調査活動以外の活動が行われたともうかがわれなし、遊興等、政務調査活動以外の目的で宿泊したともうかがわれなし。そして、交通費や宿泊費について、実費を超える支出がされたものとはうかがわれなし、宿泊費の額についても、本件手引の記載に照らし、不相当に高額なものということとはできない。そうすると、上記各支出は、本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(イ) 支出番号C 1 9(4) (行政格付け調査終了後の宿泊費)

証拠(乙51の1, 51の2, 347の4)及び弁論の全趣旨によれば、田澤伸一議員は、平成21年6月9日に株式会社格付投資情報センターを訪問して、同社社長等から行政の格付けについての説明を受け、その日の夜のホテル宿泊代2万2975円を支払い、そのうち1万6500円を政務調査費から支出したことが認められる。

被告の提出する報告書によれば、行政の格付けは、自治体の発行する地方債について市場に情報を開示するために行われるものとのことであり、その説明に不合理な点はないから、これについての調査を行うことは、県政に関連するものと認められる。また、上記調査の終了時刻によっては、宿泊が必要となる場合もあると解されるところ、原告らは、宿

泊の必要性について争う旨主張するが、宿泊費に係る政務調査費の支出が調査研究のために用いられる可能性がないとまではうかがわれない。また、上記支出額は、本件手引の要件に照らし、不相当に高額であるとはいえない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(ウ) 支出番号C19(5), (6) (商店街調査実施前の宿泊費)

証拠(乙52の1, 52の2, 53, 347の5, 347の6)及び弁論の全趣旨によれば、田澤伸一議員は、平成21年7月2日には東京都内の戸越銀座商店街において、同月17日は渋谷駅前商店街において、それぞれ調査を行ったこと、各調査の前日から当日にかけてのホテル宿泊費各2万1400円を支払い、そのうち各1万6500円(合計3万3000円)を政務調査費から支出したことが認められる。

被告の提出する田澤伸一議員の陳述書によれば、山形県を含む地方では、大型店の郊外への進出により街中商店街が衰退していることから、にぎわっている街中商店街の現地調査を行ったとされているところ、上記調査目的のために、東京都内の戸越銀座商店街又は渋谷駅前商店街の現地調査を行うことは、調査方法としての妥当性が認められず、また、調査内容も、「立ち話で商店街の方々に売上等を質問」したなどというものであるから(乙347の5)、上記各支出は、調査研究のための必要性に欠けるものであったといわざるを得ず、本件使途基準に適合しないため、違法である。

(エ) 支出番号C19(7) (県アンテナショップ視察後の宿泊費)

証拠(乙54の1, 54の2, 347の7)及び弁論の全趣旨によれば、田澤伸一議員は、平成21年8月10日に県アンテナショップを視察して、その日の夜のホテル宿泊代2万1400円を支払い、そのうち1万6500円を政務調査費から支出したことが認められる。

県アンテナショップの視察自体は、県政に関連するものと認められる。また、上記調査の終了時刻によっては、宿泊が必要となる場合もあると解されるところ、原告らは、宿泊の必要性について争う旨主張するが、宿泊費に係る政務調査費の支出が調査研究のために用いられる可能性がないとまではうかがわれない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に合致しないものとはいえない。

ト 森田廣議員

(ア) 支出番号Ｃ２０(１) (山形県クリーニング業環境衛生同業組合酒田支部の説明会参加費)

証拠(乙６２、３３３の１)及び弁論の全趣旨によれば、森田廣議員は、平成２２年１月２３日、山形県クリーニング業環境衛生同業組合酒田支部の説明会に参加して会費１万円を支払い、そのうち５０００円を政務調査費から支出したこと、上記組合は、クリーニング店経営者で構成されていること、森田廣議員は、議員就任後の平成１２年に上記組合に加入して顧問に就任したこと、上記説明会は、山形県がドライクリーニング溶剤の使用規制を行ったことを受けて開催されることとなったもので、これに参加した森田廣議員は、規制内容を説明し、組合員との意見交換を行ったことが認められる。

このように、上記説明会の開催の経緯に照らすと、森田廣議員は、クリーニング業の規制行政に関する議員活動を行うために上記説明会に参加したものでうかがわれるのであって、上記会費の額からすれば酒食を伴う場であったことはうかがわれるが、実際に意見交換が行われたものと認められる。また、上記支出額も、本件手引の要件に照らし、不相当に高額であるとはいえない。そうすると、上記支出が本件使途基準に反した違法なものであるとはいえない。

(イ) 支出番号Ｃ２０(２) (魚鳥供養祭の会費)

証拠（乙63, 333の2）及び弁論の全趣旨によれば、森田廣議員は、平成22年2月21日、山形県調理師調桜会が開催した魚鳥供養祭に参加して会費1万円を支払い、そのうち5000円を政務調査費から支出したこと、上記団体は、酒田市内の料亭、飲食店、納入業者など50名前後で組織された団体であることが認められる。

魚鳥供養祭は、その名称からして、式典としての性質が強く、意見交換を行う場ではないと解するのが自然であって、上記支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。被告は、県の観光施策に対する上記催事参加者の意見が県の商工観光政策に反映された実績がある旨の報告書及び陳述書を提出しているが、その内容を客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に反した違法なものである。

ナ 坂本貴美雄議員

（ア）支出番号C21(1)（山形県日中友好協会の年会費）

証拠（乙64の1, 64の2, 348の1）及び弁論の全趣旨によれば、坂本貴美雄議員は、平成21年8月5日、山形県日中友好協会の年会費5000円を政務調査費から支出したこと、上記団体は、山形県民と中国人との交流を通じて親睦を図り、文化や経済の交流を進展させる目的で設立され、活動している団体であること、坂本貴美雄議員は、議員就任後の平成11年7月頃、協会関連事業に参加し、会員と意見交換を行うことを通じて中国に関する情報を得て議会での政策提言（海外戦略）に生かすために上記団体に加入したことが認められる。

坂本貴美雄議員が上記団体に加入した目的は県政と関連性がないとはいえず、上記団体の目的及び活動内容は、坂本貴美雄議員が加入した目的に沿ったものであったといえる。このように、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないとまではうかがわれない。また、上記会

費が不相当に高額であるとはいえない。そうすると、上記支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(イ) 支出番号Ｃ２１(２)（最上葛麓会の年会費）

証拠（乙６５の１，６５の２，３４８の２）及び弁論の全趣旨によれば、坂本貴美雄議員は、平成２１年８月２０日、最上葛麓会の年会費５０００円を政務調査費から支出したこと、最上葛麓会は、会員相互間の親睦を図り、併せて郷里並びに郷里出身者及びその縁故者の発展に寄与することを目的とする団体であり、最上郡又は新庄市に在住する者、その出身者又はその縁故者で上記目的に賛成する者によって構成されていること、坂本貴美雄議員は、議員就任後の同月、最上葛麓会に加入したことが認められる。

最上葛麓会の設立目的に照らすと、これに加入することと県政との関連性は不明であるといわざるを得ず、上記支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。被告は、坂本貴美雄議員が最上地方出身者との交流を通じて、山形県や最上地方の発展のための施策の検討や、議会での質問や提言に反映させるために同会に加入した旨の報告書及び坂本貴美雄議員の陳述書を提出するが、加入目的に沿う活動が行われているとは認められない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

(ウ) 支出番号Ｃ２１(３)（新庄山車連盟の慰労会の参加費）

証拠（乙６６，３４８の３）及び弁論の全趣旨によれば、坂本貴美雄議員は、平成２１年８月２９日、新庄山車連盟の慰労会に参加して会費６０００円を支払い、そのうち５０００円を政務調査費から支出したこと、上記連盟は、新庄祭を通じて交流人口の拡充や、地元経済、文化の発展を図る目的で設立された団体であり、上記慰労会は、新庄祭の慰労の目的で開催されたものであることが認められる。

慰労会の開催目的及び名称からすれば、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然であって、上記参加費の支出が調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれるものというべきところ、被告が提出した報告書及び坂本貴美雄議員作成の陳述書によれば、新庄山車連盟の団体役員と、山車運行の支障となる県道の道路標識について意見交換を行ったとされているが、これを裏付ける客観的な証拠はない。したがって、上記政務調査費の支出は本件用途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

(エ) 支出番号Ｃ２１(４)（新庄囃子連盟の慰労会の参加費）

証拠（乙６７、３４８の４）及び弁論の全趣旨によれば、坂本貴美雄議員は、平成２１年９月４日、新庄囃子連盟の慰労会に参加して会費７０００円を支払い、そのうち５０００円を政務調査費から支出したこと、上記連盟は、新庄祭に出場する山車の後について囃子をする囃子若連らの交流を図り、新庄祭の発展について協議をする目的で設立された団体であり、上記慰労会は、新庄祭の慰労の目的で開催されたものであることが認められる。

慰労会の開催目的及び名称からすれば、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然であって、上記参加費の支出が調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれるものというべきところ、被告が提出した報告書及び坂本貴美雄議員作成の陳述書によれば、新庄市、観光協会の職員と観光客誘致について意見交換を行ったほか、新庄囃子連盟役員と若者の交流、少子化問題について意見交換を行ったとされているが、これを裏付ける客観的な証拠はない。したがって、上記政務調査費の支出は本件用途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

(オ) 支出番号Ｃ２１(５)（新庄天満神社氏子総代会の神輿慰労会の参加費）

証拠（乙68，348の5）及び弁論の全趣旨によれば，坂本貴美雄議員は，平成21年9月5日，新庄天満神社氏子総代会の神輿慰労会に参加して会費3000円を政務調査費から支出したこと，上記総代会は，天満神社の管理及び国の重要無形民俗文化財に指定されている新庄祭の神輿行列を担当している団体であり，上記慰労会は，新庄祭の慰労の目的で開催されたものであることが認められる。

慰労祭の開催目的及び名称からすれば，飲食をし，親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然であって，上記参加費の支出が調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれるものというべきところ，被告が提出した報告書及び坂本貴美雄議員作成の陳述書によれば，氏子総代会長と，老朽化が著しい山形県指定有形文化財天満神社本殿改築の必要性について意見交換を行ったとされているが，これを裏付ける客観的な証拠はない。したがって，上記政務調査費の支出は本件用途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

二 加藤国洋議員

（ア）支出番号C22(1)（瑞宝単光章受章記念式典の参加費）

証拠（乙69，361の1）及び弁論の全趣旨によれば，加藤国洋議員は，平成22年2月7日，長年幼児教育に携わってきた人物の瑞宝単光章受章記念式典に参加して会費7000円を支払い，そのうち5000円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記式典の性質上，これに参加するための会費の支出は，本件手引において政務調査費を充当するのに適さない経費等として挙げられている「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」のうち「他の議員の後援会や祝賀会に出席する経費」に当たるといわざるを得ず，調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。被告は，上記受章者や幼児教育関係者と幼児教育に関する意見交換を行った

旨の報告書及び加藤国洋議員作成の陳述書を提出するものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

(イ) 支出番号Ｃ２２(２) (旭日双光章叙勲祝賀会の参加費)

証拠（乙７０，３６１の２）及び弁論の全趣旨によれば、加藤国洋議員は、平成２２年３月２０日、市議会議員経験が豊富な人物の旭日双光章叙勲祝賀会に参加して会費５０００円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記祝賀会の性質上、これに参加するための会費の支出は、本件手引において政務調査費を充当するのに適さない経費として挙げられている「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」のうち「他の議員の後援会や祝賀会に出席する経費」に当たるといわざるを得ず、調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。被告は、上記受章者と地域と行政の関わり、議会や議員のあり方等について意見交換を行った旨の報告書及び加藤国洋議員作成の陳述書を提出するものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

(ウ) 支出番号Ｃ２２(３) (出羽三山神社への交通費)

証拠（乙７１，３６１の３）及び弁論の全趣旨によれば、加藤国洋議員は、平成２２年４月１日、出羽三山神社の視察のために自家用車を利用したとして、その距離１４５キロメートル分の交通費相当額５３６５円を政務調査費から支出したことが認められる。

被告の提出した報告書及び加藤国洋議員の陳述書によれば、出羽三山神社は、山形県の重要な観光資源であり、その丑年御縁年の記念事業や最近の参拝客の入り込み状況を調査するとともに、同神社と県の観光施策をどのようにタイアップしていくか、今後の県の観光施策全体をいか

に推進していくかについて検討する材料を得るために上記神社を視察し、同神社の権禰宜から状況を聴取したとのことであり、上記視察の目的と県政との関連性を認めることができるのであって、当該支出が調査研究のために用いられる可能性がないこととはうかがわれない。また、上記交通費の算定方法も、本件手引の記載にのっとったものといえる。そうすると、上記支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

ヌ 佐藤藤彌議員

(ア) 支出番号Ｃ２３(１)及び(２)（吟詠大会に参加するための交通費及びその後の懇談会の参加費）

証拠（乙７２，７３，３３４の１，３３４の２）及び弁論の全趣旨によれば、佐藤藤彌議員は、平成２１年８月３０日、日本九重流酒田詩吟同好会市民芸術祭第６４回吟詠大会及びその後に開催された懇談会に参加して懇談会費５０００円を政務調査費から支出したほか、会場まで自家用車を利用したとして、その距離２２キロメートル分の交通費相当額８１４円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記各支出は、その会合の目的及び内容からして、個人の趣味の色彩の強い団体の会合のための支出というべきであって、日本九重流の家元が酒田市に在るという事情（乙７２，３３４の１）を踏まえても、社会通念上、議員の調査研究活動と関連しているとはいえず、上記各支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。被告は、指導者と伝統文化の保存や詩吟活動の振興についての意見交換を行った旨の報告書及び佐藤藤彌議員作成の陳述書を提出するが、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記各支出は、本件使途基準に適合しないため、違法である。

(イ) 支出番号Ｃ２３(３)（日本将棋連盟荘内支部の年会費）

証拠（乙７４，３３４の３）及び弁論の全趣旨によれば、佐藤藤彌議

員は、平成22年1月13日、日本将棋連盟庄内支部の年会費5000円を政務調査費から支出したこと、上記連盟は、将棋文化の振興を図るために設立された団体であり、庄内地方一円の将棋愛好者により構成されていること、佐藤藤彌議員は、議員就任後の平成14年12月に上記連盟に加入したことが認められる。

被告の提出する報告書及び佐藤藤彌議員の陳述書によっても、佐藤藤彌議員の加入目的はともかく、上記連盟の活動内容は不明といわざるを得ず、上記連盟への加入が通常個人の趣味の色彩が強いものと解するのが自然であることも踏まえると、上記支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれるが、他に被告からの適切な立証はない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に適合しない違法な支出というべきである。

ネ 澤渡和郎議員

(ア) 支出番号C24(1)ないし(3), (5) (日産自動車株式会社の製造する電気自動車の試乗会関連経費)

証拠(乙75の1, 75の2, 76, 77, 79, 362の1~362の3, 362の5)及び弁論の全趣旨によれば、澤渡和郎議員は、平成21年度当初から、山形日産自動車株式会社の役員から電気自動車の開発、販売について協力依頼を受けており、山形県からも企業誘致の示唆があったため、平成22年1月26日、日産自動車株式会社の製造する電気自動車の横須賀テストコースにおける試乗会に山形県の工業振興課職員等とともに参加して日産自動車株式会社関係者等と意見交換を行ったこと、上記試乗会に参加するために要した電車交通費1万1210円、宿泊費8900円のほか、タクシー代や茶菓代2840円、上記試乗会への参加の実現に協力した人物への謝礼の物品代7140円を政務調査費から支出したことが認められる。

澤渡和郎議員が企業誘致の目的で上記試乗会に参加したことは明らかであるところ、企業誘致に関する事項は県政に関連するものと認められるのであって、上記各支出が調査研究のために用いられる可能性がないことまではうかがわれないし、上記各支出が実費を超えるものであったともうかがわれない。また、宿泊費についても、本件手引の要件に照らし、不相当に高額であったとはいえない。そうすると、上記各支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(イ) 支出番号C 2 4(4) (五輪銅メダル祝賀会会費)

証拠(乙78, 362の4)及び弁論の全趣旨によれば、澤渡和郎議員は、平成22年3月25日、スポーツ選手である加藤条治選手の五輪銅メダル祝賀会に参加して会費6000円を支払い、そのうち5000円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記祝賀会の名称及び性質からすれば、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然であって、上記支出は、本件手引にいう「意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)」のうち「他の議員の後援会や祝賀会に出席する経費」に当たるものといわざるを得ず、調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。被告は、上記選手や関係者と競技施設や指導者、支援体制、県民の意識等について意見交換を行った旨の報告書及び澤渡和郎議員作成の陳述書を提出するものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しないから違法である。

ノ 志田英紀議員(支出番号C 2 5 (山形県クリーニング業生活衛生同業組合鶴岡支部の通常総会及び懇談会の費用))

証拠(乙80, 349)及び弁論の全趣旨によれば、志田英紀議員は、平成22年3月28日、山形県クリーニング業生活衛生同業組合鶴岡支部

の通常総会及びその後に開催された懇談会に出席して懇談会費５０００円を支払い、そのうち３９７２円を政務調査費から支出したこと、同組合は、クリーニング業界全体の指導に当たっている団体であり、クリーニング店店主によって構成されていることが認められる。

被告の提出した報告書及び志田英紀議員の陳述書によれば、志田英紀議員は、関東地方に在るクリーニング工場が建築基準法違反（揮発性溶剤を使用することに関する用途規制違反）で告発されたことを受け、県内の実態を把握するために上記総会等に参加したこと、個々の店舗を調査するには、店主が不在にすることも多いことから、組合員ほぼ全員が集まる総会にて実態調査を行うこととしたものとされているところ、その参加の経緯等は合理的なものというべきであって、上記懇談会においても意見交換が行われたものと認められる。そのほか、上記支出の額も不相当に高額であるとはいえない。そうすると、上記政務調査費の支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

ハ 野川政文議員

(ア) 支出番号Ｃ２６(１)（社団法人実践倫理宏正会天童支部の年会費）

証拠（乙８１，３５０の１）及び弁論の全趣旨によれば、野川政文議員は、平成２１年４月２９日、社団法人実践倫理宏正会の年会費１万２０００円を政務調査費から支出したこと、同法人が毎日早朝に各地で開いている集会では、４０代ないし６０代の主婦層を中心とする会員が自らの体験や活動について発表することとなっており、野川政文議員も年に数度発表を行っていること、野川政文議員は、議員就任後の平成１２年１月に上記団体に加入したことが認められる。

被告の提出する報告書及び野川政文議員作成の陳述書によれば、野川政文議員は、他の会員から子育て、教育、介護等多種多様な意見や県政の要望等を聞く機会を得るために同法人に加入したものとされていると

ころ、その会員の構成に照らすと、加入目的に県政との関連性がないとまでは認められない。しかし、本件証拠に照らしても、同法人の具体的な活動内容は不明な点が残るものといわざるを得ず、上記支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。そうすると、上記支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出というべきである。

(イ) 支出番号Ｃ２６(２) (社団法人山形県隊友会の特別会員年会費)

証拠（乙８２，３５０の２）及び弁論の全趣旨によれば、野川政文議員は、平成２１年１２月２６日、公益社団法人山形県隊友会の特別会員年会費１万円を政務調査費から支出したこと、同法人は、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛施策・慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、日本の平和と安全に寄与することを目的として設立された団体であり、防衛及び防災関連施策等に対する各種協力、調査研究及び提言を行っていることが認められる。

同法人の設立目的や活動内容に照らすと、これに加入することは、防災活動等の県政に関連するものということができるのであって、その活動総体が政務調査目的と一致していないということとはできないし、野川政文議員が個人の立場でこれに加入しているということもできない。このように、上記支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせるような事情は存しない。また、その会費が不相当に高額であるということもできない。そうすると、上記支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(ウ) 支出番号Ｃ２６(３) (高崎地区新春を祝う会の参加費)

証拠（乙８３，３５０の３）及び弁論の全趣旨によれば、野川政文議員は、高崎地区区長協議会が平成２２年１月６日に開催した高崎地区新春を祝う会に参加して会費５０００円を政務調査費から支出したこと、

同会合には、東根市高崎地区の50ないし100戸の住民によって組織される親睦、互助、地域知事のための団体の長である区長のほか、東根市長、市議を始めとした役職者70名が参加したことが認められる。

同会合は、その名称や会費の額に照らすと、飲食をし、親睦を図ることを目的として開催されたものと解するのが自然であって、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれるものというべきである。しかし、野川政文議員の陳述書によれば、野川政文議員は、同会合の参加者と、高崎地区の冬場の収入源となる啓翁桜の集出荷施設についての意見交換を行い、同施設の建設を実現したほか、猿による農作物の食害対策等についての意見交換を行い、農地に電気柵を設置することについての補助を実現したというのであって、同会合の参加者の顔触れも踏まえると、県政に関連する事項について、議員の調査研究に資する意見交換等が現にされたという事情が認められる。そして、上記支出が不相当に高額であるということもできない。そうすると、上記支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

ヒ 広谷五郎左エ門議員（支出番号C27（連合山形議員懇談会会費））

証拠（乙84、351）及び弁論の全趣旨によれば、広谷五郎左エ門議員は、連合山形議員懇談会（団体）が平成21年11月13日に開催した懇談会に参加して年会費5000円を政務調査費から支出したこと、上記団体は、県民生活に係る雇用労働関係、社会保障関係、教育政策関係その他行政施策関係について関係者と懇談し政策内容の質を高めていくことを目的とした団体であって、県内に在住し趣旨目的に賛同する地方自治体議員によって構成されており、広谷五郎左エ門議員もこれに加入していること、上記会費は、懇談会の際配布される資料の作成経費や外部講師を招へいするための経費に充てられるものであることが認められる。

上記団体の設立目的や構成員に照らすと、これに加入して、その目的に

沿う活動の必要経費として上記会費を支出することは、県政との関連性を認めることができるのであって、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないとまではうかがわれない。また、上記会費が不相当に高額であるとはいえない。そうすると、上記支出は本件用途基準に合致しないものとはいえない。

フ 阿部賢一議員

(ア) 支出番号C 2 9(1) (モンテディオ山形応援入場料)

証拠(乙88, 352の1)及び弁論の全趣旨によれば、阿部賢一議員は、平成21年8月2日、サッカーチームであるモンテディオ山形の試合を観戦するため、山形県総合運動公園への入場料4000円を政務調査費から支出したことが認められる。

サッカーの試合の観戦は、その性質上、県政との関連性が直ちに認められるものではないから、上記支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。被告の提出する報告書及び阿部賢一議員作成の陳述書によれば、客席の増設など施設の充実を求める声が強かったことから試合当日の施設の状況を視察し、これを踏まえて施設の充実と改装を強く要請した結果、客席の増設が実現したほか、電光掲示板を改装する計画が進んでいるとされているが、上記視察と設備改善の因果関係は不明であって、結局のところ、県政に関する具体的な調査研究が現にされたなどの事情についての適切な立証が行われているとはいえない。そうすると、上記支出は、本件用途基準に合致しないから、違法である。

(イ) 支出番号C 2 9(2)ないし(4) (渋谷建設株式会社創業100周年記念式典の参加費、交通費及び宿泊費)

証拠(乙89の1, 89の2, 90, 91, 352の2～352の4)及び弁論の全趣旨によれば、阿部賢一議員は、平成21年11月2

6日、渋谷建設株式会社の100周年記念式典に参加し、会費5000円のほか、ホテルへの宿泊代7942円やタクシー代760円を政務調査費から支出したこと、上記式典には県内建設業者や関係機関代表者が参加したことが認められる。

上記式典の名称に照らすと、これに参加するための会費や交通費、宿泊費の支出は、本件手引において政務調査費を充当するのに適さない経費として挙げられている「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」のうち「飲食を主目的とする懇談会会費」に当たるものといわざるを得ず、調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。被告の提出した報告書及び阿部賢一議員作成の陳述書によれば、県内の建設業者や従業員、資材関係者などから、公共事業の在り方、入札制度の問題と労働環境の実態などを聴取し、公共事業の影響、入札の改善、労働単価、発注の平準化等について県当局に改善を申し入れたものとされているが、この説明を客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記各支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出といえるべきである。

(ウ) 支出番号C29(5) (瑞宝単光章受章祝賀会の参加費)

証拠（乙92、352の5）及び弁論の全趣旨によれば、阿部賢一議員は、平成22年2月18日、福祉関係者である人物の瑞宝単光章受章祝賀会に参加して会費6000円を支払い、そのうち5000円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記祝賀会という名称やその性質上、これに参加するための会費の支出は、本件手引において政務調査費を充当するのに適さない経費等として挙げられている「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」のうち「他の議員の後援会や祝賀会に出席する経費」に当たるものといわざるを得ず、調査研究のための必要性に欠けるものであったこ

とがうかがわれる。被告の提出する報告書及び阿部賢一議員作成の陳述書によれば、上記受章者や福祉関係者などと福祉行政に関する意見交換を行ったものとされているが、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に合致しないから、違法である。

へ 佐貝全健議員

(ア) 支出番号C30(1)ないし(3) (東京の文化施設視察関連経費)

証拠(乙93の1, 93の2, 94, 95, 353の1～353の3)及び弁論の全趣旨によれば、佐貝全健議員は、平成21年4月30日から同年5月1日まで、東京に在る国立西洋美術館(上野)や貨幣博物館(日本橋)を視察し、これに要した電車交通費1万3840円や、タクシー代3490円のうち1745円のほか、ホテル宿泊費1万7200円のうち8600円を政務調査費から支出したこと、国立西洋美術館は、西洋美術に関する作品を公衆の観覧に供する施設であり、貨幣博物館は、貨幣に関する歴史的、文化的な資料を収集、保管し、それらの調査研究を進めつつ、広く一般に公開する施設であることが認められる。

他の都道府県に在る文化施設を視察することは、その性質からして県政との関連性が直ちに否定されるものではない。そして、被告の提出した報告書及び佐貝全健議員作成の陳述書によれば、佐貝全健議員は、県民の文化への理解を深め文化振興を図るためにどのような政策を企画、提案すべきかを考察するために上記視察を実施したものとされているほか、収支報告書においてその成果を具体的に報告していることが認められるから、上記視察に要した交通費や宿泊費の支出については、県政との関連性を認めることができるのであって、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないとまではうかがわれない。また、上記各支出が実費を超えて支出されたものとはうかがわれないし、宿泊費については、本件手引の要件に照らし、不相当に高額であるということはできない。

い。そうすると、上記各支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(イ) 支出番号Ｃ３０(４) (有機ＥＬデザインサンプルキットの購入代金)

証拠（乙９６の１～９６の４，３５３の４）及び弁論の全趣旨によれば、佐貝全健議員は、山形県における有機ＥＬ関連産業の振興に資するため、平成２２年３月１０日、ルミオテック株式会社の発売する有機ＥＬデザインサンプルキット一式を代金８万４３１５円で購入し、同額を政務調査費から支出したこと、佐貝全健議員は、上記サンプルキットにつき、これを県内外の人々に見てもらい、その際の意見や感想を基に県や企業に助言等を行ったほか、ものづくり試作のＰＲのために利用したことが認められる。

上記支出は、佐貝全健議員による上記サンプルキットの購入動機や利用方法に照らすと、県政との関連性を認めることができるものの、本件手引にいう「議員の私的財産の形成につながる経費等」に当たるものといわざるを得ず、本件使途基準に合致しないから違法である。

ホ 平弘造議員（支出番号Ｃ３１（長井商工会議所建設部会通常総会後の懇親会費））

証拠（乙９７の１，９７の２，３３５）及び弁論の全趣旨によれば、平弘造議員は、平成２１年７月２８日、長井商工会議所建設部会からの要請を受けて、同部会の通常総会終了後に建設業界の今後について講演を行ったほか、その後の懇親会にも参加して懇親会費３０００円を政務調査費から支出したこと、上記講演の要請と懇親会の案内は同一文書によって行われており、平弘造議員は、懇親会についても出席を求められていたこと、長井商工会議所は、商工業の振興を目的として設立され活動している団体であり、これに加入する建設関係業者によって建設部会が構成されていること、当日の日程は、午後６時から午後６時１５分までが通常総会、午後

6時20分から午後6時40分までが平弘造議員による講演、午後6時45分から午後7時までが長井市建設課長による講演であったことが認められる。

被告の提出する報告書及び平弘造議員作成の陳述書によれば、平弘造議員は、講演後に質疑応答を受け付けたが、時間的制約もあり一部しか受け付けられなかったため、建設業界の現状や展望に関して参加者個々の意見を聴取するため、別途、懇親会で聴き取る時間を取ったものとされているところ、平弘造議員が講師という立場で懇親会に参加したことや上記日程に照らすと、その説明に特に不合理な点は見当たらず、懇親会において意見交換が行われたものとうかがわれる。また、講演及び懇親会が同一の文書により案内されていることに照らすと、これらの一体性を認めることができる。そのほか、当該支出が調査研究のために用いられる可能性がないことまではうかがわれない。さらに、上記支出が不相当に高額であるということとはできない。そうすると、上記支出は本件用途基準に合致しないものとはいえない。

マ 阿部信矢議員

(ア) 支出番号C32(1) (ドイツ・フェルトベルクの視察関係費用)

a 証拠(乙98の1, 98の2, 354の1)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 阿部信矢議員は、平成21年7月26日から同年8月2日まで、鶴岡市と「森林文化都市」の友好協定を締結したドイツのフェルトベルク及びその周辺に行き、これに要した費用として69万6000円を政務調査費から支出した。上記協定は、同年7月29日に締結されたもので、阿部信矢議員は、協定締結の調印式に出席した。

(b) 阿部信矢議員は、平成21年7月28日、まずシュヴァルツヴァルトの入り口に位置する観光都市であるフライブルク市から、路面

電車、バス、ロープウェイを乗り継ぎ、山歩きをしてシャウインスラントという山に登った後、ミュンスタータルの町で教会を訪れ、その由来の開設を聞いた後、スタウフェン城跡のある丘まで登った。

(c) 阿部信矢議員は、平成21年7月29日、上記調印式に出席したほかは、リフトに乗ってシュヴァルツヴァルトで最も高い山であるフェルトベルク山の頂上まで行き、リゾート地としても知られる、ティティゼーという湖にも足を運んだ。

(d) 阿部信矢議員は、平成21年7月30日、ヒンターツアルテンという村を訪れ、チーズを作っている農家を訪問してチーズの作り方の説明を受けるなどした後、スキー博物館を訪問した。

(e) 阿部信矢議員は、平成21年7月31日、フライブルク市において、特養付介護ホームや環境保全局を視察し、それぞれ担当職員からの説明を受けるなどした。

(f) そのほか、阿部信矢議員は、ヒンターツアルテンにおいて木質バイオマスを始めとした自然エネルギーの利用が進んでいることについての説明を受けた。

b 阿部信矢議員による上記視察は、友好協定の締結式に出席したほか、フライブルク市において環境や福祉、エネルギー問題についての調査が行われていること等に照らせば、上記海外渡航に係る活動を全体として単なる観光旅行であるとまでは断じ難く、都市行政の調査等、一定の政策目的を有するものとして、議員の調査研究活動としての側面があることを肯定することができる。

しかしながら、森林資源に関する協定の締結に関連した視察であるということを踏まえても、上記行程には一般的な観光名所が視察先に含まれており、観光旅行としての意味合いを併有していたとの疑いを否定できない。また、上記旅費の金額は約70万円に及んでおり、8

日間にわたってドイツに滞在していたことを考慮しても、明らかに高額といわざるを得ないところ、そのような高額の政務調査費を充当して上記視察を実施する必要があったかは、各活動の必要性判断についての議員の裁量を考慮するとしても疑問がある。したがって、上記諸事情に照らし、上記費用のうちの少なくとも3分の2の46万4000円に係る支出は、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動と合理的関連性を有する活動に関する経費とは認め難く、その限度では、本件使途基準に違反するものといわざるを得ない。

(イ) 支出番号C 3 2(2), (3) (京都勧業館視察のための宿泊費及び交通費)

証拠(乙99の1～99の4, 100, 354の2, 354の3)及び弁論の全趣旨によれば、阿部信矢議員は、平成21年11月1日に京都勧業館及び伝統的工芸月間国民会議全国大会を視察し、同月2日には京都府庁及び京都府議会を訪問し、特産品を視察したほか、担当者からの説明を受けたこと、その間のホテル宿泊費1万2000円及び交通費5万8800円を政務調査費から支出したこと、京都勧業館は、産業や文化の交流を通して地域経済の発展を目指す施設であること、上記大会は、経済産業省が定めた伝統的工芸品月間の中心事業であることが認められる。

他の都道府県に在る文化施設等を視察することは、その性質からして県政との関連性が直ちに否定されるものではない。そして、被告の提出した報告書及び阿部信矢議員作成の陳述書によれば、阿部信矢議員は、人口減少が続く中、観光振興を図るため、いかにして昼間人口を増やし、いかにして山形県の特色や魅力を引き出すことができるかを考えるために、先進的取組みを行っている京都勧業館の視察を実施したものとされており、県政に関連する目的で視察を行ったものとされていることにも照らすと、上記視察に要した交通費や宿泊費の支出については、県政と

の関連性を認めることができるのであって、上記各支出が調査研究のために用いられる可能性がないことまではうかがわれない。また、上記各支出が実費を超えて支出されたものとはうかがわれないし、宿泊費については、本件手引の記載に照らし、不相当に高額であるということとはできない。そうすると、上記各支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

ミ 今井榮喜議員

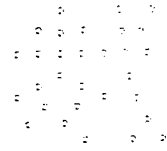
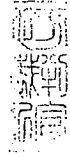
(ア) 支出番号C 3 3(1) (野呂川環境を守る会の賛助会費)

証拠(乙101の1～101の3, 336の1)及び弁論の全趣旨によれば、今井榮喜議員は、平成21年6月15日、野呂川環境を守る会の賛助会費5000円を政務調査費から支出したこと、同団体は、山形県内に在る野呂川環境を守り、蜚や魚の住む清流を蘇らせようとする目的で設立された団体であり、河川の清掃や蜚の幼虫の放流、研修会、河川環境の実態調査、河川整備のための要望活動などを行っていることが認められる。

上記団体の設立目的や活動内容に照らすと、今井榮喜議員は、環境整備という県政に関連する目的で上記団体に加入したものとかがわれるのであって、個人の立場で加入しているとも、団体の活動総体が政務調査目的と一致していないものとも認められない。そのほか、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないことまではうかがわれない。そして、上記会費の金額が不相当に高額であるということとはできない。そうすると、上記支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(イ) 支出番号C 3 3(2) (日本善行会山形県支部の年会費)

証拠(乙102の1, 102の2, 336の2)及び弁論の全趣旨によれば、今井榮喜議員は、平成21年6月24日、日本善行会山形県支部の年会費1万円を政務調査費から支出したこと、上記団体は、善行精



神の普及と実践に努め、明るく住みよい社会の建設に寄与することを目的として設立された団体であり、交通安全活動や福祉活動などを行っているほか、機関誌を発行していることが認められる。

上記団体の具体的な活動内容には不明な点もないではないが、今井榮喜議員作成の陳述書の記載内容も踏まえると、今井榮喜議員は、ボランティアなどの社会貢献の在り方に関する調査研究を行うという目的で上記団体に加入したものとうかがわれるのであって、県政との関連性を否定することはできず、少なくとも、個人の立場で加入したものとは認められない。そのほか、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないことまではうかがわれない。また、上記会費の金額が不相当に高額であるとはいえない。そうすると、上記支出は違法ではない。

ム 松沢洋一議員

原告らは、松沢洋一議員が平成21年度に2万5000円（支出番号C34(1), (2))を政務調査費から支出したことが違法である旨主張するが、証拠（乙276, 277）によれば、松沢洋一議員は、同額を自主返納していることが認められる。そうすると、松沢洋一議員に係る原告らの請求は、その余の点について検討するまでもなく、理由がない。

メ 後藤源議員

(ア) 支出番号C35(1)（直江兼続研究会の会費）

証拠（乙103, 355の1）及び弁論の全趣旨によれば、後藤源議員は、平成21年7月2日、直江兼続研究会の会費3000円を政務調査費から支出したこと、上記団体は、直江兼続を顕彰し、米沢、置賜の発展につなげることを目的として設立された団体であり、講演会を行っているほか、冊子「龍師火帝」を発行していること、後藤源議員は、議員就任の年である昭和54年に上記団体に加入し、同年4月以降は議員就任を機に顧問に就任していることが認められる。

上記団体の設立目的や活動内容に照らすと、これが県政との関連を有するとは直ちに解し難く、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれる。しかし、後藤源議員作成の陳述書は、上記団体に参加した目的について、米沢初代藩主上杉景勝の筆頭家老で米沢の街を作った功労者である直江兼続の人となり、業績を研究し歴史の発掘、観光に資するためであるとしており、山形県の観光振興施策を検討推進するという、県政に関する具体的な調査研究をする目的もあって上記団体に入会したことが認められるから、上記支出については、県政に関する具体的な調査研究が予定されていたという事情が認められる。そのほか、上記支出が不相当に高額であるとはいえない。そうすると、上記支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(イ) 支出番号C 3 5(2) (狂言公演の鑑賞料)

証拠（乙104、355の2）及び弁論の全趣旨によれば、後藤源議員は、平成21年12月19日、山形県の施設である伝国の杜置賜文化ホールにおいて行われた狂言公演を鑑賞し、入場料3500円を政務調査費から支出したことが認められる。

狂言公演の鑑賞は、これが県政との関連を有するとは直ちに解し難く、上記支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。後藤源議員作成の陳述書によれば、狂言公演が県民にどのように受け入れられているかを調査するために狂言を鑑賞したとのことであるが、その目的達成のために自らが狂言公演を鑑賞する必要性がどの程度あるのか疑わしいといわざるを得ず、県政に関する具体的な調査研究が現にされたとか、それが予定されていたなどの事情は認められない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に適合しない違法な支出といふべきである。

モ 児玉議員

(ア) 支出番号D 1(1), (5)ないし(17) (岸議員との意見交換に係る交通費及び宿泊費)

a 証拠(乙155の1, 155の2, 159の1~171, 325, 337)及び弁論の全趣旨によれば, 児玉議員は, 平成21年度に, 岸議員との意見交換に当たって支出した費用として, 別紙6の支出番号D 1(1), (5)ないし(17)の「支出額(円)」欄記載の交通費又は宿泊費合計32万5400円を政務調査費から支出したこと, 児玉議員の提出した収支報告書によれば, 児玉議員は, 岸議員との間で, 以下の日時に, 参議院議員会館において, 以下の議題で意見交換を行った旨記載されていること, 児玉議員は, 議員就任前は岸議員の秘書を務めていたことが認められる。

(a) 平成21年4月28日 日本食糧自給率向上に向けた国の取り組みと山形県の農業振興

(b) 平成21年5月24日 違法な労働者派遣の実態及び国の労働者派遣法に対する取り組み状況等

(c) 平成21年5月28日 ワークライフバランスの今後の在り方

(d) 平成21年6月2日から同月3日まで 国の財政再建に対する考え方と山形県の取り組むべき財政課題

(e) 平成21年9月3日から同月4日まで 社会保障の給付と負担の見直し等

(f) 平成21年10月22日 地方分権の確立のための国と地方の役割分担の在り方

(g) 平成21年10月31日 二酸化炭素の排出量取引

(h) 平成21年11月26日から同月27日まで バイオ燃料の生産と利用についての国の動向

(i) 平成21年12月24日 新型インフルエンザ対策, 危機管理

対策

(j) 平成22年1月21日 国の今後の河川行政、治水対策

b そのほか、児玉議員作成の陳述書によれば、岸議員が多忙であることを踏まえ、参議院議員会館内だけでなく岸議員の上京や帰県の際に同行することで意見交換を確保したり、そのために前日や当日の宿泊をしたものとされている。

c 児玉議員と岸議員の従前の関係に照らすと、両者が頻繁に意見交換を行っていたとしても不自然ではない。そうすると、上記意見交換のうち、いずれの際に児玉議員が岸議員の上京や帰県に同行したのかは不明であるものの、岸議員の状況に合わせる形で意見交換を行った旨の説明を不合理とまでいうことはできないし、その議題についても、いずれも県政との関連性が認められる。また、交通費や宿泊費について、実費を超える支出がされたものとはうかがわれないうし、宿泊費の支出額も、本件手引の記載に照らし、不相当に高額であるとはいえない。

原告らは、岸議員の多忙の中で被告主張の意見交換が行われたとは考えられないとか、岸議員の政治活動に関連した上京に係る交通費が含まれているなどと主張するが、上記各支出が調査研究のために用いられる可能性がないことをうかがわせるような事情は認められない。そのほか、国の担当職員や専門家が同席していなかったとしても、それによって県政との関連性が否定されることとはならないというべきである。したがって、上記各支出は本件用途基準に合致しないものとはいえない。

(イ) 支出番号D1(2)ないし(4) (秋田県建設業協会視察に係る高速道路料金、駐車料金及び宿泊費)

証拠 (乙156の1, 156の2, 157, 158, 325, 33

7) 及び弁論の全趣旨によれば、児玉議員は、平成21年5月18日から同月19日まで、秋田県建設業協会を視察したとして、往復の高速道路料金4500円のほか、宿泊費及び駐車料金8600円を政務調査費から支出したことが認められる。

被告の提出した報告書及び児玉議員の陳述書によれば、公共調達の改善について上記協会が先進的な取り組みを行っていることから上記視察を実施したものとされており、視察自体は、県政との関連性を認めることができるのであって、視察先までの往復に要した高速道路料金に係る支出については、調査研究のために用いられる可能性がないことまではうかがわれない。また、その額が実費を超えて支出されたともうかがわれない。そうすると、高速道路料金に係る政務調査費の支出（支出番号D1(2)、(4)）は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

しかしながら、上記報告書には、児玉議員が、上記視察において、「地元業社の技術向上や、総合評価方式の確立、地域要件の在り方」について調査を行ったほか、「建設業の新分野進出」や「農業分野への進出」についても調査したと記載されているにとどまり（乙156の2）、具体的な調査個所や方法、そして2日間にわたって視察を行う必要性については何ら明らかにされていないというべきである。そうすると、上記各支出のうち、宿泊したことによって発生したものと解される費用に係るもの（支出番号D1(3)）については、調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれ、かつ県政に関する具体的な調査研究が現にされたなどの事情が認められないから、本件使途基準に適合しない違法な支出と認めるのが相当である。

(ウ) 支出番号D1(18)（鹿児島県視察に係る交通費）

証拠（乙172の1、172の2、325、337）及び弁論の全趣旨によれば、児玉議員を始めとする自民党県議会会派所属の議員11名

は、平成22年2月2日から同月4日まで鹿児島県霧島市、鹿児島市、指宿市及び南九州市を視察し、児玉議員は、自らの要した交通費として15万9000円を政務調査費から支出したこと、同会派の作成した研修報告書によれば、①霧島市においては、農事組合法人霧島高原純粋黒豚牧場を訪れ、同農場の代表者や霧島市役所農林水産部農政畜産課畜産グループのグループ長等から、黒豚のブランド化と観光開発についての説明を受け、鹿児島市においては、②鹿児島県庁を訪れ、観光交流局観光課課長補佐等から、鹿児島県の観光施策について説明を受けたほか、③鹿児島市教育委員会学校教育課主幹等から、公立の中高一貫校である鹿児島県立玉龍高等学校についての説明を受け、④指宿市においては、社団法人指宿市観光協会を訪れ、同協会の事務局長等から、大河ドラマ終了後の観光誘客についての説明を受け、⑤南九州市においては、知覧特攻平和記念館を訪れたものとされていることが認められる。

上記の視察訪問先に照らすと、鹿児島県の観光施策や、中高一貫校についての調査研究を行う趣旨で視察が行われたものと解するのが合理的であって、観光目的であったと断ずることはできない。他県の観光施策についての調査研究を行うことは県政に関連すると解されるし、中高一貫校についての調査研究についても、上記報告書によれば、山形県内にも公立の中高一貫校が設置されているというのであって、県政に関連するものと認められる。また、上記支出金額は、山形県と鹿児島県の距離のほか、視察先が多岐にわたっていることにも照らすと、不相当に高額であるということとはできないし、実費を超えた支出がされたものともうかがわれない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に合致しないものとはいえない。

ヤ 星川議員

(ア) 支出番号D2(1) (横須賀市の駅を中心とした中央駅前市街地活性化現

状調査に係る交通費及び宿泊費)

証拠(乙173)及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成21年4月8日から同月9日まで、中央駅前市街地活性化現状調査を行うために横須賀市を訪問し、パック料金のうち、庄内羽田間の往復航空運賃3万6000円及び宿泊費8500円を政務調査費から支出したことが認められる。

被告の提出した報告書によれば、星川議員は、山形県酒田市駅前開発を検討する際の参考にするとともに県議会の質問の参考とするために上記調査を行い、横須賀市都市部都市計画課の複数の職員と面談した旨説明されているところ、この説明に特段不合理な点は存しないから、同視察には県政との関連性を認めることができる。また、山形県と視察先である横須賀市との距離関係にも照らすと、遊興等、政務調査活動以外の目的で宿泊したともうかがわれない。そのほか、上記各支出が実費を超えて行われたとしようかがわれないし、不相当に高額であるともいえない。そうすると、上記各支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(イ) 支出番号D2(2)、(3)(東京都港区の就業支援現状調査に係る交通費及び宿泊費)

証拠(乙174、175、177)及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成21年4月23日、山形県の障害者雇用施策の参考とするため、東京都港区において就業支援現状調査を行うこととし、港区アクティブシニア就業センターを訪問したほか、特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団を訪問して同法人の幹部職員と面談し、往復の電車代2万0320円のほか、同日の宿泊費6500円を政務調査費から支出したこと、同法人は、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業として障害者の就職に向けた訓練事業に取り組んでおり、障害者を雇用して喫茶店を3店舗経営していること、星川議員は、上記面談の後、これ

らの喫茶店も訪問したことが認められる。

上記訪問の目的及び面談を実施していることに照らすと、訪問自体については県政との関連性を認めることができるのであって、上記交通費の支出が調査研究のために用いられる可能性がないとはうかがわれない。また、上記交通費に係る政務調査費の支出が実費を超えて行われたとはうかがわれない。そうすると、同支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

さらに、聞き取り調査後に上記喫茶店の訪問が行われていることや、山形県と視察先である東京都との距離関係に照らすと、遊興等、政務調査活動以外の目的で宿泊したともうかがわれない。そのほか、同支出が実費を超えて行われたとか、不相当に高額であるともいえない。そうすると、同支出も本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(ウ) 支出番号D 2(4) (リサイクル企業調査に係る宿泊費)

証拠(乙176)及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成21年4月27日、酒田港におけるリサイクル施策推進の参考とするため、秋田県鹿角郡小坂町に在るグリーンフィル小坂株式会社を訪問し、同社の幹部職員と面談したほか、同社工場内の溶鉱炉や最終処分場を視察したこと、同日の夜にホテルメトロポリタン秋田に宿泊し、宿泊費1万円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記視察は、その目的及び対象に照らすと、県政との関連性を認めることができる。原告らは、経由地である秋田市で宿泊する必然性がない旨主張するが、星川議員の自宅がある酒田市と視察先である秋田県鹿角郡小坂町との距離関係に照らすと、政務調査活動の終了時刻によっては、経由地において宿泊することも通常あり得るといふべきであって、ほかに上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないとまではうかがわれない。また、上記支出が実費を超えて行われたとはうかがわれない。

し、本件手引の要件に照らし、その金額が不相当に高額であるともいえない。そうすると、上記支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(エ) 支出番号D 2(5), (6) (東京都港区における障害者就労状況調査に係る交通費)

証拠(乙177, 178)及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成21年5月22日、特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団が経営している喫茶店の一つである「カフェ・ドゥー」を再度訪問して、その経営状況を調査し、その中で、同法人の担当者や、同喫茶店の店員と面談を行い、これに要した交通費として、片道航空運賃1万7300円及び片道電車代1万2300円を政務調査費から支出したことが認められる。

前記(イ)のとおり、同法人は、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業として障害者の就職に向けた訓練事業に取り組んでいる団体であって、上記調査には県政との関連性が認められる。原告らは、支出番号D 2(2), (3)と調査先が同じであり、再調査の必要性がない旨主張するが、再調査の必要性を疑わせるような事情は認められない。また、上記各支出が実費を超えて行われたとしようかがわれないし、不相当に高額であるともいえない。そうすると、上記各支出は違法ではない。

(オ) 支出番号D 2(7) (中国黒竜江省ハルビン市訪問の調査旅費)

証拠(乙179)及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成21年6月14日から同月16日まで、山形県の企業の海外戦略及び外国企業の中国への進出状況を調査するため、山形県黒竜江省経済交流会及び商談会を視察することを目的として、中国黒竜江省ハルビン市に訪問団の一員として訪問し、これに要した費用19万2000円を政務調査費から支出したこと、上記訪問団には、山形県知事、酒田商工会議所の役

員、多数の議員が参加したこと、上記商談会には山形県を始めとする日本の企業のほか、世界各国の企業のブースが設置されていたことが認められる。

上記訪問の目的や視察対象に照らすと、これが県政との関連性があることは明らかであり、旅行であったとする原告らの主張を採用することはできない。そのほか、上記視察の行程の詳細が不明であることを踏まえても、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がなかったことまではうかがわれない。また、上記支出が実費を超えて行われたとはうかがわれないし、その額が不相当に高額であるともいえない。そうすると、上記支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(カ) 支出番号D 2(8), (9) (仙台駅前開発調査に係る宿泊費及び駐車料金)

証拠(乙180, 181)及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成21年9月15日、酒田市駅前の再開発計画の参考とするため、仙台市における駅前再開発について調査することとし、仙台市都市計画整備局都市開発部都市開発課を訪問して同課課長と面談したこと、同日の夜にホテル法華クラブ仙台に宿泊し、宿泊費8610円及び駐車料金1300円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記調査は、その目的及び対象に照らし、県政との関連性を認めることができるものの、星川議員の自宅がある酒田市と視察先である仙台市との距離関係に照らすと、宿泊の必要性については明らかにされていないというべきである。そうすると、上記各支出は本件使途基準に合致しない違法な支出と認めるのが相当である。

(キ) 支出番号D 2(10), (11) (石巻・新庄・酒田間地域高規格道路視察貸切バス借上負担金)

証拠(乙182の1, 182の2, 183)及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成21年11月18日から同月19日まで、「石

巻・新庄・酒田地域高規格道路整備促進議員連盟」所属の議員として、同連盟に所属する他の議員とともに、道路改良整備が予定されている石巻・新庄・酒田間地域高規格道路のほか、石巻港や仙台港を視察し、視察のために利用した貸切バスの利用料のうち自己負担分1万8000円を政務調査費から支出したほか、石巻市でのホテル宿泊費8900円についても政務調査費から支出したことが認められる。

上記視察は、被告の提出した報告書にも記載されているように、石巻港と酒田港との間の道路状況を把握する等のために行われたものとうかがわれ、県政との関連性を認めることができる。原告らは、調査の内容や性質が不明である旨主張するが、上記報告書における各視察先の調査結果の記載は具体的であって、上記各支出が調査研究のために用いられる可能性がなかったことまではうかがわれない。また、上記各支出が実費を超えて行われたものとはうかがえず、宿泊費の額についても、本件手引の要件に照らし、不相当に高額であるとはいえない。そうすると、上記各支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(ク) 支出番号D 2 (12) (沖縄県視察に係る旅費)

証拠（乙184の1、184の2）及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、自民党県議団の一員として、平成22年3月29日から同月31日まで、国防と外交について理解を深めるために沖縄県を視察し、航空券代、宿泊費、現地交通費18万6275円を政務調査費から支出したこと、同視察においては、宜野湾市に在る普天間飛行場を視察して、防衛局や沖縄県の担当者から説明を受け、続いて沖縄国際大学内の米軍ヘリ墜落現場を視察し、同大学職員から説明を受けたこと、また、名護市において辺野古湾周辺やキャンプシュワブ周辺を視察し、沖縄県議会議員等から説明を受けたこと、嘉手納町においては嘉手納基地を視察して同町の担当者から説明を受けたこと、さらに複数の沖縄県議会議員と

の意見交換の時間を持ったことが認められる。

上記視察は、その目的及び対象からして、国防や外交といった県政に関連する事項の調査研究と評価できるものであって、観光の可能性はうかがわれない。また、所属政党から費用が支出されたとか、上記支出が実費を超えて行われたものとはうかがわれない。さらに、視察対象が多岐にわたっていることに照らすと、その額が不相当に高額であるともいえない。そうすると、上記支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(ウ) 支出番号D 2 (13)ないし(103) (自家用車利用交通費)

a 証拠(乙1の1～1の28, 2)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 星川議員が平成22年4月30日に議長に対して提出した支払証明書によれば、星川議員は、調査研究費中の自家用車利用に係る交通費として、平成21年4月に20万6830円(支出回数24回)、同年5月に19万7210円(支出回数26回)、同年6月に7万5480円(支出回数13回)、同年7月に11万7290円(支出回数19回)、同年8月に18万7590円(支出回数27回)、同年9月に11万1000円(支出回数19回)、同年10月に10万9520円(支出回数18回)、同年11月に9万3610円(支出回数15回)、同年12月に7万1040円(支出回数13回)、平成22年1月に9万5090円(支出回数18回)、同年2月に7万9920円(支出回数13回)、同年3月に6万9190円(支出回数10回)の合計141万3770円(支出回数215回)を政務調査費から支出していた(なお、平成21年7月ないし9月に係る各支払証明書には「平成20年度」と記載されているが、正しくは「平成21年度」であると認められる。)。

(b) 星川議員は、本件訴訟が提起された後の平成23年8月4日、前記(a)記載の政務調査費の支出額を、平成21年4月に7万2150円（支出回数10回）、同年5月に6万0310円（支出回数9回）、同年6月に2万8860円（支出回数5回）、同年7月に3万8850円（支出回数8回）、同年8月に8万9170円（支出回数15回）、同年9月に5万6240円（支出回数10回）、同年10月に3万1450円（支出回数6回）、同年11月に4万7360円（支出回数7回）、同年12月に3万3300円（支出回数6回）、平成22年1月に2万9970円（支出回数7回）、同年2月に2万7380円（支出回数6回）、同年3月に7770円（支出回数2回）の合計52万2810円（支出回数91回）へと訂正し、平成23年8月11日、従前の収支報告書記載の総額との差額89万0960円を山形県に返還した（なお、上記訂正が行われた理由は、星川議員作成の陳述書（乙326、338、356）においても触れられておらず、結局のところ不明といわざるを得ないが、従前の収支報告書記載の総額である141万3770円の6割以上である89万0960円を山形県に返還していることは、不自然な観が否めない。）。

b(a) 上記a(b)の訂正によって削除されなかった支出合計52万2810円のうち、平成21年4月1日の4440円、同月10日の5550円、同月16日の5550円、同年5月7日の5550円、同年6月1日の4810円、同年7月16日の2960円、同月17日の9620円、同月25日の4810円、同年8月21日の3700円、同月25日の8510円、同月28日の4440円、同年9月5日の2960円、同月14日の9250円、同月15日の9250円、同月21日の2960円、同年10月

23日の8140円、同月26日の4810円、同月30日の3700円、同年11月24日の5180円、同年12月23日の4440円、同月24日の8510円、同月26日の2960円、同月29日の4440円、平成22年1月8日の2220円、同月12日の9250円、同月13日の1850円、同年2月2日の1万0730円、同月4日の4440円及び同年3月19日の1480円の合計15万6510円の支出（支出番号D2(13), (15), (19), (25), (32), (40), (41), (43), (54), (56), (58), (61), (63), (64), (67), (72), (73), (75), (80), (85)ないし(88), (90)ないし(92), (96), (97)及び(102)）については、支払証明書の「使途及び内容」欄に「高齢者福祉耐震性調査（酒田・遊佐）」、「食品衛生管理調査（庄内、鶴岡）」等の調査研究に関連する事項が記載されており、県政との関連性があると認めることができる。また、前示のとおり、星川議員は、同年4月27日、酒田港におけるリサイクル施策推進の参考とするため、秋田県鹿角郡小坂町に在るグリーンフィル小坂株式会社を訪問し、同社の幹部職員と面談したほか、同社工場内の溶鉱炉や最終処分場を視察したこと、同日の夜にホテルメトロポリタン秋田に宿泊し、宿泊費1万円を政務調査費から支出したことが認められるから、同日の1万0360円及び同月28日の1万0360円についても、県政との関連性があると認められる。そして、これらの算定方法も本件手引の要件に照らして適切であるから、合計17万7230円の支出は、本件使途基準に適合する支出であるといえる。

- (b) これに対し、その余の34万5580円の支出については、支払証明書の「使途及び内容」欄の記載からは、調査研究との間に合理的関連性を認めることは困難といわざるを得ず、調査研究のための

必要性に欠けるものであったことがわかる。この点につき、被告は、報告書及び星川議員作成の陳述書を提出しているものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。そうすると、上記各支出は、本件使途基準に合致しないから、違法である。

(3) 以上の検討の結果、別紙1「認容額一覧表」の「氏名」欄各記載の議員は、同表の「返還請求額（円）」欄各記載の金額について、山形県に対して不当利得返還義務を負っているものといえる。

3 地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、同法施行令171条から同条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり、免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないと解すべきである（最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁）。そして、被告は、相手方議員らに対し不当利得返還請求権を有しており、そのことを認識できないような事情も、その他権限不行使を正当化する事情も認められない。

よって、被告は、上記各不当利得返還請求権の行使を違法に怠っているものというべきである。

4 まとめ

このように、被告は、別紙1「認容額一覧表」の「氏名」欄各記載の議員に対して、同表の「返還請求額（円）」欄各記載の金額の支払を請求する義務があるというべきである。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求は、別紙1「認容額一覧表」の「氏名」欄各記載の者に対して同表の「返還請求額（円）」欄各記載の金額の返還を請求することを怠ることの違法の確認を求めるとともに、同部分の返還をするよう被告に求める限度で理由があるから、これらを認容することとし、その余の請求は理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

山形地方裁判所民事部

裁判長裁判官

松 下 貴 彦

裁判官

曾 我 学

裁判官渡部孝彦は、転補のため署名押印できない。

裁判長裁判官

松 下 貴 彦

(別紙1)認容額一覧表

氏名	返還請求額(円)
鈴木正法	10,000
煤津博士	11,500
阿部昇司	5,000
森谷仙一郎	7,000
鈴木孝	19,600
竹田千恵子	4,411
菅原元	740
木村忠三	10,000
伊藤誠之	20,000
青柳信雄	13,000
小池克敏	5,000
中川勝	10,000
小野幸作	1,517
伊藤重成	10,000
船山現人	8,641
寒河江政好	4,300
吉田明	5,000
田澤伸一	33,000
森田廣	5,000
坂本貴美雄	28,000
加藤国洋	15,000
佐藤藤彌	10,814
澤渡和郎	10,000
野川政文	17,000
広谷五郎左工門	5,000
阿部賢一	32,702
佐貝全健	84,315
阿部信矢	464,000
今井榮喜	5,000
後藤源	3,500
児玉太	8,600
星川純一	355,490

(別紙2)集計表

氏名	支出額(円)
2 吉村和武	10,395
3 榎津博士	16,500
4 高橋啓介	6,000
5 阿部昇司	15,000
6 森谷仙一郎	7,000
7 鈴木 孝	19,600
9 竹田千恵子	34,522
10 菅原元	13,140
13 木村忠三	25,000
14 伊藤誠之	20,000
15 青柳信雄	18,000
16 小池克敏	30,000
17 中川 勝	30,000
18 小野幸作	1,517
19 児玉 太	497,500
21 伊藤重成	46,860
22 船山現人	47,551
23 寒河江政好	4,300
24 吉田 明	10,000
25 田沢伸一	111,430
26 森田 廣	10,000
27 坂本貴美雄	33,000
28 星川純一	1,048,815
29 加藤国洋	25,365
30 佐藤藤彌	10,814
31 澤渡和郎	40,090
32 志田英紀	3,972
33 野川政文	37,000
34 広谷五郎左工門	10,000
36 阿部賢一	32,702
37 鈴木正法	10,000
38 佐貝全健	118,500
39 平 弘造	13,000
40 阿部信矢	766,800
41 今井榮喜	20,000
43 松澤洋一	35,000
44 後藤 源	26,500
計 37名	3,205,873

(別紙3)支出費目1(A類型)

番号		議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容
A	1	竹田千恵子	2009/11/17	5,000	置賜総合支庁総務企画部総務課	平成21年11月17日開催の置賜地域議員協議会に引き続き開催された懇親会への出席会費
A	2	小池 克敏	2009/11/17	5,000	"	"
A	3	中川 勝	2009/11/17	5,000	"	"
A	4	松山 現人	2009/11/17	5,000	"	"
A	5	佐貝 全健	2009/11/17	5,000	"	"
A	6	後藤 源	2009/11/17	5,000	"	"
計6件				30,000		

(別紙4) 支出費目2(B類型)

番号	議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容
B 1 (1)	竹田千恵子	2009/5/8	5,000	置賜総合支庁総務企画部総務課	平成21年5月8日開催の置賜総合支庁意見交換会に引き続き行われた懇親会会費6,000円の内
B 1 (2)	竹田千恵子	2009/5/8	4,300	あさひ代行車	同上、代行車代
B 1 (3)	木村 忠三	2009/5/8	5,000	置賜総合支庁総務企画部総務課	平成21年5月8日開催の置賜総合支庁意見交換会に引き続き行われた懇親会会費6,000円の内
B 1 (4)	小池 克敏	2009/5/8	5,000	"	"
B 1 (5)	中川 勝	2009/5/8	5,000	"	"
B 1 (6)	松山 現人	2009/5/8	5,000	"	"
B 1 (7)	平 弘造	2009/5/8	5,000	"	"
B 1 (8)	後藤 源	2009/5/8	5,000	"	"
B 2 (1)	竹田千恵子	2009/5/20	5,000	置賜総合支庁総務企画部総務課	平成21年5月20日開催の置賜総合支庁行政懇談会に引き続き行われた懇親会会費6,000円の内
B 2 (2)	木村 忠三	2009/5/20	5,000	"	"
B 2 (3)	小池 克敏	2009/5/20	5,000	"	"
B 2 (4)	中川 勝	2009/5/20	5,000	"	"
B 2 (5)	松山 現人	2009/5/20	5,000	"	"
B 2 (6)	佐貝 全健	2009/5/20	5,000	"	"
B 2 (7)	後藤 源	2009/5/20	5,000	"	"
B 3 (1)	竹田千恵子	2009/11/20	5,000	置賜総合開発協議会事務局	平成21年11月20日開催の置賜総合開発協議会主催「置賜地域行政懇談会」に引き続き行われた懇親会会費
B 3 (2)	木村 忠三	2009/11/20	5,000	"	"
B 3 (3)	小池 克敏	2009/11/20	5,000	"	"
B 3 (4)	中川 勝	2009/11/20	5,000	"	"
B 3 (5)	平 弘造	2009/11/20	5,000	"	"
B 3 (6)	後藤 源	2009/11/20	5,000	"	"
B 4 (1)	伊藤 誠之	2009/4/24	5,000	最上総合支庁総務企画部総務課	平成21年4月24日開催の最上総合支庁県政懇談会に引き続き開催された懇親会会費7,000円の内
B 4 (2)	伊藤 重成	2009/4/24	5,000	"	"
B 4 (3)	坂本貴美雄	2009/4/24	5,000	"	"
B 4 (4)	松沢 洋一	2009/4/24	5,000	"	"
B 5 (1)	伊藤 誠之	2010/2/17	5,000	最上総合支庁総務企画部総務課	平成22年2月17日開催の最上総合支庁「平成22年度当初予算案説明会」に引き続き開催された懇親会会費7,000円の内
B 5 (2)	伊藤 重成	2010/2/17	5,000	"	"
B 5 (3)	坂本貴美雄	2010/2/17	5,000	"	"

番号			議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容
B	5	(4)	松沢 洋一	2009/4/24	5,000	"	"
B	6	(1)	榎津 博士	2009/4/24	5,000	村山総合支庁西村山総務課	平成21年4月24日開催の西村山地域政策意見交換会に引き続き開催された懇親会会費6,000円の内
B	6	(2)	阿部 賢一	2009/4/24	5,000	"	"
B	6	(3)	鈴木 正法	2009/4/24	5,000	"	"
B	7	(1)	榎津 博士	2009/5/28	5,000	村山総合支庁西村山総務課	平成21年5月28日に開催された村山総合支庁西庁舎所管事業等説明会に引き続き開催された懇親会会費6,000円の内
B	7	(2)	阿部 賢一	2009/5/28	5,000	"	"
B	7	(3)	鈴木 正法	2009/5/28	5,000	"	"
B	8	(1)	青柳 信雄	2009/4/20	5,000	村山総合支庁北村山総務課	平成21年4月20日開催の北村山地域政策懇談会に引き続き開催された懇親会会費
B	8	(2)	加藤 国洋	2009/4/20	5,000	"	"
B	8	(3)	野川 政文	2009/4/20	5,000	"	"
B	9	(1)	青柳 信雄	2009/5/21	5,000	村山総合支庁北村山総務課	平成21年5月21日開催の北村山管内主要事業説明会に引き続き行われた懇親会会費7,000円の内
B	9	(2)	加藤 国洋	2009/5/21	5,000	"	"
B	9	(3)	野川 政文	2009/5/21	5,000	"	"
B	10	(1)	鈴木 孝	2009/4/23	5,000	村山総合支庁総務企画部総務課	平成21年4月23日開催の東南村山地域政策意見交換会に引き続き行われた懇親会会費9,000円の内
B	10	(2)	澤渡 和郎	2009/4/23	5,000	"	"
B	10	(3)	広谷 五郎 左工門	2009/4/23	5,000	"	"
B	10	(4)	今井 榮喜	2009/4/23	5,000	"	"
計43件					224,300		

(別紙5)支出費目3(C類型)

番号	議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	原告側の違法事由	
C 1	吉和武	2009/9/6	10,395	ホテルメトロポリタン座間 協議会参加、意見交換	宿泊料、東北ブロックインディアカ協議会参加、意見交換	個人の立場で加入している団体に対する会費。議員となる以前からその団体に加入している。また、その団体の目的が政務調査目的とは合致していない。	3a
C 2	榎津博士	2009/11/24	1,500	常陸川市市民新春祝賀委員会総務課長・幹事	市民新春祝賀会会費	意見交換を伴わない組合等の参加費（交通費を含む）。飲食を伴う新年会費であったり意見交換の場ではない。費用も趣意のみの参加のためであって、交際費としての支出の側面が大きい。	3b
C 2	榎津博士	2010/2/24	5,000	県土地改良事業団体育連合会西村山支部長	土地連西村山支部総会会費	意見交換を伴わない組合等の参加費（交通費を含む）。同団体行事自体が政務調査対象とならなず、費用も趣意のみの参加のためであって、交際費としての支出の側面が大きい。	3b
C 3	高根啓介	2010/11/23	6,000	(注) 県警青森福祉支援協会の会長 高木一郎	介護の社会化並びに介護保険制度の講演を中心活動する団体に対する年会費	個人の立場で加入している団体に対する会費。議員となる以前からその団体に加入している。また、その団体の活動目的から見ると、「活動総体が」政務調査目的とは必ずしも一致しない。	3a
C 4	阿部昇司	2010/11/13	5,000	(株) 平田牧場	新年会費及び意見交換会7,000円の内の賛助会費	意見交換を伴わない組合等の参加費（交通費を含む）。飲食を伴う新年会費であったり意見交換の場ではない。費用も趣意のみの参加のためであって、交際費としての支出の側面が大きい。	3b
C 4	阿部昇司	2010/3/12	10,000	第60回ボーイスカウト会計	奨助会費	個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の活動目的から見て、「活動総体が」政務調査目的とは必ずしも一致していない。	3a
C 5	森谷仙一郎	2009/9/19	5,000	天童市ミニバスケットボール連盟理事長	第9回もしもカップ懇親会費（後日返） 選手、大会役員と運営につき意見交換	意見交換を伴わない組合等の参加費（交通費を含む）。行事それ自身が政務調査対象とはならず、費用も趣意のみの参加のためであって、交際費としての支出の側面が大きい。	3b
C 5	鎌谷仙一郎	2009/9/27	2,000	ナガイ運輸代行社	天童市議林太朗一議員市政報告会懇談会運転代行	意見交換を伴わない組合等の参加費（交通費を含む）。飲酒のためであり、政務調査活動とはいえない。	3b
C 6	鈴木孝	2009/8/28	5,000	山辺町機械金属工業会代表幹事	第34回通商振興会会費	意見交換を伴わない組合等の参加費（交通費を含む）。同団体行事自体が政務調査対象とはならず、費用も趣意のみの参加のためのものであって、交際費としての支出の側面が大きい。	3b
C 6	鈴木孝	2009/12/24	9,600	(社) 日本樹膠学会	2010年本会会費	個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の活動目的から見て、「活動総体が」政務調査目的とは必ずしも一致していない。	3a
C 7	竹田千恵子	2009/7/10	10,000	県警察官友の会	県警察官友の会個人会員会費	個人の立場で加入している団体に対する会費	3a
C 7	竹田千恵子	2009/9/6	222	自動車利用 6.0km	資料整理 高島市事務所	議員として当然の活動（例：事務所に出動）、本来の議員報酬内で充てられるべきである。	4a
C 8	菅原元	2010/2/6	5,000	県板金工業組合相模支部	定期総会会費	団体の活動総体が政務調査活動に参加していない場合、その団体に對して始めての年会費、月会費。その団体の活動目的から見て、「活動総体が」政務調査目的とは必ずしも一致していない。	3c
C 8	菅原元	2009/4/6	7,400	自動車利用 200.0km	県議会執務室	議員として当然の活動（例：事務所に出動）、本来の議員報酬内で充てられるべきである。	4b
C 8	菅原元	2009/5/17	740	自動車利用 20.0km	学童相模大会（鎌門市）	個人的活動。議員個人の嗜好、趣味の範囲のものであり、客観的に見て政務調査目的とは評価できない。	2d

番号	議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	原告側の違法事由	被告側の反論
C 9 (1)	木村忠三	2009/6/20	5,000	権の奨励会実行委員会 校同窓会)	権の奨励会総会懇親会費 (米沢中央高 校同窓会)	3a 個人の立場で加入している団体に対する会費。議員となる以前か らの団体に参加している。また、その団体の目的が政務調査目 的とは合致していない。	団体にに対する会費ではなく、会議と連結した懇親会の出席に要した経費である。
						3b 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)。飲食を伴う 会費負担であり、政務調査が主目的であるとはおおよそ評価できな い。	
C 9 (2)	木村忠三	2009/12/15	5,000	県スポーツ振興21世紀座管理 専務	モンテデ・オ山形09サンクスパー ティール会費	3b 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)。行事それ自 体が政務調査の対象となるものではなく、費用も飲食の場への参 加のためのものであって、交際費としての支出の側面が大きい。	山形県スポーツ振興21世紀座型に所属する議員として、本県のスポーツ振興、青少年の健全育成にモンテデ・オ山形は大きく貢献 するものと考えられている。この関係者と意見交換するなどの参加した会費と連結した懇親会の出席に要する経費である。実際、(社)山形県スポーツ振興21世紀座管理専務、行政関係者、モンテデ・オ山形の選手とら山形県による本県での 経済効果、地域振興について意見交換を行われており、意見交換を伴う会費と認められる。
						3a 個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の目的が 政務調査目的とは合致していない。	
C 10 (1)	伊藤敏之	2009/5/22	5,000	新庄商工会議所青年部	21年度通常総会会費 7,000円の内	3b 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)。飲食を伴う 会費負担であり、政務調査が主目的であるとはおおよそ評価できな い。	本会金は地域の経済状況などについて意見交換を行うために開催されたものであり、議員も不出席における地域経済活性化策等について調査することを目的として参加したものである。当該経費はこの会費と連結した懇親会の出席に要する経費であり、実際、他の参加者と、宮城県へのセントラル自動車進出に伴って最上地域として、議員も、建設業等の就業参 入、石巻新庄間の高規格道路整備等について意見交換が行われており、意見交換を伴う会費と認められる。
						3a 個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の目的が 政務調査目的とは合致していない。	
C 10 (2)	伊藤敏之	2009/6/20	5,000	最上郡議会新庄部	最上郡議会総会・意見交換会・懇親 会費	3b 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)。飲食を伴う 会費負担であり、政務調査が主目的であるとはおおよそ評価できな い。	議員として、最上地域に属のある東京在住の方々、最上地域の課題等について意見交換を行うために参加したものであ り、実際、参加者と最上地域における企業経営、観光関係、農産物の産産事業、人材育成等について意見交換が行われて おり、意見交換を伴う会費と認められる。
						3a 個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の目的が 政務調査目的とは合致していない。	
C 11 (1)	青柳健雄	2009/5/24	3,000	長瀬地区社会福祉協議会	長瀬地区敬老会及及び意見交換会	3b 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)。同団体行事 自体が政務調査の対象となるものではなく、費用も飲食の場への参加のため のものであって、交際費としての支出の側面が大きい。	本会金は長瀬地区社会福祉協議会が主催し、地域の老人の長寿を祝うために開催されたものであるが、議員も地域の 福祉等について調査することを目的として参加したものである。当該経費はこの会費と連結した懇親会の出席に要する経費 であり、実際、特別養護老人ホームの入居困難状況の改善等について意見交換が行われており、意見交換を伴う会費と認 められる。
						3a 個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の目的が 政務調査目的とは合致していない。	
C 11 (2)	青柳健雄	2009/11/20	5,000	荘内銀行新庄支店	荘内銀行新庄支店総会及び意見交換会	3b 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)。同団体行事 自体が政務調査の対象となるものではなく、費用も飲食の場への参加のため のものであって、交際費としての支出の側面が大きい。	荘内銀行新庄支店は荘内銀行利用者の親睦交歓組織であり、議員として多様な業界からの参加者と各界の現況や問題点等 について意見交換することとを目的として参加したものである。当該経費はこの会費と連結した懇親会の出席に要する経費であ り、実際、景気対策としての県の新たな支店策や県営法公共事業の入札制度等について意見交換が行われており、意見 交換を伴う会費と認められる。
						3a 個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の目的が 政務調査目的とは合致していない。	
C 12 (1)	小池克敏	2009/5/20	5,000	県民福祉推進協議会	県民福祉推進協議会年会費	3a 個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の目的が 政務調査目的とは合致していない。	当該団体は、県民福祉推進協議会などの多様なイベントの開催を通じて地域づくり活動を行っており、平成17年度は国 から「地域づくり推進大賞」を受けるなどの実績がある団体であるが、議員として歴史文化遺産の保存や地域づくりに ついて他の参加者と意見交換するために加入したものであり、個人の立場で加入しているわけではない。
						3b 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)。同団体行事 自体が政務調査の対象となるものではなく、費用も飲食の場への参加のため のものであって、交際費としての支出の側面が大きい。	
C 12 (2)	小池克敏	2010/1/26	5,000	火曜会会長	火曜会定例会会費	3a 個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の目的が 政務調査目的とは合致していない。	火曜会は、小国町長、町議会議員、警察署長、学校長他町内の主だった団体の代表者が参加する会合であるが、議員とし て町政、県政について幅広く意見交換を行うことを目的として参加したものである。当該経費はこの会費と一体となった懇談 会の出席に要する経費であり、実際、町政づくりに関する意見交換が行われており、意見交換を伴う会費と 認められる。
						3b 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)。行事それ自 体が政務調査の対象となるものではなく、費用も飲食の場への参加のため のものであって、交際費としての支出の側面が大きい。	
C 13 (1)	中川勝	2009/7/4	5,000	県少林寺療法連盟理事長	09年度少林寺療法連盟大会における 意見交換に際する会費	3b 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)。行事それ自 体が政務調査の対象となるものではなく、費用も飲食の場への参加のため のものであって、交際費としての支出の側面が大きい。	少林寺療法連盟は県内関係者少林寺療法連盟会長が参加するものであることから、議員として少林寺療法を通じた青少年の健 全育成などに目的として意見交換を行うことを目的として参加したものである。当該経費は大会後に関係者間で行われて意見交 換の場への参加に要する経費であり、実際、参加者と少林寺療法連盟を通じて青少年の心身の健康の確保など、青少年の健全 育成に関する意見交換が行われており、意見交換を伴う会費と認められる。
						3a 個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の目的が 政務調査目的とは合致していない。	
C 13 (2)	中川勝	2010/1/18	5,000	県理容衛生生活衛生同業組合	理容業の施行条例改正の説明、意見 交換に際する会費	3b 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)。飲食を伴う 会費負担であり、政務調査が主目的であるとはおおよそ評価できな い。	平成21年山形県議会12月定例会において理容師法施行条例の一部改正されたことから、改正に際しては議員として、組合 役員に対してこの条例改正に関する改正経緯等を報告するを目的として出席したものである。当該経費はこの会費に引続き 行われた懇談会の出席に要する経費であり、この場において条例改正の周知を図る上での意見交換が行われており、意 見交換を伴う会費と認められる。
						3a 個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の目的が 政務調査目的とは合致していない。	
C 14 -	小野幸作	2009/11/8	1,517	自動車利用 41.0km	西井山地区交通安全大会開会式 (朝 日町町会「新道館」)	3b 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)。あいさつだ けの出席に要する経費であって、仮に意見交換がなされたとして も、経費の算出をしない。	西井山地区交通安全大会は、西井山地区では組織の大きな大会であり、その開会式は地域の交通安全の確保が一同に 行われる場であることから、議員として西井山地区での交通安全の確保に関する意見交換が行われるに際して出席したも のであり、実際、役員、選手など参加者と交通安全などのスポーツ振興について意見交換が行われており、意見交換を伴う 会費と認められる。
						3a 個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の目的が 政務調査目的とは合致していない。	
C 15 (1)	伊藤重成	2009/12/22	34,190	富士観光株式会社 (新庄市)	11月27日経営塾フォーラム例会 (グラントフリスポートホテル赤坂) JR22,590円宿泊11,600円	2d 私的活動。議員個人の教養の範囲のものであり、客観的に見て政 務調査目的とは評価できない。	当該フォーラムは定期的に開催され、各界の著名人による講演が行われるとともに異業種間の交流の場ともなっており、議 員として全国の先進事例の情報を収集を目的に参加したものであり、私的活動にはあたらない。当日は長野県川上村村長に よる講演のほか参加者との意見交換が行われており、調査研究活動と認められる。
C 15 (2)	伊藤重成	2009/11/27	1,330	都内タクシー	第27回経営塾フォーラム	2d 私的活動。議員個人の教養の範囲のものであり、客観的に見て政 務調査目的とは評価できない。	当該フォーラムは定期的に開催され、各界の著名人による講演が行われるとともに異業種間の交流の場ともなっており、議 員として全国の先進事例の情報を収集を目的に参加したものであり、私的活動にはあたらない。当日は長野県川上村村長に よる講演のほか参加者との意見交換が行われており、調査研究活動と認められる。
C 15 (3)	伊藤重成	2009/11/27	1,340	都内タクシー	第27回経営塾フォーラム		

番号	議員氏名	支出 年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	原告側の違法事由	被告側の反論
C 19 (4)	田澤伸一	2009/6/10	16,500	渋谷エクセルホテル東急	行政格付け調査22,975円の内	4c	6月9日に財政健全化法でも表せない自治体の活力を顕示する方法としての、「行政の格付け」について調査するため、東京都内にある格付け情報センターを訪問し、有償者と面談を行うなどの調査を実施したものであり、調査活動に該当する。(251号証参照) また、翌10日には、本県のアンテナショップとの比較を行うため、四谷地区にある沖縄(銀座わしたショップ)や北海道(道産子プラザ)等の他県のアンテナショップを訪問し、職員から状況を開き取りしたことからも、宿泊する必要があったものである。
C 19 (5)	田澤伸一	2009/7/12	16,500	渋谷エクセルホテル東急	戸越商店街調査21,400円の内	4c	7月2日に「中心商店街の活性化方策」をテーマに、東京都内の戸越商店街において調査を実施し、その後、東京都内にある商店街の状況について、調査研究活動に該当する。(252号証参照) なお、調査先の都合により、午前10時から前日夕方まで調査を実施したものである。
C 19 (6)	田澤伸一	2009/7/17	16,500	渋谷エクセルホテル東急	渋谷駅前商店街調査21,400円の内	4c	7月17日に「中心商店街の活性化方策」をテーマに、東京都内渋谷駅前商店街において調査を実施したものであり、調査研究活動に該当する。(253号証参照) なお、18日の調査開始に引続き、調査研究活動を実施したため、宿泊する必要があったものである。
C 19 (7)	田澤伸一	2009/8/11	16,500	渋谷エクセルホテル東急	県アンテナショップ調査21,400円の内	4c	8月10日に「アンテナショップの役割」をテーマに、山形県アンテナショップにおいて午前から夜まで断続的に消費者の動向調査を実施したものであり、調査研究活動に該当する。(254号証参照) また、翌11日には、厚生労働省大臣官房審議官や農林水産省経営局長等と面談し、県政課題に関する意見交換を行ったことから宿泊する必要があったものである。
C 20 (1)	森田廣	2010/1/23	5,000	県クリーニング業環境衛生同業組合酒田支部	組合会費 (10,000円の内)	3b	組合員に対して議員が講師となって、県が行ったドライクリーニング施設使用の規制強化の内容について説明するとともに、その際上意見交換を行った会合の参加費であるが、クリーニング業界の経営状況、後継者育成政策、県の経済支援等について意見交換が行われており、意見交換を伴う会合の参加費と認められる。
					組合会費 (10,000円の内)	4b.	同組合員との意見交換を行ったものであり、随時活動を行ったものではない。
C 20 (2)	森田廣	2010/2/21	5,000	県調理師協会の会長	魚島供養祭会費 (10,000円の内)	3b	酒田の食文化の調査、調査、若手調理師の育成、映画を活用した観光客の誘致、食文化の伝達など地域振興のために活動している山形県調理師協会の会長が主催する魚島供養祭への参加費であるが、この会合において委員と観光振興政策等について意見交換が行われており、意見交換を伴う会合の参加費と認められる。
C 21 (1)	坂本貴美雄	2009/8/5	5,000	県日中友好協会	年会費	3a	山形県日中友好協会は、長年にわたる日中間の交流、文化交流等を推進している団体であり、地元の協会側で調査参加者や会員と意見交換、協会の活動から中国に関する情報を知るために、議員として加入したものであり、個人の立場で加入しているわけではない。
C 21 (2)	坂本貴美雄	2009/8/20	5,000	最上郡議会	年会費	3a	最上郡議会は東京在住の新庄、最上地区出身者等で組織された、新庄、最上地域の発展に寄与することを目的とする団体である。山形県や新庄市の東部での事業推進や活動のあり方について調査検討するうえで会報と委員との意見交換が有益であることから、議員として加入したものであり、個人の立場で加入しているわけではない。
C 21 (3)	坂本貴美雄	2009/8/29	5,000	連盟勤労会参加費6,000円の内		2d	新庄市連盟は、新庄まつりの山車を製作して祭りに参加する「若連」が加担する団体であるが、同連盟が主催する新庄まつり、議員として、新庄まつりを通じた観光振興や交流人口の拡大政策等について意見交換を行うことを目的としており、調査研究活動である。
					連盟勤労会参加費6,000円の内	3b	当該会費はこの会費と一体となった懇談会の出席に要した経費であり、実際、新庄まつりに参加した山車製作団体の役員、新庄市長、新庄市観光協会役員らと観光振興や交流人口の拡大政策等について意見交換が行われており、意見交換を伴う会合と認められる。
C 21 (4)	坂本貴美雄	2009/9/4	5,000	新庄親子連盟	懇談会費7,000円の内	2d	新庄親子連盟は、新庄まつりの山車の場子を担当して祭りに参加する各町内の「若連」が加担する団体であるが、同連盟が主催する懇談会に、議員として、新庄まつりを通じた観光振興や交流人口の拡大政策等について意見交換を行うことを目的としており、調査研究活動である。
					懇談会費7,000円の内	3b	当該会費はこの会費と一体となった懇談会の出席に要した経費であり、実際、新庄まつりに参加した山車製作団体の役員、新庄市長、新庄市観光協会役員らと観光振興や交流人口の拡大政策等について意見交換が行われており、意見交換を伴う会合と認められる。
C 21 (5)	坂本貴美雄	2009/9/5	3,000	氏子総代会長	氏子総代会費	2d	国の重要無形民俗文化財である新庄祭において天満神社の神輿行列は重要な構成要素であり、議員として、神輿を担う神社の氏子総代の方々と国の重要無形民俗文化財である新庄まつりの今後のあり方について意見交換を行うことを目的としており、調査研究活動である。
C 22 (1)	加藤国洋	2010/2/7	5,000	記念祝賀会実行委員会監事	〇〇氏退任式受章記念式典会費7,000円の内	3b	当該会費はこの会費と一体となった懇談会の出席に要した経費であり、実際、新庄まつりに参加した山車製作団体の役員、新庄市長、文化財の保存等について意見交換が行われており、意見交換を伴う会合と認められる。
C 22 (2)	加藤国洋	2010/3/20	5,000	〇〇氏退任式受章祝賀会	祝賀会費	3b	国においては「幼児・児童・若者」に限り、幼児教育の現場ではどのようなのか、幼児教育現場の方々と意見交換を行ったため参加したものである。実際、幼児教育に関する意見交換が行われており、意見交換を伴う会合と認められる。
C 22 (3)	加藤国洋	2009/4/1	5,365	自家用車利用 145km	祝賀会費	3b	市議会議員総経理が運営する祝賀会と地方自治に関する意見交換を行うこととを目的としており、意見交換を伴う会合と認められる。
C 23 (1)	佐藤藤彌	2009/8/30	5,000	吟詠大会会長	吟詠大会会費	2d	議員として、出現三山神社の観光客入り込み状況や県の観光振興との関連等について調査するために視察したものであり、調査研究活動である。
C 23 (2)	佐藤藤彌	2009/8/30	814	自家用車利用 22km	同上	3b	詩吟の日本九重流は酒田に発元があり、日本の伝統文化である詩吟の普及活動に尽力していることから、議員として、伝統文化の保存、振興等について意見交換を行い調査することを目的として参加したものであり、調査研究活動である。

番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	原告側の違法事由		被告側の反論
						3b	2d	
C 31	平弘達	2009/7/28	3,000	長井商工会議所	商工会議所建設部会通常総会参加費(交通費を含む) (09年度以降の建設業界の展望について講話)	意見交換を往々ない委員会等の参加費(交通費を含む)。同団体行事自体が政務調査対象とはならず、費用も私費の場への参加のためのものであって、交際費としての支出の側面が大きい。		長井商工会議所建設部会の通常総会の場に講師依頼を受け参加したものであり、総会の場では2009年以降の建設業界の展望について講話した後、十分な意見交換が行なわれたことから、引き続く懇話会に参加し、参加者と建設業界の現状や展望について意見交換を行ったものであり、調査研究活動に該当する。
						2d		議員として本県の森林整備等の参考とするため調査活動を行っており、私的活動には当たらない。(乙98号証参照)。
C 32 (1)	阿部信夫	2009/8/18	696,000	山新観光株式会社	ドイツフェルトベルクとの友好協定(7/28~8/2)交通費と宿泊代	政務調査目的とは評価できない出張旅費、宿泊費等。観光目的の側面が強い。かつ、その出張目的は政務調査目的の面から見て、その費用も私費の場への参加のためのものであって、交際費としての支出の側面が大きい。		議員として本県の森林整備等の参考とするため調査活動を行っており、調査研究活動に該当する(乙98号証参照)。
C 32 (2)	阿部信夫	2009/11/2	12,000	ウェスティン都ホテル京都	京都動物園視察(11/1~11/2) 宿泊代	政務調査目的とは評価できない出張旅費、宿泊費等。議員個人の嗜好、趣味、教養の範囲のものである。	4c	議員として本県の観光振興等の参考とするため調査活動を行っており、調査研究活動に該当する(乙99号証及び乙100号証参照)。
C 32 (3)	阿部信夫	2009/11/10	58,800	山新観光株式会社	同上、視察交通費			
C 33 (1)	今井榮喜	2009/6/15	5,000	野呂川川の水環境を守る会会長	21年度賛助会費	個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の活動目的から見て、「活動総体が」政務調査目的とは必ずしも一致してはいない。	3a	議員として野呂川の河川環境の整備について調査するために入会したものであり、個人の立場で加入しているわけではなく、同会は環境整備に必要な実地調査を行っており、会員として活動することによって実際の調査研究活動に役立っている。
C 33 (2)	今井榮喜	2009/6/24	10,000	日本銀行山形県支部	年会費	個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の活動目的から見て、「活動総体が」政務調査目的とは必ずしも一致してはいない。	3a	ボランティアや社会奉仕活動について調査するために入会したものであり、個人の立場で加入しているわけではなく、同会は銀行格納の普及と啓蒙に力を入れており、会員として参加することによって実際の体感調査に役立っている。
C 34 (1)	松沢洋一	2009/4/13	10,000	真室川町観光物産協会	年会費			争う。
C 34 (2)	松沢洋一	2009/11/28	15,000	赤坂エクセルホテル東急	東京おいしい山形プラザ宿泊代			争う。
C 35 (1)	後藤源	2009/7/2	3,000	米沢産工会	直江津統計研究会会費	個人の立場で加入している団体に対する会費。その団体の活動目的から見て、「活動総体が」政務調査目的とは必ずしも一致してはいない。	3a	県内ゆかりの歴史的な人物を通じて地域間交流、観光振興について調査するために議員として入会したものであり、個人の立場で加入しているわけではなく、同会は直江津地域の基礎を築いた直江津藩について研究している会であり、同会が発行する冊子等により情報収集している。
C 35 (2)	後藤源	2009/12/19	3,500	法国の社団法人文化ホール	日本伝統文化 狂言 観賞	私的活動。議員個人の嗜好、趣味の範囲のものであり、客観的に見て政務調査目的とは評価できない。	2d	米沢地区には古くから謡曲(金刺流)が普及しており、そのために「法国の社団法人文化ホール」が建設された。後藤源氏が謡曲の普及に貢献しており、地域に根づく狂言などの伝統文化の継承及び県有文化財(法国の社団法人文化ホール)の利用促進に「狂言」という側面が地域でどれほど関心を持っているのかについて調査するために議員として参加したものであり、調査研究活動である。
合計			1,405,258					

(別紙6)支出費目4(D類型・児玉太)

番号	議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	原告側の違法事由	被告側の反論
D 1 (1)	児玉 太	2009/4/28	30,220	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、食糧自給率と農業振興について岸議員と意見交換をしたことだが、岸議員は、その意見交換の日(山形県)に限り、翌日再び上京しており、その際(山形県)の中で意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。
D 1 (2)	児玉 太	2009/5/18	2,250	東日本高速道路株式会社	秋田県建設業協会会館 高速道路料金 (十文字本線一秋田中央)		まず、平成21年度当時は、収支報告書の提出時には収付け資料の添付までは要求されていなかった。児玉議員は、収付け資料となり得る物として、視察の際に説明を求めた資料及び意見交換をした秋田県建設業協会の専断参事と事務局長の名刺を所持していたが、これらについては、平成23年4月の県議会議員改選時の県議会内務委員会移転の際に全て廃棄してしまっていた。 児玉議員は、秋田市市内の中心地にある秋田県建設業協会専断参事の増田明氏や、同協会事務局長の青川氏から説明を受け、意見交換をした。政務調査の結果については収支報告書に詳細に記載しているところであり、その記載内容から判断しても、有益な政務調査が実際に進められたことが強く推定される。
D 1 (3)	児玉 太	2009/5/19	8,600	秋田キャッスルホテル	同上、宿泊費、駐車料金	収支報告書の資料は全て収支報告書に添付されていない。また、2日間(山形県)に限り、何時から何時まで視察していたのか不明である。左記の視察が政務調査目的であったことは争う。	
D 1 (4)	児玉 太	2009/5/19	2,250	東日本高速道路株式会社	同上、高速道路料金 (秋田中央一十文字本線)		
D 1 (5)	児玉 太	2009/5/24	30,220	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、労働者派遣法と違法派遣の差額について岸議員と意見交換をしたことだが、岸議員は、その意見交換の日(山形県)に限り、その日のうちに再び上京しており、その際(山形県)の中で意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。
D 1 (6)	児玉 太	2009/5/28	30,220	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、ワークライフバランスについて岸議員と意見交換をしたことだが、この日は県議会の臨時会が開催されており、岸議員が同臨時会に出席したとすれば、岸議員と岸議員と意見交換をしたこととが、2日間(山形県)に限り、その日のうちに再び上京しており、その際(山形県)の中で意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。
D 1 (7)	児玉 太	2009/6/2	15,110	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、国の財政再建と山形県について岸議員と意見交換をしたことだが、2日間(山形県)に限り、その日のうちに再び上京しており、その際(山形県)の中で意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。
D 1 (8)	児玉 太	2009/6/3	15,110	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、参議院議員と岸議員と意見交換をしたことだが、岸議員は、その意見交換の日(山形県)に限り、その日のうちに再び上京しており、その際(山形県)の中で意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。
D 1 (9)	児玉 太	2009/6/3	30,220	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、社会保険の給付と負担の見直しについて岸議員と意見交換をしたことだが、2日間(山形県)に限り、その日のうちに再び上京しており、その際(山形県)の中で意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。
D 1 (10)	児玉 太	2009/6/4	12,400	新沼ワシントンホテル	同上、宿泊費		
D 1 (11)	児玉 太	2009/10/22	30,220	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、地方分権の確立、国と地方の役割分担の在り方について岸議員と意見交換をしたことだが、岸議員は、その意見交換の日(山形県)に限り、その日のうちに再び上京しており、その際(山形県)の中で意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。
D 1 (12)	児玉 太	2009/10/31	30,220	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、排気量規制、二酸化炭素の排出量削減等について岸議員と意見交換をしたことだが、岸議員は、その意見交換の日(山形県)に限り、その日のうちに再び上京しており、その際(山形県)の中で意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。
D 1 (13)	児玉 太	2009/11/26	28,320	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、バイオ燃料の生産と利用について岸議員と意見交換をしたことだが、岸議員は、その意見交換の日(山形県)に限り、翌日再び上京しており、その際(山形県)の中で意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。
D 1 (14)	児玉 太	2009/11/26	12,700	アパヴィラホテル赤坂見附	同上、宿泊費		
D 1 (15)	児玉 太	2009/12/24	30,220	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、新沼インフラセンター建設等について岸議員と意見交換をしたことだが、岸議員は、その意見交換の日(山形県)に限り、翌日再び上京しており、その際(山形県)の中で意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。
D 1 (16)	児玉 太	2010/1/21	15,110	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、河川行政、治水対策等について岸議員と意見交換をしたことだが、岸議員は、その意見交換の日(山形県)に限り、その日のうちに再び上京しており、その際(山形県)の中で意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。
D 1 (17)	児玉 太	2010/1/21	15,110	J R 東日本	参議院議員会館において意見交換 R 衆議院参代	児玉議員の説明によれば、河川行政、治水対策等について岸議員と意見交換をしたことだが、岸議員は、その意見交換の日(山形県)に限り、翌日も山形県に滞在しており、意見交換をしたとは考えられない。	争う。詳細は本文記載のとおり。

番号	議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	原告側の違法事由	被告側の反論
D 1 (18)	現五・太	2010/3/16	159,000	J T B東北山形支店	平成22年2月2日から4日にかけて の鹿野島県知事 交通費	増資目的を裏付ける資料が全く収支報告書に添付されておらず、親光目的 だったと疑われる。左記の増資が政務調査目的であったことは争う。	平成21年度当時は、収支報告書の提出時には裏付け資料の添付までは要求されていなかった。現五議員は、裏 付け資料となり得る物として、増資の際に説明を受けた資料、パンフレット等を所持していたが、これらについて は、平成23年4月の県議会議員改選時の県議会内軌跡資料の類に全て添付してしまっ た。現五議員は、「黒豚のブランド化」については鹿野島県知事市に在る農事組合法人が経営する関係者（経営者等）か ら、「中道一貫経営校」については鹿野島市内に在る五輪校の関係者及び鹿野島市教育委員会事務局に経営しているところ であり、それぞれ説明を受け、意見交換をした。政務調査の結果については収支報告書に詳細に記載しているところ であり、その記載内容から判断しても、有益な政務調査が実施に行われたことが強く推定される。
計18件			497,500				

(別紙7)支出費目5(D)類型・星川純一1)

番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	原告側の違法事由		被告側の反論
						分類	原告の評価	
D 2 (1)	星川純一	2009/4/8	44,500	マイトラベル	横須賀市、町を中心とした中央駅前市街地活性化状況調査 (区内現田往復航空運賃36000円、宿泊8500円)	4c	政務調査目的とは異なる見聞調査・宿泊費等 横須賀市役所で1～2時間の面談なら十分にできる見聞調査・宿泊費等	横須賀市役所訪問し、市街地活性化に係る関係者等との考え方や政策等について聞き取り調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。相手が市街地活性化の面談や関係者等との考え方や政策等について聞き取り調査を行ったことにより、資料を得ることは可能。市街地活性化の調査は、議員が関係者等と面談を、市長が関係者等と面談を行うなどにより現地調査を行ったことから宿泊が必要になったものである。
D 2 (2)	星川純一	2009/4/23	20,320	JR東日本	東京・港区の就業支援状況調査 港区アクティブシニア就業支援センター訪問 調査者の就業支援を調査 みなと調査推進事業面訪問 (酒田・東京 往復料金)	4c	政務調査目的とは異なる見聞調査・宿泊費等 政務調査目的とは異なる見聞調査・宿泊費等	国の無料職業紹介事業許可を受け、55歳以上の高齢者の就業相談・職業紹介を行っている「港区アクティブシニア就業支援センター」を訪問し、高齢者の就業支援の現状を聞き取りするとともに、公的職業の管理運営業務に加え、高齢者の就業支援活動に活用しているNPO法人みなと調査推進事業団を訪問し、聞き取り調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、聞き取り調査後は、同NPO法人が経営している下記の3施設を回り、直接関係者から聞き取りを行うなど、調査に活用した。 ・港区調査推進センター1階(福祉相談センター) ・地下鉄大門駅内「トロア」(ベーカーリー) ・港区生涯学習センター1階「カフェ・ワーク」
D 2 (3)	星川純一	2009/4/23	8,500	新宿ワシントンホテル	同上宿泊費	4c	政務調査目的とは異なる見聞調査・宿泊費等	
D 2 (4)	星川純一	2009/4/27	10,000	ホテルメトロポリタン秋田	リサイクル企業調査 (小坂町フリーマーケット秋田) 宿泊費	4c	政務調査目的とは異なる見聞調査・宿泊費等	リサイクルショップに指定されている酒田港へのリサイクル産業の集積に向けた施策の参考とするため、秋田県小坂町のフリーマーケット小坂町を訪問し、リサイクル産業の現状を調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、移動が長距離に及び、帰郷の途中に深夜に及んだことから、帰郷にあたる秋田市で宿泊を行ったものである。
D 2 (5)	星川純一	2009/5/22	17,300	ANA	調査者就業状況調査 (港区カフェ・ワーク) 区内～羽田航空運賃	4c	政務調査目的とは異なる見聞調査・宿泊費等	本調査は、上記D2(2)及び(3)に記載したNPO法人みなと調査推進事業団が経営する調査者の就業施設であり、前回(4/23)の調査時に十分な調査ができなかったことから、改めて本施設を訪問し、聞き取り調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 この施設は、平成20年10月に施行した調査者自立支援法に基づき「就業継続支援型事業所」の先駆けとして、調査者とNPO法人が雇用契約を結び、通常と同等の就業を行っているものである。本県での導入を模範とする上により詳細な調査が必要であったため、改めて調査を行ったものである。
D 2 (6)	星川純一	2009/5/22	12,300	JR東日本(新緑型)	同上、戻り	4c	政務調査目的とは異なる見聞調査・宿泊費等	
D 2 (7)	星川純一	2009/6/14	192,000	山新観光	中国東三省ハルビン市訪問 (山形県東三陸省経済交流会、商談会開催) 16日	4c	政務調査目的とは異なる見聞調査・宿泊費等	黒龍江省ハルビン市での「第20回中国ハルビン国際経済貿易商談会」に派遣された山形県代表団に参加し、黒龍江省側と県内企業の関係の状況や、黒龍江省に輸出するロシアや韓国などの世界各国の企業の状況を確認したものであり、政務調査活動に該当する。 この商談会には「ハルビン国際経済貿易商談会」を会場に、60ヶ国の企業が5000ブースを出展し、本県からも20企業が出展し、個別の商談を行っている。実地での調査を行うことで、黒龍江省側のニーズの把握とともに、出展した県内企業の意向や世界各国の企業の動向が調査できる有効な場である。

番号	議員氏名	支出年月 日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	原告側の違法事由		被告側の反論
						分類	原告の評価	
D 2 (8)	星川純一	2009/9/15	8,610	ホテル法華クラブ仙台	宿泊	4c	政務調査目的とは程度で足りない出張旅費・宿泊費等	酒田市駅前再開発に関する先進事例として仙台市の都市再開発について調査するため、仙台市都市再開発興業を訪問し、駅前再開発に係る仙台市としての考え方や取組方法等について開成り調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。なお、本調査では、資料を入手するだけでなく、実際に現地に出向き、相手方との面談や現地視察等を行うことにより、資料だけでは把握できない生の情報収集を行うため、市担当者からの開成り調査後は、議員が再開発地帯を歩き、住民から直接開成りするなどにより現地調査を行ったことから宿泊が必要になったものである。
D 2 (9)	星川純一	2009/9/15	1,300	ホテル法華クラブ仙台	駐車料	4c	政務調査目的とは程度で足りない出張旅費・宿泊費等	「石巻・新庄・酒田」は高規格道路整備促進議員連盟の会員として、上記高規格道路の早期実現に向けた現地調査と宮城県議会議員等との意見交換を行ったもので、政務調査活動に該当する。なお、この活動は、上記議員連盟の活動として定期的に開催されているものであり、この場合は議員連盟全員10名が参加して行われたものである。
D 2 (10)	星川純一	2009/11/18	18,000	山形中央観光	～19日石巻新庄酒田間地域高規格道路 路傍整備切バス借り上げ代賃担当	4c	政務調査目的とは程度で足りない出張旅費・宿泊費等	参加議員「阿部信次議員(会長)、松沢洋一議員(副会長)、坂本貴美雄議員(幹事長)、伊藤重成議員、佐藤源一議員、田澤伸一議員、星川純一議員、伊藤政之議員、菅原元議員」ほか1名
D 2 (11)	星川純一	2009/11/18	8,900	山形中央観光	同上宿泊(石巻グランドホテル)			
D 2 (12)	星川純一	2010/3/29	168,275	JTB山形支店	～31日沖縄県普天間飛行場、沖縄国際 大学米軍ヘリ墜落現場、キャンシュワ ブ、辺野古高島辺、真手村基地視察 (航空券124000円、宿泊26000円、 現地交通費36275円)	4c	政務調査目的とは程度で足りない出張旅費・宿泊費等	日本の安全確保問題を国だけでなく地方の具体的な問題として考えるとともに基地が地方に与える経済的な面を含めた影響を調査するため、自民党議員連盟の議員として沖縄県を訪問し、普天間、真手村基地とその周辺を視察するとともに、沖縄県議会議員との意見交換を行ったものである。政務調査活動に該当する。自民党議員連盟は議員9名と金沢電機1名の10名で構成し、2泊3日の日程で5箇所の調査と自民党沖縄県連の6候補との意見交換を行っており、充実した政務調査が行われたものと認められる。 参加議員「鈴木孝議員、青柳信雄議員、星川純一議員、野川政文議員、阿部信次議員、阿部賢一議員、今井淳一議員、松沢洋一議員、佐藤源一議員」の9名

(別紙8)支出費目6(D類型・星川純一2)

番号	訴状 番号	議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	走行距離	原告側の違法事由		被告側の反論
								分類	原告の評価	
D 2	(13)	星川純一	2009/4/1	4,440	自家用車利用	高齢者福祉施設性調査(酒田、遊佐)	120km	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	高齢者福祉施設(月光園、英蓉荘、グループホーム晩晴)の経費化調査というが、調査能力があるとは思えない
D 2	(14)	星川純一	2009/4/3	9,250	自家用車利用	森林(ナラ枯状況調査)(新庄、最上)	250km	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	国道13、47号線等沿いのなら枯れ調査というが、当該議員は日常的に自家用車での移動を行っている。特に、道路沿いのナラ枯れ状況の把握のため車移動する必要性はない。
D 2	(15)	星川純一	2009/4/10	5,550	自家用車利用	食品衛生管理調査(庄内、鶴岡)	150km	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	道の駅(しゃりん、ふらつ)での食品衛生管理の調査というが、当該議員が食品衛生管理の調査能力があるとは思えない。このような調査は政務調査とは異なる。
D 2	(16)	星川純一	2009/4/12	4,440	自家用車利用	国営農業植民状況調査(庄内地区)	120km	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	庄内各地の国営植民調査というが、4月上旬に国営植民状況調査を実施する意味が不明
D 2	(17)	星川純一	2009/4/13	5,550	自家用車利用	企業動向調査(酒田、鶴岡)	150km	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	企業への動向は県の施策を検討するうえで重要な要素であり、議員が企業・業界が抱える現状・諸課題等を県政へ反映させるために調査を行うことは、議員の調査研究活動に該当する。 原告が指摘する「企業への動向出し」の意味は不明である
D 2	(18)	星川純一	2009/4/14	11,100	自家用車利用	同上(山形、村山)	300km	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	公共事業の削減量の減少に伴う企業への影響を調査するため、庄内地域の5社を訪問し、経営者から経営の実態を聞き取りしたものであり、調査研究活動に該当する。
D 2	(19)	星川純一	2009/4/16	5,550	自家用車利用	都市開発計画調査(酒田、鶴岡)	150km	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	都市計画図が及ぶ範囲の見直しや都市計画道路の見直しなど酒田市と鶴岡市のそれぞれの合併後の都市計画の見直し状況について調査するための現地調査であり、政務調査活動に該当する。 また、酒田市都市計画課長及び鶴岡市都市計画課長と面談し、見直しの内容について説明を受けたうえでの調査であり、車で回っただけでは足りない。 なお、経路及び走行距離は(県道 15.0km 鶴岡市役所 2.0km 鶴岡市宝町R7 15.0km 鶴田村R112 7.0km 徳引町 35.9km 港道 39.2km 湯島町 22.4km 酒田市役所 6.9km 中田町R345 5.1km 松山町 5.3km 八幡町R344 19.3km 黒磯)合計175.1kmの記載あり。

番号	訴状 番号	議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	走行距離	原告側の違法事由		被告側の反論
								分類	原告の評価	
0	2	(20)	2009/4/27	10,360	自家用車利用	リサイクル企業調査(酒田～秋田)	280km	2d 私的活動	メロポリタン秋田に宿泊となっているので、本日は、酒田(250km)小坂嶺山(140km)秋田市といいう移動のほすが、今日と明日が同距離の移動になっている	リサイクルポートに指定されている酒田港へのリサイクル産業の集積に向けた施策の参考とするため、秋田県小坂町のグリーンフィル小坂嶺を訪問し、リサイクル産業の現状を調査したものであり、私的活動ではなく、政務調査活動に該当する。なお、走行距離は(黒森 10Km 後援会事務所 270Km グリーンフィル小坂嶺 160Km ホテルメロポリタン秋田)430Kmの記載あり。(4月27日から28日にかけての総走行距離に限りはなし。)
								4c 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等		
0	2	(21)	2009/4/28	10,360	自家用車利用	同上(秋田～酒田)	280km	2d 私的活動	本日は、メロポリタン秋田(120km)酒田の移動のほす	リサイクルポートに指定されている酒田港へのリサイクル産業の集積に向けた施策の参考とするため、秋田県小坂町のグリーンフィル小坂嶺を訪問し、リサイクル産業の現状を調査したものであり、私的活動ではなく、政務調査活動に該当する。なお、走行距離は(ホテルメロポリタン秋田 120Km 後援会事務所 10Km 黒森)130Kmの記載あり。(4月27日から28日にかけての総走行距離に限りはなし。)
								4c 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等		
0	2	(22)	2009/4/30	5,550	自家用車利用	漁港調査(黒田、遊佐)	150km	4c 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	漁港(黒田、吹浦)の現地調査というが、具体的内容不明	黒田・吹浦及び吹浦港の整備計画に関し、県に必要な提言を行うことと目的として行った現地調査及び関係者との面談であり、政務調査活動に該当する。本調査では、漁港の漁獲量・漁業及び建設工事の進捗状況を確認するとともに、問題点等について聞き取りを行って異様な高波にも対応できる防波堤の整備の必要性を確認したものである。
0	2	(23)	2009/5/2	9,250	自家用車利用	砂防、河川調査(村山、西川)	250km	4c 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	寒河江川、熊野川、最上川本流の河川調査というが事前に目視しただけ	河川管理の現状を確認し、県に必要な提言を行うことを目的として行った寒河江川、熊野川、最上川本流における河川管理施設の整備状況及び支那木の状況の現地調査であり、政務調査活動に該当する。なお、原告は1車に2名乗ったため、土砂ダムや支那木の状況を目視調査した状況を議員なりに整理・分析し、河川管理者である県に対して指摘・提言を行うのは議員として本来の活動である。
0	2	(24)	2009/5/4	3,700	自家用車利用	地域伝統行事調査(酒田、遊佐)	100km	2d 私的活動	鳥海山六物忌神社の例大祭の見学	議員は文化財の活用を通じて観光振興について検討するたため無形民俗文化財である行事を含む例大祭の機会をもらえて大物忌神社の調査を行っているものであり、原告の指摘のような単なる例大祭の見学といったような私的活動ではない。
								4c 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等		
0	2	(25)	2009/5/7	5,550	自家用車利用	高齢者福祉施設調査(鶴岡、田川)	150km	4c 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	特老、介護施設(恩恵園、杜寿荘、恩寿荘、ふじの花荘)の入居待機者の調査というが、資料調査でも可能な内容	高齢者介護施設の入居待機者の状況など施設の運営を把握するために行った現地調査であり、政務調査活動に該当する。なお、具体的な施設の運営の運営の運営の運営の運営については、事前に資料を入手するだけで把握できるものではない。調査に等しいのは現場で関係者との面談や現況確認を行うことにより、資料では把握できない。生の情報を得られ、より多面的な情報から緊急性等を判断することが可能である。
0	2	(26)	2009/5/8	8,140	自家用車利用	政策調査、漁港調査(吹浦、鶴岡)	220km	4c 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	4/30にも風ヶ岡と吹浦漁港に行つたというが、まだ、三崎、吹浦、酒田、黒野浜、加茂、坂戸、由良、小坂嶺、笠倉沢、黒城、風ヶ岡と回る	防波堤の強度について疑問視する声があるため実施した防波堤の現地調査であり、政務調査活動に該当する。なお、4/30は風ヶ岡港と吹浦港の港の整備計画に係る調査であり、今回の調査目的とは異なる。
0	2	(27)	2009/5/16	6,660	自家用車利用	港灣、海岸調査(遊佐～鶴岡)	180km	4c 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	井たもや、酒田、宮海、鳥崎、女座、加茂の漁港見学	事前に県の担当者に聞き取りししたのち実施した。酒田港と加茂港の現状と、遊佐町から鶴岡市までの海岸の海岸の状況等について現地調査したものであり、政務調査活動に該当する。なお、5/8は防波堤の整備状況等を目的とした現地調査であり、今回の調査目的とは異なる。
0	2	(28)	2009/5/18	3,700	自家用車利用	建設業調査(庄内)	100km	2d 私的活動	企業への顔出し(丸高、庄司建設、千代田、相沢工業)	企業の意向は県の施策を検討するうえで重要な要素であり、議員が企業・業界が抱える現状・課題等を面談へ反映させるために調査を行うことは、議員の調査研究活動に該当する。
								4c 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	公共事業の発注量の減少に伴う企業への影響を調査するため、庄内地域の建設業4社を訪問し、経営者から経営の現状を聞き取りしたものであり、調査研究活動に該当する。	

番号	証状番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	走行距離	原告側の違法事由		被告側の反論
								分類	原告の評価	
D 2	(40)	82 星川純一	2009/7/16	2,960	自家用車利用	地域要望調査(酒田)	80k	4b	陳情活動	酒田地区の河川・道路整備の要望準備所を開設し、地域住民の要望を聴き取るために行った意見交換及び現地調査である。住民の陳情・要望の具体的な内容を把握する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
D 2	(41)	83 星川純一	2009/7/17	9,620	自家用車利用	雇用問題調査(山形、天童)	260k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	企業やハローワークにおいて、有効求人倍率の低下を受けて雇用情勢の実態を調査するために実施した現地調査であり、政務調査活動に該当する。
D 2	(42)	89 星川純一	2009/7/23	3,700	自家用車利用	交通網調査(老朽状況)松山方面	100k	4b	陳情活動	県の担当部署において事前に調整したうえで、松山地区の道路の危険箇所を確認し、関係者との面談を行ったものであり、政務調査活動である。
D 2	(43)	91 星川純一	2009/7/25	4,810	自家用車利用	障害者対策調査(庄内)	130k	4b	陳情活動	障がい児の教育環境を後押しする参考とするため、鶴岡養護学校、酒田養護学校及び島崎学園のそれぞれの学校、施設の現状の調査を行った政務調査活動である。議員は、この調査の結果を踏まえて議会でも動きかける必要性を認めるという特別な判断を行っているものである。
D 2	(44)	94 星川純一	2009/7/31	2,960	自家用車利用	漁港関係調査(酒田)	80k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	船舶係留施設の整備方針を検討するための現地調査及び面談であり、政務調査活動に該当する。
D 2	(45)	96 星川純一	2009/8/2	2,960	自家用車利用	海上関係調査(酒田港)	80k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	海水浴場のゴミ対策調査として湯野浜、十里塚、宮南海岸の現場調査というが、単に目視だけ
D 2	(46)	98 星川純一	2009/8/6	2,960	自家用車利用	地域振興調査(酒田)	80k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	地球振興施策の一環である夏祭りの実態を把握するために行った現地調査及び面談であり、政務調査活動に該当する。なお、単なる関係状況については、電話聞き取りだけで把握できるものではなく、実際に現地に出向き、人出の状況や関係者との面談や現地調査等を行うことにより、電話聞き取りだけでは把握できない生の情報を得ることにより有意義な調査が可能である。
D 2	(47)	99 星川純一	2009/8/7	2,960	自家用車利用	海上関係調査(酒田港)	80k	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	企業の動向は県の施策を検討するうえで重要な要素であり、議員が企業・業界が抱える現状、諸課題等を踏まえ反映させるために調査を行うことは、議員の調査研究活動に該当するのであって、私的活動ではない。
D 2	(48)	102 星川純一	2009/8/11	6,660	自家用車利用	河川調査(支障木)(最上川中流部)	180k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	河川支障木の実態を把握し、今後必要となる対応について調査するために行った現地調査であり、政務調査活動に該当する。なお、県の担当者から事前説明を受けたうえで具体的な現地調査をおこなっており、単なる目視ではない。
D 2	(49)	103 星川純一	2009/8/12	5,550	自家用車利用	河川調査(支障木)(赤川等)	150k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上
D 2	(50)	105 星川純一	2009/8/14	12,960	自家用車利用	稲作状況調査(戸沢、大石田)	350k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	最上地域の稲作の成育が特に遅れているとの情報を得たため、その実態を把握するために行った現地調査及び面談であり、政務調査活動に該当する。県の担当者から事前説明を受けた後に、ポイントポイントで車を降りて確認を行っているのであり、目視で詳しく状況を把握することが可能である。

番号	証状 番号	議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	走行距離	原告側の違法事由		被告側の反論
								分類	原告の評価	
D 2	(61)	124 星川純一	2009/9/5	2,960	自家用車利用	地味要望事項調査(酒田)	80k	4b	地味は住民の道路・河川改良要望箇所の調査をしたという、陳情にかかる活動	酒田市内の河川・道路整備の改良要望箇所を確認し、今後必要となる対応について調査するために行った意見交換及び現地調査であり、議員が行った陳情活動ではない。
D 2	(62)	126 星川純一	2009/9/7	8,140	自家用車利用	河川環境調査(最上川)	220k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張 旅費・宿泊費等	最上川の河川環境の状況を把握し、今後の必要となる対応について調査するために行った現地調査であり、政務調査活動に該当する。
D 2	(63)	129 星川純一	2009/9/14	9,250	自家用車利用	仙台駅前開発調査(仙台市)	250k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張 旅費・宿泊費等	酒田市駅前再開発に際する先導事例として仙台市の都市再開発等について調査するため、仙台市都市再開発課を訪問し、駅前再開発に係る仙台市としての考え方や取組方法等について聴き取り調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 2	(64)	130 星川純一	2009/9/15	9,250	自家用車利用	同上	250k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張 旅費・宿泊費等	同上
D 2	(65)	132 星川純一	2009/9/19	4,810	自家用車利用	農業問題調査(鶴岡、遊佐)	130k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張 旅費・宿泊費等	酒田政策への対応として今後期待される飼料用米の現地調査であり、政務調査活動に該当する。
D 2	(66)	133 星川純一	2009/9/20	3,330	自家用車利用	体育関係調査(中体連)	90k	3b	意見交換を伴わない会 合費の参加費(交通費を 含む)	調査の際には関係者との意見交換も行っている。
D 2	(67)	134 星川純一	2009/9/21	2,960	自家用車利用	高齢者対策調査(酒田)	80k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張 旅費・宿泊費等	高齢者施設(斎孝荘、うらら、松山グループホーム、中体連、孝養園)の現状調査というが、現地調査を伴うことにより、資料では把握できない生の情報が得られ、より適切な課題の認識や施策の検討が可能となることから行っているものである。
D 2	(68)	136 星川純一	2009/9/23	6,660	自家用車利用	企業動向調査(新庄、酒田)	180k	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張 旅費・宿泊費等	企業の動向は県の施策を検討するうえで重要な要素であり、議員が企業・業界が抱える現状・諸課題等を把握・反映させるために調査を行うことは、議員の調査研究活動に該当する。
D 2	(69)	137 星川純一	2009/9/24	4,440	自家用車利用	同上(遊佐)	120k	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張 旅費・宿泊費等	本調査は県産の好転に伴う県内企業の稼働状況等を把握するための調査であり、政務調査活動に該当する。
D 2	(70)	144 星川純一	2009/10/17	4,440	自家用車利用	農業関係調査(酒田、遊佐)	120k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張 旅費・宿泊費等	客先の伝染病対策の状況を把握するための現地調査であり、政務調査活動に該当する。
D 2	(71)	149 星川純一	2009/10/22	4,810	自家用車利用	漁港状況調査(鶴岡)	130k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張 旅費・宿泊費等	佐藤病の検査のような技術的調査ではなく、伝染病対策についてどう徹底しようとしているのか事業者の意識も含めた取組みの状況を把握する調査を行っているものであり、原告の調査能力の指標は当たらない。

番号	訴状 番号	議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	走行距離	原告側の違法事由		被告側の反論
								分類	原告の評価	
D 2	(72)	150 星川純一	2009/10/23	8,140	自家用車利用	市街地活性化状況調査(山形)	220k	4c	政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	山形市七日町の自転車専用レーン設置に伴って、政務調査活動に該当する。山形市七日町の自転車専用レーンの設置は、県内で唯一の実験的な取組みであり、現地の周辺環境や利用者の様子等も含めた、資料では把握できない生の情報を得ることは非常に有意義である。
D 2	(73)	153 星川純一	2009/10/26	4,810	自家用車利用	企業雇用状況調査(酒田、鶴岡)	130k	2d	私的活動	企業の動向は県の政策を検討するうえで重要な要素であり、議員が企業・業界が抱える現状、課題等を県政へ反映させるために調査を行うことは、議員の調査研究活動に該当するものであり、私的活動ではない。
								4c	政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	
D 2	(74)	156 星川純一	2009/10/29	5,560	自家用車利用	企業動向調査(新庄)	150k	4c	政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	本県に自動車部品製造工場が集中する可能性が出てきたため立地環境を確認する目的で行った調査であり、政務調査活動に該当する。 立地の集積地の場所は国道47号線沿いと厚花沢市であるが、県田舎と地図等を見ながら意思形成過程の情報も交えた有意義な情報交換を行えることから議員が出向いて調査を行ったものである。
D 2	(75)	157 星川純一	2009/10/30	3,700	自家用車利用	障害者福祉施設調査研究(庄内、松山)	100k	4c	政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	障がい者福祉施設の運営状況の調査を目的とした現地調査であり、政務調査活動に該当する。 特別支援学校の建設費に關連して県教育庁から様を取り付けた内容も踏まえて、特別支援学校が整備された場合の影響や別荘について、それぞれの施設の関係者と意見交換しており、資料では把握できない生の情報が得られることから現地訪問しているものである。
D 2	(76)	161 星川純一	2009/11/11	4,810	自家用車利用	学校施設状況調査(酒田、鶴岡)	130k	4c	政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	庄内地域における高等学校の再編問題と施設の老朽化問題を併せて検討するために行った現地調査であり、政務調査活動に該当する。 これらの問題は、学校担当者などの生きた意見を聞くことが重要であり、また、施設の老朽度合いも確認だけで判断するのではなく、実際にその場で確認することが重要であるため、現地訪問を行ったものである。
D 2	(77)	162 星川純一	2009/11/12	8,140	自家用車利用	医療施設状況調査(喜上、山形)	220k	4c	政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	県の救急医療の体制上重要な施設である日本海病院の救命救急センターの機能を検討するための調査であり、政務調査活動に該当する。 県全体の救急医療体制における日本海病院の位置づけを考察するうえで、県全体を管轄する担当者と最上地域を管轄する担当者との意見を得ることは有意義であり、時間を割くずにそれぞれで面談して意見交換することで議員の理解・判断により容易になることから、それぞれの担当者で面談したものである。
D 2	(78)	165 星川純一	2009/11/16	4,810	自家用車利用	冬期道路状況調査(鶴岡)	130k	4c	政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	事前に県の担当者から説明を受け、道路関係や除雪の際の目的となるポータルなど冬季に備えた道路の施設整備の設置状況について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 県全体を管轄する担当者と最上地域を管轄する担当者との意見を得ることは有意義であり、時間を割くためにそれぞれで面談して意見交換することで議員の理解・判断により容易になることから、それぞれの担当者で面談したものである。
D 2	(79)	166 星川純一	2009/11/21	8,510	自家用車利用	道路老朽化状況調査(東根、天童)	230k	4c	政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	本県と宮城県を結ぶ幹線道路の整備状況を踏まえての調査であり、政務調査活動に該当する。 国道48号線は、宮城県の自動車道路整備の誘致により、本県に関連産業を誘致するうえで重要性が高まる幹線道路であることから、今後の整備に向けた検討に資するため、現状を調査したものであり、地図や資料に加え、現地に赴いて実際に利用することで、老朽化の度合いを実感し、周辺環境や路線の課題の理解が深まることから現地確認を行ったところである。
D 2	(80)	169 星川純一	2009/11/24	5,160	自家用車利用	防風雪害施設調査(庄内、鶴岡)	140k	4c	政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	地域の道路施設の整備状況等を把握するため現地調査したものであり、政務調査活動に該当する。 新しいタイプの防風雪害施設の設置状況について管理工事が行われているか、適切に設置されているか確認するに、広範囲の路線を実際に計画しながら現地を確認する必要がある。単に移動のために運転していればわかるというものではない。
D 2	(81)	171 星川純一	2009/11/28	9,250	自家用車利用	冬期道路状況調査(山形、天童、東根)	250k	4c	政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	庄内地域よりも降雪量の多い内陸(山形、天童、東根)の道路における雪対策を調査し今後の庄内地域の雪対策に生かすための現地調査であり、政務調査活動に該当する。 県の担当部署からどのような設備が整備されているのか事前に調査したうえで、実態を知るため現地の確認を行ったものであり、議員に当該設備の適否の判断を行ううえで実物の確認が有効であることから調査したところである。

番号	氏名 議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	走行距離	原告側の違法事由		被告側の反論
							分類	原告の評価	
D 2 (91)	193 星川純一	2010/1/12	9,250	自家用車利用	道路除雪状況調査(山形、天童)	250k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	庄内地域の除雪が道路維持の参考とするため山形、天童の除雪状況調査を行うが、何年度も山形市方面に来ており、わざわざこのために出向く必要性なし
D 2 (92)	194 星川純一	2010/1/13	1,850	自家用車利用	同上(羽黒、楡引)	50k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	鶴岡市羽黒、楡引の国道44号除雪状況調査というが、現地に必要出張旅費・宿泊費等はない、その調査のほうは(的)
D 2 (93)	200 星川純一	2010/1/16	3,330	自家用車利用	山形道路状況調査(松山、八幡、遊佐)	90k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	庄内北部の道路除雪状況調査というが、現地に必要出張旅費・宿泊費等はない
D 2 (94)	198 星川純一	2010/1/21	2,220	自家用車利用	企業動向調査(鶴岡、庄内、酒田)	60k	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	企業の動向は県の施策を検討するうえで重要な要素であり、議員が企業、業界が抱える現状、諸課題等を県政へ反映させるために調査を行うことは、議員の調査研究活動に該当するものであり、私的活動ではない。
D 2 (95)	203 星川純一	2010/1/26	7,770	自家用車利用	冬期道路除雪状況調査(西川、寒河江、尾花沢)	210k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	冬期の庄内と内陸を結ぶ道路の不通等による被害を軽減するため、冬期道路除雪状況調査を行うことは、除雪の体制や実施状況を把握し、必要に応じて対策を検討する必要があるものであり、私的活動ではない。
D 2 (96)	208 星川純一	2010/2/2	10,730	自家用車利用	道路融雪装置調査(小国、白鷹)	290k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	庄内に比べ積雪量が多い庄内地域の雪対策を検討するため、積雪量の多い庄内地域の雪対策を参考とするため実施した現地調査であり、政務調査活動に該当する。
D 2 (97)	208 星川純一	2010/2/4	4,440	自家用車利用	幹線道路除雪状況調査(鶴岡、新庄、戸沢)	120k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	宮城県の自動車道除雪の状況により、今後活用が期待される国道47号線等について、貨物輸送も想定しながら行った冬の現地調査であり、調査研究活動に該当する。
D 2 (98)	208 星川純一	2010/2/5	1,480	自家用車利用	文化施設調査(酒田、鶴岡)	40k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	交通の確保に向けた除雪や道路状況等について担当者から聴取したうえで、実際に道路を通行し確認し、議員の調査研究活動に該当する。
D 2 (99)	211 星川純一	2010/2/8	1,480	自家用車利用	民間宿泊施設調査(酒田、鶴岡)	40k	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	企業、観光、宿泊施設に関する調査を行うことは、議員の調査研究活動に該当するものであり、私的活動ではない。
D 2 (100)	213 星川純一	2010/2/10	7,400	自家用車利用	冬期調査(新庄、金山)	200k	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	庄内地域の除雪は、積雪量の多い庄内地域の除雪状況を調査し、今後の庄内地域の除雪状況を参考として生かすための現地調査であり、政務調査活動に該当する。

番号	訴状 番号	議員氏名	支出年月日	支出額 (円)	支出相手先	支出内容	走行距離	原告側の違法事由		被告側の反論
								分類	原告の評価	
D 2	(101)	214 星川純一	2010/2/12	1,850	自家用車利用	同上(鶴岡、三川、庄内)	50k	4c 政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	庄内地域の冬期間農業経営の現場調査という が、必要性不明	庄内地域の冬期農業経営の現場を把握し、必要な施策を検討するための現地調査であり、政務調査活動に該当する。 冬季の農閑期は庄内地域の農業にとって収穫が上がるという重要な時期であるという認識から、冬季でも農業生産を行っている先進的な事例を調査し、今後の施策の検討に資する目的で調査したものである。
D 2	(102)	219 星川純一	2010/3/19	1,480	自家用車利用	地域要望調査(酒田)	40k	4b 陳情活動	各地区から要望があった道路信号機の現場調査 という、陳情に関する活動	道路信号機の要望箇所を確認し、今後の必要となる対応について調査するために行った現地調査であり、陳情活動ではな い。 住民の陳情、要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であ り、政務調査活動に該当する。
D 2	(103)	222 星川純一	2010/3/25	6,290	自家用車利用	学校施設老朽調査(新庄、最上、金山)	170k	4c 政務調査目的とは評価 することができない出張 旅費・宿泊費等	学校(新庄南 新庄北 金山 真室川高校)の老 朽化調査というが、調査能力があるとは思えない	庄内地域の高校老朽化問題や校舎の老朽化対策の参考とするために行った最上管内の高校の校舎の老朽化に関 する現地調査であり、政務調査活動に該当する。 本調査は、老朽化の診断のようは技術的調査ではなく、総合や改修・整備計画の検討に資するための調査であり、原告の 調査能力の指摘は当たらない。

(別紙 9)

本 件 条 例 の 定 め

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、山形県議会（以下「議会」という。）における政務調査費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 県や、山形県議会議員（以下「議員」という。）の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるため、第 4 条第 1 項の規定による届出をした会派（所属する議員が 1 人の会派を含む。以下同じ。）及び議員に対し、政務調査費を交付する。

(議員に対する政務調査費)

第 3 条の 2 議員に対して交付すべき政務調査費の額は、1 月当たり 28 万円とし、当該政務調査費は、月の初日に在職する議員に対し、四半期ごとにその四半期分を交付するものとする。

2 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた月に係る前項の政務調査費の額の計算については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(知事への通知)

第 5 条 議長は、会派結成届出をした会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、当該届出に係る事項及び当該議員の氏名を、毎年度 4 月 5 日までに知事に通知するものとする。

2 議長は、年度の中途において、前条第 1 項から第 3 項までの規定による届出があったとき、又は政務調査費の交付を受ける議員の異動が生じたときは、当該届出に係る事項及び当該異動の内容を速やかに知事に通知するものとする。

(交付決定)

第6条 前条の規定による通知があったときは、知事は、当該通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定又はその変更の決定を行い、その旨を当該会派及び議員に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 会派及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、各四半期分の政務調査費の交付を知事に請求するものとする。この場合において、政務調査費の交付を決定した旨の通知があった後最初に請求するときにあつては、その通知を受けた日から起算して10日以内に、その他のときにあつては、各四半期の最初の月の10日（その日が山形県の休日定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「山形県の休日」という。）に当たるときは、その翌日）までに請求するものとする。

2 ないし5【略】

6 知事は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る会派及び議員に対し、政務調査費を速やかに交付するものとする。

(使徒)

第9条 政務調査費の使途は、おおむね次に掲げる科目によるものとする。

- (1) 調査研究費
- (2) 研修費
- (3) 会議費
- (4) 資料作成費
- (5) 資料購入費
- (6) 広報費
- (7) 事務所費
- (8) 事務費
- (9) 人件費

2 前項に掲げる科目の基準は、議長が定めるところによる。

(収支報告)

第10条 地方自治法第100条第15項に規定する政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）は、別記様式によるものとする。

2 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、その年度における当該政務調査費に係る収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

3 ないし 4 【略】

5 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（当該書類の取得が困難な場合、当該書類による当該支出の証明が困難な場合等は、議長が定める様式による書面）を添付しなければならない。

6 議長は、収支報告書（前項の添付書類を含む。以下同じ。）が提出された場合は、その写しを、速やかに知事に送付するものとする。

(返還)

第12条 会派及び議員（議員であった者を含む。以下同じ。）は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する使徒の基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除した残余（以下「残余」という。）がある場合、残余の額に相当する額の政務調査費を県に返還しなければならない。

2 知事は、残余があると認める会派及び議員に対し、残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存)

第13条 議長は、収支報告書をこれらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

2 【略】

(別紙 10)

本 件 使 途 基 準

支出科目	内 容
調査研究費	県の事務及び地方行財政に関し会派又は議員が行う調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費, 交通費, 宿泊費等)
研 修 費	会派が行う研修会, 講演会等の実施に必要な経費並びに他団体等が開催する研修会, 講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (会場・機材借上費, 講師謝金, 会費, 交通費, 宿泊費等)
会 議 費	会派における各種会議に要する経費及び議員が地域住民の県政に関する要望, 意見等を吸収するために行う各種会議に要する経費 (会場・機材借上費, 資料印刷費, 交通費, 宿泊費等)
資料作成費	会派又は議員が議会活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代, 原稿料等)
資料購入費	会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代, 新聞雑誌購読料等)
広 報 費	議会活動及び県政に関する政策等について会派又は議員が行う広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費, 送料, 交通費等)
事務所費	会派又は議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置, 管理に要する経費 (事務所の借上料, 管理運営費等)

事 務 費	会派又は議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費，通信費等)
人 件 費	会派又は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料，手当，社会保険料，賃金等)

(別紙 1 1)

本 件 運 用 目 安

(支出に当たっての基本的事項)

第 2 調査研究活動に伴い政務調査費を支出するにあたっての基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 実費支出の原則

政務調査活動は、会派及び議員の自発的意志に基づき行われるものであり、基本的に調査研究に要した経費について自ら把握することが可能であることから、その額や内容についても社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、実費による支出を原則とする。

(2) 按分による支出

調査研究活動とそれ以外の活動に係る部分を含む経費を支出する場合は、実績等に応じた合理的な割合で経費を按分する。

なお、事務所費、事務費、人件費において、他の活動に係る部分と明確に区分し難い場合の按分の上限率は、原則 2 分の 1 とする。

(各支出科目の運用の目安)

第 3 第 2 に規定する支出に当たっての基本的事項のほか、条例及び本件規程に規定する政務調査費の各支出科目の運用の目安は、次のとおりとする。

(1) 調査研究費（交通費、宿泊費）

調査研究活動を行う場合の交通費は実費とし、日当等（食事代を含む。）は支出できない。ただし、自家用車等を利用して調査研究活動を行った場合は、燃料費等を厳密に算出することは困難なことから、県職員等の旅費に関する条例（昭和 26 年 10 月県条例第 48 号）の規定により、自家用車を利用して旅行する県職員に支給される車賃の額を基準とする。

また、調査研究活動に伴い宿泊を要する場合の宿泊費も実費とし、その額も社会通念上妥当な範囲のものであること。

(2) 研修費，会議費（食糧費）

他者が主催する研修会や会議に伴う懇談会に出席する場合の食糧費については，公職選挙法の制限に抵触しないことを前提とした上で，政務調査活動としての研修会，会議との一体性があり，その内容も情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限り支出できることとし，その額も社会通念上妥当な範囲のものであること。

また，自己が主催する研修会や会議等における参加者の飲食代については，茶菓代等を除き支出できない。

(3) 資料作成費

資料の中に他の活動に係る部分を含む場合は，合理的な割合で経費を按分する。

(4) 資料購入費

情報収集等調査研究のために必要な資料，雑誌等については，真に必要な部数に限る。

(5) 広報費

広報誌等の中に他の活動に係る部分を含む場合は，合理的な割合で経費を按分する。

(6) 事務所費

後援会事務所，政党事務所等と共用の場合の事務所賃借料，維持費等は，使用領域，使用内容等，合理的な割合で経費を按分する。

(7) 事務費

備品及び消耗品については，政務調査活動に対する有用性が高く，一般的に直接必要であると認められるものとし，価格や台数等についても，政務調査活動に要する備品という観点から社会通念上許容される範囲であること。

(8) 人件費

常時雇用において，他の用務にも従事している場合は，勤務実態等に応じ合

理的割合で経費を按分する。

(政務調査費を充当するのに適さない経費)

第4 政務調査費を充当するのに適さない経費は次のとおりとする。

(1) 私的財産の形成につながる経費等

政務調査費の充当の範囲は、調査研究に直接必要とする経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成につながるものには充当できない。

(2) 政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費

政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動に要する経費へは支出できない。

(3) 政務調査費を充当するのに適さない会費等

個人の立場で加入している団体に対する会費、意見交換を伴わない会合等の参加費、団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費等には支出できない。

(別紙 1 2)

本 件 手 引 の 記 載

1 調査研究費

(1) 交通費

公共交通機関（鉄道，バス，タクシー，航空機，船舶），レンタカー，高速道路，有料駐車場については実費とするものとされているが，自家用自動車については，県の旅費規定に基づく車賃の額（1キロメートル当たりの基準単価 37 円）を準用することができるものとされている。

(2) 宿泊料

実費とする（食事代を除く。）。なお，その額についても社会通念上妥当な範囲とするものとされ，その参考として，「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例」にて規定する宿泊料が，1泊につき甲地方が16,500円，乙地方が13,300円であることが付記されている。

(3) 海外視察経費

支出できる（国内旅費と同様に実費によるものとする。）。

(4) 調査相手方への謝礼等の支出

支出できる。

2 研修費

(1) 食糧費

ア 他者が主催する研修会に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費

公職選挙法の制限に抵触しないことを前提とした上で，政務調査活動としての研修会との一体性があり，その内容も講師や他の参加者との情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限り，自己負担分（会費等）を支出することはできる。なお，その額についても社会通念上妥当な範囲とし，目安として5,000円程度とする。

イ 会派及び議員間での懇談に要する経費

たとえそれが政務調査活動の一環として開催される場合であっても支出できない。

(2) 会費のうち議員連盟及び他団体主催会合等の会費

個々の議員連盟等の活動内容や実態が、政務調査活動にかなうものである場合は支出できる。また、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費は、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合は支出できる。

3 会議費のうち食糧費としての他者が主催する会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費

公職選挙法の制限に抵触しないことを前提とした上で、政務調査活動としての研修会との一体性があり、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合に限り、自己負担分（会費等）を、会議費ではなく、「調査研究費」から支出することはできる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、目安として5,000円程度とする。

4 政務調査費を充当するのに適さない経費等

(1) 私的財産の形成につながる経費等

ア 事務所として使用する不動産の購入、建築工事への支出

イ 自動車の購入、修理点検等維持経費

ウ 政務調査活動に直接必要としない備品等の購入経費（絵画、冷蔵庫、衣服等）

(2) 政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費

ア 政党活動

(ア) 政党広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送料

(イ) 政党組織の事務所の設置維持経費、人件費

(ウ) 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費

(エ) 会派役員経費

イ 選挙活動

選挙における各種団体への支援依頼活動，選挙ビラ作成経費，その他の選挙活動費

ウ 後援会活動

(ア) 後援会の広報誌，パンフレット，ビラ等の印刷，発送料

(イ) 後援会主催の「県政報告会」等の開催経費

エ 私的活動

(ア) 慶弔餞別費，冠婚葬祭費等（見舞，香典，祝金，餞別，寸志，中元，歳暮，慶弔電報，年賀状購入費等）

(イ) 宗教活動費（檀家総代会，報恩講，宮参り等）

(ウ) 観光，レクリエーション，親睦会経費等

(3) 政務調査費を充当するのに適さない会費等

ア 個人の立場で加入している団体に対する会費

町会費，公民館費，PTA会費，商工会費，同窓会費等

イ 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）

(ア) 挨拶，会食やテープカットだけの出席に要する経費

(イ) 飲食を主目的とする懇談会会費

(ウ) 他の議員の後援会や祝賀会に出席する経費

(エ) 議員が他の団体の役職を兼ねていて，その団体の理事会，役員会や総会の出席経費

ウ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合その団体に対して納める年会費，月会費

(ア) 多額の還付金が生じる議員連盟の年会費

(イ) 会食代等が主な充当先である団体の年会費等

エ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食，その他法令等の制限に抵触する事項

公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超

える飲食の提供，講演会等集会における食事の提供)

以上

これは正本である。

平成 28 年 5 月 17 日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 阿 部 俊 之

